市 章

大和高田市公報

市の木：さざんか

目　　次

条例 9
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（保護課） 9
大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（法務課） 10
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 11
大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（保育幼稚園課） 11
大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課） 15
近鉄大和高田駅前広場管理条例の一部を改正する条例（都市計画課） 15
大和高田市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例（危機管理課） 16
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課） 17
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課） 19
規則 19
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課） 19
大和高田市契約規則の一部を改正する規則（契約監理課） 19
大和高田市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（危機管理課） 20
大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（社会福祉課） . 21
近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課） 21
身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則等を廃止する規則（社会福祉課） 22
大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（人事課） 22
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 25
会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 26
一般職の職員の給与等に関する条例附則第１８項から第２４項までの規定に基づく規則（人事課） 27
大和高田市職員の定年等に関する規則（人事課） 34
大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（法務課） 38
行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則（企画創生課） 38
大和高田市行政組織規則及び大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企画創生課） 39
大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保護課） . 62
大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（法務課） 65

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（法務課）……119
訓令……120
令和４年度大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する訓令（地域包括ケア推進課）……120
大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令（人事課）……121
大和高田市審理員の指名手続に関する要綱（人事課）……124
大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（法務課）……124
行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令（企画創生課）……130
告示……131
放置自転車の移動、保管（生活安全課）……131
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する告示（こども家庭課）……132
大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する告示（こども家庭課）……132
令和５年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表（財政課）……133
大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）……162
大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）……162
道路の占用を制限する区域の指定（土木管理課）……163
大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会設置要綱（市立病院財務企画課）……164
大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示（生活安全課）……165
指定居宅介護支援事業者の指定（介護保険課）……167
大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示（健康増進課）……167
大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示（介護保険課）……169
大和高田市療育教室実施要綱を廃止する告示（社会福祉課）……177
大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱（社会福祉課）……177
大和高田市障害福祉サービス等の措置費用の徴収に関する要綱（社会福祉課）……183
大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱を廃止する告示（社会福祉課）……187
大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（法務課）……187
行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示（企画創生課）……192
指定納付受託者の指定（企画創生課）……192
収納事務の委託（企画創生課）……193
大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱（健康増進課）……193
大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示（学校教育課）……205
公告……206
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）……206
ネーミングライツパートナーの募集（企画創生課）……206
令和５年度大和高田市ケアプラン点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）……206
定期予防接種の実施（健康増進課）……209
新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種の実施（健康増進課）……210
教育委員会……211
大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則（教育総務課）……211

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（教育総務課）……212
大和高田市部活動地域移行検討委員会設置要綱（学校教育課）……215
大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱の一部を改正する訓令（教育支援課）……217
大和高田市教育委員会３月臨時委員会の招集（教育総務課）……217
大和高田市教育委員会３月定例委員会の招集（教育総務課）……217
大和高田市教育委員会３月臨時委員会の招集（教育総務課）……218
大和高田市指定文化財の指定（生涯学習課）……218
大和高田市指定文化財の指定（生涯学習課）……218
大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）……219
大和高田市立高田商業高等学校入学者選抜における学力検査成績の開示に関する要綱の一部を改正する告示（学校教育課）……219
選挙管理委員会……220
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の３分の１等（選挙管理委員会）……220
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）……220
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所（選挙管理委員会）……221
奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の３分の１の数等（選挙管理委員会）……221
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会）……221
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）……221
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における大和高田市期日前投票所（選挙管理委員会）……222
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者（選挙管理委員会）……222
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が１０人を超えるとき及び同一政党に属する者が３人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会）……222
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所（選挙管理委員会）……223
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所（選挙管理委員会）……223
令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等（選挙管理委員会）……223
奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の３分の１等（選挙管理委員会）……224
令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会）……224
令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における大和高田市期日前投票所（選挙管理委員会）……224
令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者（選挙管理委員会）……225
令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が１０人を超えるとき及び同一政党に属する者が３人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会）……225

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所（選挙管理委員会）……225
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者（選挙管理委員会）……225
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所（選挙管理委員会）……226
令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者（選挙管理委員会）……226
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）……226
農業委員会……227
大和高田市農業委員会４月定例委員会の招集（農業委員会）……227
公営企業……227
大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程（下水道課）……227
大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程（水道総務課）……230
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）……230
公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）……230
議会事務局……231
大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（議会事務局）……231

公布された条例のあらまし

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（保護課）

１　理由

生活保護の医療扶助について、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が令和５年度より本格導入されることに伴い、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が導入されるため、これを独自利用事務として定めるよう所要の改正を行います。

２　内容

１　別表第１に「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」を追加します。（別表第１関係）

２　別表第２に「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」を追加するとともに、当該事務において連携すべき情報を加えます。（別表第２関係）

３　別表第２及び別表第３に「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」において収集した情報について、必要に応じて他の事務と連携できるよう改正します。（別表第２及び別表第３関係）

４　その他所要の改正を行います。

３　施行期日

令和５年４月１日

◇大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（法務課）

１　理由

令和４年１２月議会において成立した大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例を受けて、当該条例との整合性を図るための改正を行うほか、用語の整理等所要の改正を行います。

２　内容

１　「諮問庁」に審査会に諮問を行う大和高田市議会を加え、「保有個人情報」に大和高田市議会に係るものを加えます。（第３条関係）

２　審査会の所掌事項に、大和高田市議会が大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例に基づいて行う諮問に係る事項を加えます（第４条関係）

３　個人情報保護法の改正及びこれに伴う大和高田市議会の個人情報保護に関する条例の制定により、現行の情報公開制度における開示決定等の期限の起算日について、解釈上の疑義が生じることから、これを明確化する改正を行います。（附則第２条関係）

４　その他所要の改正を行います。

３　施行期日

令和５年４月１日

◇一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

１　理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に鑑み、

本市の会計年度任用職員の期末手当を改定します。

２　内容

会計年度任用職員の令和５年６月期以降の期末手当の支給割合について、現行の１００分の７２．５から１００分の６７．５にする引下げの改定を行います。（第１７条第３項関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

１　理由

懲戒権に関する規定の削除に伴い、懲戒権について定めた規定を削除します。

また、令和５年４月にこども家庭庁が設置されることに伴い行われた子ども・子育て支援法の一部改正を受けて、所要の改正を行います。

加えて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び基準に係る従うべき基準について、安全計画の策定並びに自動車を使用する際の利用乳幼児等の所在確認及び安全装置の設置を義務付けられたことに伴い、所要の改正を行います。

２　内容

第１条　大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

民法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０２号）の一部施行に伴い、懲戒権に係る規定が削除されたため、懲戒権の行使に関する規定を削除とします。（第２６条関係）

第２条　大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

こども家庭庁設置法の制定に伴う関係法令の改正により、条例中の引用条文に条ずれが生じたため、これを修正します。（第４条、第６条、第７条、第８条、第１３条、第１５条、第２０条、第３５条、第３６条、第３７条、第３９条、第５１条及び第５２条関係）

第３条　大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

民法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０２号）の一部施行に伴い、懲戒権に係る規定が削除されたため、懲戒権の行使に関する規定を削除とします。（第１３条関係）

第４条　大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（１）　第６条第１項の家庭的保育事業者等について居宅訪問型保育事業者を除いた意味として理解すべきことを定める規定中に、第６条第１項の括弧書き中に第７条の３第２項を加えます。（第６条関係）

（２）　大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚労省令第６１号）の一部改正により、安全計画の策定が義務化されたため、当該義務化に係る規定を新たに追加します。（第７条の２関係）

（３）　「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の策定に伴い、幼児等の送迎に当たっての安全管理の徹底化を行うため、送迎自動車を運行する際における幼児等の所在確認と安全確認の装置の義務付けに係る規定を新たに追加します。（第７条の３関係）

（４）　インクルーシブ保育について、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援を推進するよう見直しを行うため、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できるよう規定の改正を行います。（第１０条関係）

（５）　衛生管理について、感染症等の防止に係る研修・訓練が努力義務化されたことに伴い、

家庭的保育事業者等に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講ずる努力義務を課す旨定めた規定の改正を行います。（第１４条関係）

第５条　大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（１）　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚労省令第６３号）の一部改正により、安全計画の策定が義務化されたため、当該義務化に係る規定を新たに追加します。（第６条の２関係）

（２）　「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の策定に伴い、幼児等の送迎に当たっての安全管理の徹底化を行うため、送迎自動車を運行する際における幼児等の所在確認と安全確認の装置の義務付けに係る規定を新たに追加します。（第６条の３関係）

（３）　放課後児童健全育成事業者に対して、感染症や非常災害の発生時においても支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定する努力義務を課す規定を新たに追加します。（第１２条の２関係）

（４）　衛生管理について、感染症等の防止に係る研修・訓練が努力義務化されたことに伴い、放課後児童健全育成事業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講ずる努力義務を課す旨定めた規定の改正を行います。（第１３条関係）

第６条　大和高田市子ども・子育て会議条例の一部改正

こども家庭庁設置法の制定に伴う関係法令の改正により、条例中の引用条文に条ずれが生じたため、これを修正します。（第１条及び第２条関係）

３　施行期日

第２条、第４条、第５条及び第６条　令和５年４月１日

第１条及び第３条　公布の日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険医療課）

１　理由

国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和４年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案してその支給額を引き上げるべきとされたことを受けて健康保険法施行令が一部改正されたことを鑑み、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものです。

２　内容

出産育児一時金の額を「４０万８千円」から「４８万８千円」に引き上げます。（第５条関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

◇近鉄大和高田駅前広場管理条例の一部を改正する条例（都市計画課）

１　理由

人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小及び公共交通事業の経営の悪化により、多くの地域において、地域公共交通の確保及び維持が困難となっている一方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、公共交通による移動手段の確保の必要性が高まっている状況に鑑み、公共交通事業者の負担の軽減を図ることにより地域公共交通の維持及び活性化を目的として、使用料を見直す改正を行うものです。

２　内容

条例第４条第１項第１号に掲げる行為（主にバス及びタクシーによる一般旅客自動車運送事業が対象です。）に係る使用料について、１台当たり１月につきバスにあっては１２，０００円、タクシーにあっては５，０００円とする規定から、１台当たり１年につき市長の評定した土地の

価額（前年度路線価をいいます。）に１００分の３を乗じて得た額を基準にして、車両１台当たりの必要停車面積分を算出した額とする規定に改めます。（別表関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

◇大和高田市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例（危機管理課）

１　理由

個人情報の保護に関する法律の改正を受けて大和高田市個人情報保護条例が廃止されることから、同条例第９条第１項第６号に基づき行っていた名簿情報の提供について、災害対策基本法第４９条の１１第２項の規定により、当該提供を可能にする条例を新たに定めるものです。

２　内容

条例の骨子

第１条（趣旨）

第２条（避難支援等関係者の範囲）

第３条（名簿情報の提供における同意に関する特例）

第４条（名簿情報の取扱いに関する協定）

第５条（名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等）

第６条（利用及び提供の制限）

第７条（秘密保持義務）

第８条（委任）

３　施行期日

令和５年４月１日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

１　理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

２　内容

１　肉用牛の売却による事業所得の課税特例に係る適用期限の延長（附則第８条関係）

課税の特例の適用期限を３年延長します。

２　大規模改修マンションに係る課税標準の特例措置の創設（附則第１０条の２第１８項及び附則第１０条の３第１１項関係）

改正マンション管理適正化法（令和４年４月１日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に実施した場合に、工事が完了した翌年度分の建物の固定資産税について、特例措置を講じ、当該特例措置の特例率を参酌基準である３分の１と設定するほか、その減額適用申告に必要な申告事項や期間等について条例に定めます。

３　軽自動車税種別割の特例措置の適用期限の延長（附則第１６条関係）

軽自動車税種別割におけるグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を３年間（２５％軽減の対象については２年間）延長する改正をおこないます。

４　優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例に係る適用期限の延長（附則第１７条の２関係）

課税の特例の適用期限を３年延長します。

５　その他所要の改正を行います。

３　施行期日

令和５年４月１日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

１　理由

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険の被保険者に係る課税の軽減措置が執り行われることに伴い、これに準じて国民健康保険税の減額対象となる所得基準の算定に用いる加算額を引上げる改正を行うほか所要の改正を行います。

２　内容

１　国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を算定する際に使用する加算額を、５割軽減分（第２１条第１項第２号）に関しては２８万５千円から２９万円に、２割軽減分（第２１条第１項第３号）に関しては５２万円から５３万５千円に引き上げます。（第２１条関係）

２　その他所要の改正を行います。

３　施行期日

令和５年４月１日

条　例

条例第２号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

１６　教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「

１６　市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
１７　教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第２の１の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「精神障害者医療費助成関係情報」という。）」の次に「又は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表の２の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「精神障害者医療費助成関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の３の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。）」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の４の項、５の項及び６の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の７の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「高齢者精神障害者医療費助成関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の８の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１１の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「住民票関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１４の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「障害者関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１５の項特定個人情報の欄中「又は」を「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、」に改め、「障害者関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１６の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「障害者関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１７の項特定個人情報の欄中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１８の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「に関する情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の１９の項特定個人情報の欄中「に関する情報」の次に「（以下「母子保健関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

２０　市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第３の教育委員会の項特定個人情報の欄中「又は」を「、」に改め、「住民票関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加える。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

条例第３号

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「処分庁又は審査庁及び」を「審査庁、」に改め、「同条第１項」の次に「又は大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２０号）第７条」を、「同じ。）」の次に「及び大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第４５条又は第５０条の規定により審査会に諮問をした議会」を加え、同条第３号を次のように改める。

（３）　保有個人情報　次に掲げるものをいう。

ア　個人情報保護法第７８条第１項第４号、第９４条第１項又は第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第２号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第６０条第１項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

イ　議会個人情報保護条例第２０条第５号ア、第３５条第１項又は第４２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第４号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第２条第４項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する公文書に係るものをいう。）をいう。

第４条第１号及び第２号中「諮問に応じ」を削り、「審査請求」の次に「に係る諮問」を加え、同条第３号中「(令和４年条例第２０号)」及び「諮問に応じ、」を削り、「確保」の次に「に係る諮問」を加え、同条に次の２号を加える。

（４）　議会個人情報保護条例第４５条の規定による、開示決定等又は議会個人情報保護条例第１８条第２項、第３１条第２項若しくは第３８条第２項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に関する事項

（５）　議会個人情報保護条例第５０条の規定による個人情報の適正な取扱いの確保に係る諮問に関する事項

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（大和高田市情報公開条例の一部改正）

第２条　大和高田市情報公開条例（平成１０年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項及び第１２条中「から」を「の翌日から起算して」に改める。

第１６条第１項中「処分庁又は」を削る。

条例第４号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和３２年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１７条第３項第２号中「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

条例第５号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部

を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　大和高田市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

第２条　大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１５条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改める。

第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

（大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１３条次のように改める。

第１３条　削除

第４条　大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第７条第１項」を「次条第１項、第７条の３第２項」に改め、第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第１０条中「するときは、」の次に「その保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第１４条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例１９号）の一部を次のように改正する。

第６条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安

全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第１２条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第１３条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（大和高田市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第６条　大和高田市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条第１項中「第７７条第１項」を「第７２条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例中第１条及び第３条の規定は公布の日から、第２条及び第４条から第６条までの規定は令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　第４条の規定による改正後の大和高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第３条　令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間、第５条の規定による改正後の大和高田

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

条例第６号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和３６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「４０万８千円」を「４８万８千円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大和高田市国民健康保険条例第５条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、この条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

条例第７号

近鉄大和高田駅前広場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

近鉄大和高田駅前広場管理条例の一部を改正する条例

近鉄大和高田駅前広場管理条例（平成１９年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第４条第１項第１号に掲げる行為の項使用料の欄中

「

バス１台当たり１月につき　１２，０００円
タクシー１台当たり１月につき　５，０００円

」を

「

自動車１台当たり１年につき　市長の評定した土地の価額に１００分の３を乗じて得た額に当該土地の面積に対する当該自動車の使用面積の割合を乗じて得た額

」に

改める。

別表中備考４を備考５とし、備考３を備考４とし、備考２の次に次のように加える。

３　使用料の額が年額で定められている場合において、使用期間が１年に満たないときはこれを月割により計算し、１月に満たない端数があるときはこれを１月として計算する。この場合において、使用料の額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

別表備考に次のように加える。

６　備考１から備考５までの規定は、第４条第１項第３号及び第４号に掲げる行為の使用料につい

ては、適用しない。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

条例第８号

大和高田市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例をここに公布する。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第４９条の１１第２項又は第３項に基づく避難行動要支援者名簿（法第４９条の１０第１項の規定により作成された避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供に関し、本人の同意に関する特例、名簿情報の提供を受けた者の義務その他必要な事項を定めるものとする。

（避難支援等関係者の範囲）

第２条　市における法第４９条の１１第２項の避難支援等関係者は、次に掲げるとおりとする。

（１）　奈良県広域消防組合

（２）　大和高田市消防団に関する条例（昭和３６年条例第１４号）に規定する消防団

（３）　奈良県警察

（４）　大和高田市の区域に置かれた民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に定める民生委員

（５）　社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会

（６）　大和高田市の区域に設立された法第５条第２項に規定する自主防災組織

（７）　前各号に掲げるもののほか、避難支援等（法第４９条の１０第１項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者として市長が定める者

（名簿情報の提供における同意に関する特例）

第３条　市長は、法第４９条の１１第２項により前条に規定する避難支援等関係者（次条において「避難支援等関係者」という。）に名簿情報を提供する場合には、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることを要しないものとする。

（名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等）

第４条　法第４９条の１１第２項又は第３項の規定による名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

２　名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報に漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等以外の目的のために提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（秘密保持義務）

第６条　名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、令和５年４月１日から施行する。

条例第９号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和２６年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３８条中「第５号の１５様式」の次に「又は第５号の１５の２様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第４０条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第４１条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第９０条第１項及び第５項並びに第９３条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条中第１６項を削り、同条第１７項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１８項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に、「４分の３」を「、４分の３」に改め、同項を同条第１７項とし、第１７項の次に次の１項を加える。

１８　法附則第１５条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第１０条の３中第１２項を第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項の次に次の１項を加える。

１１　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有

しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
（２）　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
（３）　家屋の建築年月日及び登記年月日
（４）　当該工事が完了した年月日
（５）　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１５条の２の２を削る。

附則第１５条の７第３項を削る。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「３輪以上のガソリン軽自動車」を「３輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得されたこの条例による改正前の大和高田市税賦課徴収条例附則第１５条の２の２及び第１５条の７第３項に規定する３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２　この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

条例第１０号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和３２年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項第２号中「２８万５千円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５千円」に改める。

第２１条の２中「第２２条の２」を「第２２条の２第１項」に改める。

第２２条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第２項中「第２１条第１項」を「第２１条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２１条第１項の」を「第２１条の」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規　則

規則第３号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月１０日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和２年規則第２６号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和５年３月３１日」を「令和５年５月７日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第４号

大和高田市契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市契約規則の一部を改正する規則

大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同条第４号中「ことができる事務の手続のサービスを提供する法人が運営する」を「ための情報処理」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

（４）　電子入札システム　インターネットを利用して入札を行うための情報処理システム（次号に定めるものを除く。）をいう。

第５条第１項中「第１６７条の４第１項に規定する者」を「第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第３項中「暴力団員又は」を削る。

第７条第１項並びに同条第３項第４号及び第９号並びに第１０条第２項中「財産売却システム」を「電子入札システム又は財産売却システム」に改める。

第１０条の２第４項を削る。

第１０条の３第１項第１号中「１０分の９」を「１００分の９２」に改め、同項第２号中「１０分の６」を「１００分の６０」に、「１０分の８」を「１００分の８５」に改める。

第１１条中第７項を第８項とし、第３項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、「ともに、」の次に「市長が別に定める方法による記名又は押印に相当する電磁的記録を」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札システムによる入札に参加しようとする者は、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子書名（署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子書名をいう。）を行い、当該電子書名に係る電子証明書（電子書名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）と併せてこれを所定の入札期間内に本市の使用に係る電子入札システムに送信しなければならない。

第１２条第４号中「(財産売却システムによる入札における記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)」及び「(財産売却システムによる入札の場合にあっては、入札書に記名若しくは押印又は市長が別に定める方法による記名若しくは押印に相当する電磁的記録がないもの)」を削り、同条第１０号中「財産売却システム」を「電子入札システム又は財産売却システム」に改め、「前条第２項」の次に「若しくは第３項」を加え、「とき。」を「又は入力事項を確認できない入札」に改める。

第１３条の２第１項中「第１６７条の８第３項」を「第１６７条の８第４項」に改める。

第１６条及び第１６条の２（見出しを含む。）中「財産売却システム」を「電子入札システム又は財産売却システム」に改める。

第２０条第１項中「第１６条（第１０条第２項、第１１条第２項、」を「第１６条の３（」に改め、「及び第１６条の３」を削る。

第４９条第１項中「第４８条第１項各号」の次に「又は同条第２項各号」を加える。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第５号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則（平成１８年規則第３７号－３）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「１７１，６５０円」を「１７２，５５０円」に、「７５，２９０円」を「７７，８９０円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「８５，７８０円」を「８６，２８０円」に、「３７，６００円」を「３８，９００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則は、令和５年４月１日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規則第７号

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則（令和２年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「ただし、」の次に「１２月２９日から翌年の１月３日までの日及び」を加え、同条第１項第１号中「正午」の次に「まで」を加え、同項第２号中「午後６時」の次に「まで」を加える。

第９条中「若者指導支援員」を「若者支援指導員及び若者支援相談員」に改める。

第１０条第３号中「第９条」を「第１０条」に改め、「心理相談員、」を削り、同条に次の１項を加える。

２　若者支援相談員は、次に掲げる者のうちから市長が任用する。

（１）　公認心理師法（平成２７年法律第６８号）第２８条の登録を受けた公認心理士

（２）　公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

（３）　医師法（昭和２３年法律第２０１号）第６条の規定による免許を受けた医師であって精神保健に関して学識経験を有するもの

（４）　若者の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者であって、学校教育法第１１条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にあるもの又はそれらの職にあったもの

（５）　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第８号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則（平成１９年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「条例」の次に「(平成元年条例第３号)」を加える。

別表条例第４条第１項第１号に掲げる行為の項使用料の欄中

「

バス１台当たり１月につき　１２，０００円
タクシー１台当たり１月につき　５，０００円

」を

「

自動車１台当たり１年につき　市長の評定した土地の価額に１００分の３を乗じて得た額に当該土地の面積に対する当該自動車の使用面積の割合を乗じて得た額

」に

改める。

別表中備考４を備考５とし、備考３を備考４とし、備考２の次に次のように加える。

３　使用料の額が年額で定められている場合において、使用期間が１年に満たないときはこれを月割により計算し、１月に満たない端数があるときはこれを１月として計算する。この場合において、使用料の額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

別表備考に次の１号を加える。

６　備考１から備考５までの規定は、条例第４条第１項第３号及び第４号に掲げる行為の使用料については、適用しない。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第９号

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則等を廃止する規則

(身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則等の廃止)

第１条　次に掲げる規則は、廃止する。

（１）　身体障害者福祉法に基づく福祉の措置等に関する規則（平成１２年規則第４９号）

（２）　身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和６３年規則第３号）

（３）　知的障害者福祉法に基づく福祉の措置に関する規則（平成１２年規則第４８号）

（４）　知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和６３年規則第６号）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１０号

大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備

に関する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（大和高田市行政組織規則の一部改正）

第１条　大和高田市行政組織規則（平成２０年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「主査」の次に「、統括調整員」を加える。

第１１条中「及び」を「、」に改め、「主査」の次に「及び統括調整員」を加える。

（大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部改正）

第２条　大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則（平成１９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「主査」の次に「、統括調整員」を加える。

（大和高田市文書規則の一部改正）

第３条　大和高田市文書規則（平成１１年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第５項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（大和高田市職員の職名等に関する規則の一部改正）

第４条　大和高田市職員の職名等に関する規則（平成１９年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「主査」の次に「、統括調整員」を加える。

（職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正）

第５条　職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成１０年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第６条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第９条の２中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）その他の同条第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第１１条各号及び第１１条の２中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第１１条の３第１項第１号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第２号中「再任用職員（法第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により採用された職員をいう。第４項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１１条の４第１号及び第２号、第１３条ただし書、第１５条第３項ただし書、第１６条の２第１項ただし書、第２５条の２第２項並びに第２９条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正）

第７条　大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則（平成２８年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２号中「第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第８条　一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和３２年規則第１１号）の一部を次のよう

に改正する。

第１条の２の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第１号中「第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第４条の２」を「第４条第９項」に改め、同条第２号中「、第４項又は第９項」を「又は第４項」に改め、同条第４号中「第４条の３第２項及び第３項」を「条例第４条の２第２項及び第３項」に改める。

第５条の６の前の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第５条の１３第２項中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に改める。

第８条第２号及び第３号並びに第１０条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１９条第１項、第２項、第３項各号及び第４項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２０条の３中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の１項を加える。

（定年の引上げに伴う降給の通知）

５　条例附則第１８項又は第１９項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

別表教育職給料表（１）の項職員の欄及び同表教育職給料表（２）の項職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正）

第９条　義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和５０年規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「。以下「法」という。」を削り、「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条ただし書中「法第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める場合」を「定年前再任用短時間勤務職員の場合」に改める。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第１０条　大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成１７年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「主査」の次に「、統括調整員」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第２条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。

２　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１１条の３第１項第２号及び第４項の規定を適用する。

（大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第３条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則第２０条第２号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第２２条の４第１項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項」とする。

第４条　この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により職員として採用された場合における改正後の大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則第２０条の規定の適用については、なお従前の例による。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第５条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の規定を適用する。

２　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則第１９条及び別表の規定を適用する。

（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第６条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定を適用する。

２　暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第２条本文及び別表の規定を適用する。

規則第１１号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和３２年規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の次に次の１条を加える。

（給料の調整額）

第１条の３　条例第４条の４の規定により、調整額表を次のとおり定める。

調整額表

対象となる職員	調整額
条例別表第３ウ　医療職給料表（３）が適用される職員のうち市立病院に勤務する者	１２，０００円

２　前項に規定する調整額表（以下「調整額表」という。）の左欄に規定する職員に支給する調整額は、次の各号に該当する職員にあっては、当該各号の区分に応じて当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額がその者の給料月額の１００分の２５を超えるときは、給料月額の１００分の２５に相当する額とする。

（１）　法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員　調整額表の右欄に規定する額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「勤務時間等条例」という。）第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

（２）　育児短時間勤務職員　調整額表の右欄に規定する額に、勤務時間等条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

（３）　任期付短時間勤務職員　調整額表の右欄に規定する額に、大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第４条により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

（４）　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員　調整額表の右欄に規定する額に、その者のその月の勤務時間を７．７５で除して得た数に２１で除して得た数を乗じて得た額

第２条第１項ただし書中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「勤務時間等条例」という。）」を「勤務時間等条例」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１２号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和２年規則第９号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「及び適応指導教室において心理相談業務」を「若しくは適応指導教室又は若者の居場所づくり事業において心理相談業務」に改める。

別表第１（１）　行政職給料表の適用を受ける第２号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上限号給の表中

「

看護師	１級	２６号給	３８号給	

」を

「

看護師	１級	２６号給	３８号給	
医療的ケア准看護師	２級	２３号給	３５号給	医療的ケア児支援のために

				学校に配置する者
医療的ケア看護師	２級	３４号給	４６号給	医療的ケア児支援のために学校に配置する者

」に改める。

別表第２（１）　行政職給料表の適用を受けるものとした場合における第１号会計年度任用職員の職務の級及び号給の表中

「

看護師	１級	５１号給	

」を

「

看護師	１級	５１号給	
医療的ケア准看護師	２級	３５号給	医療的ケア児支援のために学校に配置する者
医療的ケア看護師	２級	４６号給	医療的ケア児支援のために学校に配置する者

」に、

「

高等学校クラブ活動指導員	２級	１２５号給	

」を

「

高等学校クラブ活動指導員	２級	１２５号給	
部活動指導員	１級	８６号給	

」に改める。

別表第３中「及び適応指導教室において心理相談業務」を「若しくは適応指導教室又は若者の居場所づくり事業において心理相談業務」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１３号

一般職の職員の給与等に関する条例附則第１８項から第２４項までの規定に基づく規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

一般職の職員の給与等に関する条例附則第１８項から第２４項までの規定に基づく規則

（趣旨）

第１条　この規則は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和３２年条例第６３号。以下「給与条例」という。）附則第１８項から第２０項まで又は第２２項から第２４項までの規定により規則で定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この規則において用いる用語の意義は、特段の定めがある場合のほか、給与条例及び大和高田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第５号。以下「定年条例」という。）の例による。
（給与条例附則第１８項の規則で定める職員）
第３条　給与条例附則第１８項第１号の規則で定める職員は、大和高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第２３号。以下「令和４年改正条例」という。）による改正前の定年条例第３条第２号に規定する職員とする。
（給与条例附則第１９項の規則で定める職員）
第４条　給与条例附則第１９項第２号の規則で定める職員は、令和４年改正条例による改正前の定年条例第３条第１号に規定する職員とする。
（給与条例附則第２０項の規則で定める職員）
第５条　給与条例附則第２０項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
（１）　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員（定年条例第９条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員で当該延長された異動期間後に降任等された職員（以下「特例任用後降任等職員」という。）を除く。）のうち、次に掲げる職員
ア　異動日（給与条例附則第２０項に規定する異動日をいう。以下同じ。）以後に初任給基準異動（給与条例第３条第１項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和３３年規則第８号）別表第１に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。）をした職員
イ　異動日から特定日（給与条例附則第１８項に規定する特定日をいう。以下同じ。）までの間に降格又は降号をした職員
ウ　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
エ　異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
（２）　異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
（給与条例附則第２２項の規定による給料の支給）
第６条　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第１号、第３号又は第４号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第６条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（第３項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第６条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２２項の規定による給料として支給する。
（１）　異動日以後に給料表の適用を異にする異動又は同一の給料表の適用であって初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日に当該給料表異動等があったものと

した場合（給料表異動等が２回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に１００分の７０を乗じて得た額

（２）　異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を２回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に１００分の７０を乗じて得た額

（３）　異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に１００分の７０を乗じて得た額

（４）　異動日以後にその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員　市長の定める額

（５）　異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に１００分の７０を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額（給与条例附則第２１項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項の規定による育児短時間勤務をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号）第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）をいう。以下同じ。）を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第６条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であって同項第５号に掲げる職員に該当する職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員は第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第６条基礎給料月額は、同項第１号から第４号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　第１項第１号から第５号までのうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第２２項の規定による給料として支給する。

第７条　特例任用後降任等職員であって、定年条例第９条第１項及び第２項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日（以下「延長がなかった場合の異動期間の末日」をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（延長がなかった場合の異動期間

の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この項において「第７条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第１項第１号及び第３号から第５号まで、第３項並びに第４項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第７条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２２項の規定による給料として支給する。

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第７条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第８条　特例任用後降任等職員であって、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第１号、第３号又は第４号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第８条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（第３項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第８条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２２項の規定による給料として支給する。

（１）　延長がなかった場合の異動期間の末日以後に給料表異動等をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が２回以上あった場合にあっては、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

（２）　延長がなかった場合の異動期間の末日から異動日までの間に降格（本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を２回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に１００分の７０を乗じて得た額

（３）　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応

する給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

（４）　延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員　市長の定める額

（５）　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第８条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であって、第５号に掲げる職員に該当する職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員は第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第８条基礎給料月額は、同項第１号から第３号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　第１項第１号から第５号までのうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第２２項の規定による給料として支給する。

（給与条例附則第２３項の規定による給料の支給）

第９条　法第２８条の２第１項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表の適用を異にする異動（以下この条及び次条において「給料表異動」という。）のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの（以下「降任等相当給料表異動」という。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（定年条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員（以下「第１項特例任用職員」という。）から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第４項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第９条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第９条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附

則第２３項の規定による給料として支給する。
２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第９条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
３　降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第９条基礎給料月額は、第１項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
４　降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第１８項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第２３項の規定による給料として支給する。
（１）　降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
（２）　降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
（３）　降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
（４）　降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第１０条　第１項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第１０条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第１０条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２３項の規定による給料として支給する。
２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第１０条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
３　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第１０条基礎給料月額は、第１項各号に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
４　第１項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第１８項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第２３項の規定による給料として支給する。
（１）　降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
（２）　延長がなかった場合の異動期間の末日から降任等相当転任日までの間に降格（本人の同意

に基づく降格に該当するものを除く。）又は降号をした職員

（３）　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

（４）　延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第１１条　特例任用期間降格等職員であって、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第１８項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額。以下この条において「第１１条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第２８条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第１１条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第２３項の規定による給料として支給する。

（１）　次号に掲げる職員以外の職員　特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

（２）　延長がなかった場合の異動期間の末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員　特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に１００分の７０を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第１１条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第１１条基礎給料月額は、第１項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　特例任用期間降格等職員であって、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第１８項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、その定める日から法第２８条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第２３項の規定による給料として支給する。

（１）　特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第２８条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第２条第２号に規定する昇格をした職員

（２）　特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

（３）　延長がなかった場合の異動期間の末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。）又は降号をした職員

（４）　延長がなかった場合の異動期間の末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

（５）　延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（補則）

第１２条　この規則に定めるもののほか、給与条例附則第１８項から第２０項まで又は第２２項から第２４項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１４号

大和高田市職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市職員の定年等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大和高田市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第５号。以下「条例」という。）第１４条の規定に基づき、職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年に達している者の任用）

第２条　職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の６第４項に規定する職員を除く。）の採用は、再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員として採用することをいう。次項において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職について定められた定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職で市長が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職（条例第２条の規定により退職することをいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

２　職員の他の職への異動（法第２８条の６第４項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第４条第１項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）において、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動する場合その他特別の事情による場合の異動及び再任用としての異動については、この限りでない。

（勤務延長）

第３条　条例第４条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

第４条　任命権者は、勤務延長（条例第４条第１項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合又は条例第４条第２項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付するものとする。条例第４条第４項の規定により

勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

２　勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第４条第３項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。条例第４条第４項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

第５条　任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（辞令の交付）

第６条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める辞令を交付しなければならない。ただし、第１号又は第６号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、当該辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

（１）　職員が定年退職をする場合

（２）　勤務延長を行う場合

（３）　勤務延長の期限を延長する場合

（４）　勤務延長の期限を繰り上げる場合

（５）　勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合

（６）　勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

（７）　条例第９条第１項及び第２項の規定により異動期間を延長する場合

（８）　条例第９条第１項及び第２項の規定により延長した異動期間の期限を繰り上げる場合

（９）　条例第９条第１項及び第２項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

（異動期間の延長等における同意）

第７条　条例第９条の規定により異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合における条例第１０条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

（勤務延長に関する報告）

第８条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を市長に報告しなければならない。

（定年前再任用の原則）

第９条　条例第１２条又は第１３条第１項の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第１３条に定める平等取扱いの原則及び法第１５条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

２　条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者が法第５２条第１項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第５６条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第１０条　条例第１２条及び第１３条第１項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

（１）　人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（２）　定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る辞令の交付）

第１１条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第２号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適

当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

（１）　定年前再任用を行う場合

（２）　任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に関する報告）

第１２条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

（委任）

第１３条　この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（情報の提供及び勤務の意思の確認における手続等）

第２条　定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他令和３年改正法附則第２条第３項に定めるところにより、改正後の法附則第２３項に規定する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する手続及びこの規則の円滑な実施のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

２　前項に規定する情報の提供は、次に掲げる情報（第１号、第３号及び第４号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢６０年（条例第７条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下「年齢６０年等」という。）に達した日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容に関する情報に限る。）とする。

（１）　法第２８条の２から第２８条の５までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限並びにこれらの特例に関する情報

（２）　定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

（３）　年齢６０年等に達した日後における最初の４月１日における当該職員の給料月額及び給与に関する情報（前号に規定する定年前再任用短時間勤務職員に任用された場合も含む。）

（４）　当該職員が年齢６０年等に達した日以後における最初の３月３１日に退職した場合の退職手当の額及び定年により退職をしたものと仮定した場合における退職手当の額（これらのいずれも非違によることなく退職をした場合に限る。）に関する情報

（５）　前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める勤務条件その他任用に関する情報

３　任命権者は、第１項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項に関する意思を確認するものとする。

（１）　引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

（２）　年齢６０年等に達する日以後の退職の意思

（３）　定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

（４）　前３号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項に関する意思

４　前項に規定する職員の勤務の意思については、当該職員における特定日（年齢６０年等に達した日以後における最初の４月１日）までの間において、任命権者が指定する日まで当該職員の実情において意思の変更を申し出ることができるものとする。

（勤務延長に関する準用）

第３条　条例第４条第２項の規定による期限の延長に関するこの規則の規定は、大和高田市職員の定

年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第２３号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第２条第１項の規定による期限の延長について準用する。

（令和４年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職及び職員）

第４条　令和４年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（同項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和５年３月３１日である場合には、令和４年改正条例による改正前の大和高田市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第３条に規定する定年である職に限る。）とする。

（１）　基準日以後に新たに設置された職

（２）　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和４年改正条例附則第２条第２項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和５年３月３１日である場合には、旧条例第３条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（令和４年改正条例附則第１０条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第５条　令和４年改正条例附則第１０条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（令和４年改正条例による改正後の大和高田市職員の定年等に関する条例第１２条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第３条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が同条例第３条第１項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（１）　基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（２）　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和４年改正条例附則第１０条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

３　令和４年改正条例附則第１０条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

（暫定再任用職員の選考に用いる情報）

第６条　令和４年改正条例附則第３条から第６条までに規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

（１）　能力評価及び業績評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

（２）　暫定再任用（令和４年改正条例附則第３条第１項若しくは第２項、附則第４条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。以下この号において同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他職の職務遂行上必要な事項として任命権者が定めるもの

（暫定再任用職員の辞令の交付等）

第７条　任命権者は、暫定再任用職員に任用する場合、暫定再任用職員の任期を更新する場合又は任期の満了により職員が当然退職する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、任期の満了により退職する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

２　令和４年改正条例附則第３条第５項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

（暫定再任用職員に関する報告）

第８条　任命権者は、毎年５月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（１）　前年度における暫定再任用の状況

（２）　前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

規則第１５号

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（大和高田市が出資する法人のうち情報公開に関して市の施策に準じる法人を定める規則の一部改正）

第１条　大和高田市が出資する法人のうち情報公開に関して市の施策に準じる法人を定める規則（平成１１年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

本則中「第２２条」を「第２１条」に改める。

第２条　大和高田市コンピュータシステム運用管理規則（平成１４年規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１４号中「大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号）第４２条」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条、第１８０条及び第１８３条」に改める。

（ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部改正）

第３条　ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成２０年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「大和高田市個人情報保護条例等」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等」に改める。

（大和高田市が出資する法人のうち個人情報保護に関して市の施策に準じる法人を定める規則の廃止）

第４条　大和高田市が出資する法人のうち個人情報保護に関して市の施策に準じる法人を定める規則（平成１３年規則第３６号）は、廃止する。

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

規則第１６号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

（大和高田市会計規則の一部改正）

第１条　大和高田市会計規則（平成１１年規則第５９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「市民税グループ係長」を「税務グループ係長（市民税担当）」に、「窓口係長」を「市民グループ係長（窓口担当）」に、「市民交流センター係に所属する職員」を「まち振興課長の指定する職員」に、「庶務係に所属する職員」を「保育幼稚園課長の指定する職員」に、「管理係長」を「健康増進グループ係長（管理担当）」に、「医療係に所属する職員」を「保険医療課長の指定する職員」に、「天満診療所事務長」を「保険医療課長の指定する職員」に、「企画総務係長」を「企画整備グループ係長（企画総務担当）」に、「保健給食係長」を「教育総務グループ係長（保健給食担当）」に、「商業高校事務管理係長」を「学校教育グループ係長（商業高校事務担当）」に、「生涯学習係に属する職員」を「生涯学習課長の指定する職員」に改める。

（大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正）

第２条　大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則（平成２８年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「商工振興係」を削り、「の職員」の次に「（地域振興部商工振興課長を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１７号

大和高田市行政組織規則及び大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市行政組織規則及び大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（大和高田市行政組織規則の一部改正）

第１条　行政組織規則（平成２０年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表を次のように改める。

部	室	課	係等
企画政策部		企画創生課	企画創生係
		広報広聴課	広報広聴グループ
		秘書課	秘書係
		情報政策課	情報政策係
		人事課	人事係
総務部		総務課	総務管財係
		法務課	法務係
		財政課	財政係
		税務課	税務グループ
	収納対策室		収納対策係
		契約監理課	契約監理グループ
市民生活部		市民課	市民グループ

		人権施策課	人権施策グループ
		市民衛生課	市民衛生係
	危機管理室	危機管理課	危機管理係
		生活安全課	生活安全係
地域振興部		まち振興課	まち振興グループ
		商工振興課	商工振興グループ
		農業振興課	農業振興グループ
		文化振興課	文化振興係
		スポーツ振興課	スポーツ振興係
福祉部		社会福祉課	社会福祉グループ
		保護課	保護グループ
	子育て支援室	こども家庭課	こども家庭グループ
		保育幼稚園課	保育幼稚園グループ
保健部		健康増進課	健康増進グループ
		介護保険課	介護保険グループ
		地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進グループ
		保険医療課	国保医療グループ
環境建設部		土木管理課	土木管理グループ
		営繕課	営繕係
		住宅課	住宅グループ
		都市計画課	都市計画グループ
	クリーンセンター	企画整備課	企画整備グループ
		建設企画課	広域整備係
		美化推進課	美化推進グループ

第４条第１項を次のように改める。

（分掌事務）

第４条　前条第１項の室及び課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画政策部

企画創生課

（１）　大和高田市まちづくりの指針の策定及び進行管理に関すること。

（２）　政策の企画及び重要な施策の総合調整に関すること。

（３）　行財政改革の進行管理及び連絡調整に関すること。

（４）　行政評価及び目標管理に関すること。

（５）　行政組織、事務の分掌及び職制に関すること。

（６）　行政の効率化に関すること。

（７）　指定管理者制度の総括及び総合調整に関すること。

（８）　総合教育会議に関すること。

広報広聴課

（１）　市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。

（２）　市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。

（３）　市勢要覧、広報誌等の発行に関すること。

（４）　市のホームページの管理運営に関すること。

（５）　市民相談に関すること。
（６）　市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。
（７）　公益通報者保護法（平成１６年号外法律第１２２号）に基づく外部通報に関すること。
（８）　行政不服審査会に関すること。
（９）　観光事業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（１０）　観光宣伝に関すること。
（１１）　観光施設の整備及び管理に関すること。
（１２）　観光行事に関すること。
（１３）　国際交流の推進に関すること。

秘書課
（１）　市長及び副市長の秘書に関すること。
（２）　儀式及び交際に関すること。
（３）　褒賞及び表彰に関すること。
（４）　市長会及び副市長会に関すること。
（５）　市長の資産等の公開に関すること。
（６）　市長及び副市長の事務の引継ぎに関すること。

情報政策課
（１）　地域情報化及び行政情報化施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　コンピュータシステムの管理運営及びサポートに関すること。
（３）　コンピュータシステムの利用により処理される個人情報の保護に関すること。
（４）　情報セキュリティの企画、運用及び啓発に関すること。
（５）　総合行政ネットワークの管理運用に関すること。
（６）　機器台帳の調製及び保管に関すること。
（７）　マイナンバー制度に係る庁内施策の総合調整に関すること。

人事課
（１）　人事給与制度及び人事管理の基本計画の策定に関すること。
（２）　職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること。
（３）　職員の定数及び配置に関すること。
（４）　職員の試験及び選考に関すること。
（５）　人事評価に関すること。
（６）　職員の給与、旅費及び勤務条件に関すること。
（７）　市長部局以外の各機関との人事及び給与に係る連絡調整に関すること。
（８）　職員の退職年金及び退職手当に関すること。
（９）　職員団体に関すること。
（１０）　職員の安全衛生及び健康管理並びに福利厚生に関すること。
（１１）　職員研修の企画及び実施に関すること。
（１２）　市町村職員共済組合、公務災害補償及び社会保険に関すること。
（１３）　法令遵守の推進に関すること。
（１４）　奈良県市町村総合事務組合との連絡調整に関すること。

総務部

総務課
（１）　市の境域に関すること。
（２）　公有財産の総括に関すること。
（３）　普通財産の管理及び処分に関すること。

（４）　公有財産の使用許可及び貸付けに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（５）　公有財産台帳及び財産表の整備に関すること。
（６）　公有財産に係る情報収集及び整理に関すること。
（７）　庁舎の維持管理及び電話交換に関すること。
（８）　文書の収受及び発送に関すること。
（９）　公印に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（１０）　基金に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（１１）　大和高田市土地開発公社に関すること。
（１２）　公用車、重機等の整備及び管理に関すること。
（１３）　公用車の運行管理に関すること。
（１４）　固定資産評価審査委員会に関すること。
（１５）　他の部課の所管に属さないこと。

法務課

（１）　法令解釈及び運用に関すること。
（２）　条例、規則等の制定改廃に係る立案及び審査に関すること。
（３）　公告式に関すること。
（４）　例規集の編さん及び公報の発行に関すること。
（５）　情報公開に係る事務の総括に関すること。
（６）　個人情報保護に係る事務の総括に関すること。
（７）　行政手続の適正化に関すること。
（８）　訴訟、和解及び調停の総括に関すること。
（９）　政治倫理に関すること。
（１０）　公平委員会に関すること。
（１１）　文書の保存及び廃棄並びに書庫の整理に関すること。

財政課

（１）　財政計画の策定に関すること。
（２）　予算の編成及び配当に関すること。
（３）　予算の執行に関すること。
（４）　地方交付税及び地方譲与税に関すること。
（５）　議会の招集及び議案書の調製に関すること。
（６）　議会との連絡調整に関すること。
（７）　財政健全化の企画及び総合調整に関すること。
（８）　財政の健全性に関する比率の公表に関すること。
（９）　財政状況の公表に関すること。
（１０）　市債に関すること。

税務課

（１）　土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価員の補助に関すること。
（２）　土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。
（３）　固定資産課税台帳に関すること。
（４）　特別土地保有税に関すること。
（５）　国有資産等所在市町村交付金に関すること。
（６）　個人市県民税の賦課に関すること。
（７）　法人市民税の賦課に関すること。
（８）　軽自動車税の賦課に関すること。
（９）　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。

（１０）　市たばこ税の賦課に関すること。
（１１）　市民税等の諸証明に関すること。

収納対策室

収納対策室が分掌する事務は、収納対策室設置規則（平成１４年規則第３５号）の定めるところによる。

契約監理課

（１）　契約事務の指導、審査（大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第２１条に定める額の範囲内の随意契約を除く。）及び総括に関すること。
（２）　工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札（他課で処理するものを除く。）に関すること。
（３）　物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札に関すること。
（４）　入札参加者の資格審査及び選定に関すること。
（５）　建設工事等の検査総括に関すること。
（６）　建設工事等の検査に係る調査及び研究に関すること。

市民生活部

市民課

（１）　住民基本台帳に係る届出の受付に関すること。
（２）　戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関すること。
（３）　住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。
（４）　印鑑登録に関すること。
（５）　中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関すること。
（６）　自動車の臨時運行に関すること。
（７）　埋火葬の許可に関すること。
（８）　市民課連絡所との連絡に関すること。
（９）　行政サービスコーナーとの連絡に関すること。
（１０）　住民基本台帳の整備及び記録の管理に関すること。
（１１）　住民情報の統計及び報告に関すること。
（１２）　住居表示に関すること。
（１３）　マイナンバーカードの交付に関すること。
（１４）　住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関すること。
（１５）　戸籍に係る届出の受付に関すること。
（１６）　戸籍の整備及び記録の管理に関すること。
（１７）　戸籍の附票の作成に関すること。
（１８）　人口動態調査に関すること。
（１９）　破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関すること。
（２０）　身分事項及び身分証明に関すること。
（２１）　税務署長への死亡者の通知に関すること。
（２２）　国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関すること。
（２３）　国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
（２４）　国民年金保険料の免除等に関すること。
（２５）　国民年金裁定請求に関すること。
（２６）　老齢福祉年金に関すること。

人権施策課

（１）　人権施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　人権意識の高揚を図るための啓発に関すること。

（３）　非核・平和に関すること。
（４）　人権教育の推進に関すること。
（５）　人権学習事業の実施に関すること。
（６）　人権擁護委員に関すること。
（７）　犯罪被害者等の支援に関すること。
（８）　男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
（９）　男女共同参画社会形成のための施策の企画及び総合調整に関すること。
（１０）　男女共同参画関係団体及び女性リーダーの育成に関すること。

市民衛生課
（１）　環境保全施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　公害の排除及び予防についての企画、調査及び指導に関すること。
（３）　公害に対する相談及び苦情処理に関すること。
（４）　自然環境の保護に関すること。
（５）　地球温暖化防止対策に関すること。
（６）　生活環境保全の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（７）　狂犬病予防及び犬の登録に関すること。
（８）　衛生害虫の駆除に関すること。
（９）　市営斎場及び市営墓地の管理に関すること。
（１０）　墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。
（１１）　し尿処理に関すること。
（１２）　し尿くみ取り手数料に関すること。
（１３）　浄化槽清掃業の許可等に関すること。
（１４）　奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関すること。

危機管理室危機管理課
（１）　防災、減災、国民保護等に関する危機の管理に係る総合調整に関すること。
（２）　防災会議及び国民保護協議会に関すること。
（３）　地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
（４）　災害応援協定に関すること。
（５）　防災通信の管理運営に関すること。
（６）　非常用物資の調達及び管理に関すること。
（７）　全国瞬時警報システム及び防災行政無線に関すること。
（８）　消防団に関すること。
（９）　消防水利施設の整備に関すること。
（１０）　自主防災組織に関すること。
（１１）　奈良県広域消防組合との連絡調整に関すること。
（１２）　自衛官の募集に関すること。

危機管理室生活安全課
（１）　交通安全施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　交通安全思想の普及に関すること。
（３）　交通安全運動の推進に関すること。
（４）　交通安全施設の整備及び管理に関すること。
（５）　放置自転車対策に関すること。
（６）　違法駐車に対する広報及び啓発に関すること。
（７）　自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関すること。
（８）　安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関すること。

（９）　防犯意識の啓発及び高揚に関すること。
（１０）　地域安全活動の推進に関すること。
（１１）　交通遺児に対する見舞金及び就学援助金の支給に関すること。

地域振興部

まち振興課

（１）　自治会等との連絡調整に関すること。
（２）　まちづくり団体の支援に関すること。
（３）　地域コミュニティ活動の推進及び支援に関すること。
（４）　地縁による団体の認可に関すること。
（５）　婚活施策に関すること。
（６）　地域公共交通施策の企画及び総合調整に関すること。
（７）　協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（８）　ボランティア活動及び特定非営利活動の普及啓発に関すること。
（９）　市民活動団体の登録に関すること。
（１０）　市民交流センターに関すること（他課の所管に属する部分を除く。）。
（１１）　大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成２８年規則第４０号）第３条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。
（１２）　市のマスコットキャラクターに関すること。

商工振興課

（１）　商工業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　商工団体の育成に関すること。
（３）　商店街の振興に関すること。
（４）　中小企業に対する融資に関すること。
（５）　特産物の振興に関すること。
（６）　計量器に関すること。
（７）　雇用対策及び労働問題に関すること。
（８）　若者に対する就業支援に関すること。
（９）　公益社団法人大和高田市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
（１０）　勤労青少年ホームに関すること。
（１１）　中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（１２）　消費者支援対策に関すること。
（１３）　国勢調査及び各種指定統計に関すること。
（１４）　自主統計に関すること。
（１５）　統計の普及に関すること。

農業振興課

（１）　農業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　農業経営基盤強化促進対策に関すること。
（３）　農業振興地域整備計画に関すること。
（４）　農業の担い手の育成に関すること。
（５）　米の生産数量調整に関すること。
（６）　農産物の地域生産地域消費事業に関すること。
（７）　農業制度資金の融資に関すること。
（８）　農産物の流通に関すること。
（９）　農産物病害虫及び害鳥獣の駆除に関すること。
（１０）　鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関すること。

（１１）　農業委員会との連絡調整に関すること。
（１２）　農業委員会の委員の候補者の選定に関すること。
（１３）　農道、水路の新設、改良及び維持管理に関すること。
（１４）　農業土木工事に関すること。
（１５）　土地改良事業に関すること。
（１６）　農業水利に関すること。
（１７）　農業振興地域整備事業に関すること。
（１８）　地籍調査に係る成果物の管理に関すること。
（１９）　災害復旧工事に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

文化振興課
（１）　文化振興の総合企画及び調査研究に関すること。
（２）　市民の歴史文化の振興に関すること。
（３）　学術文化活動の育成に関すること。
（４）　文化会館の運営管理に関すること。
（５）　文化会館の使用申請の受付に関すること。
（６）　文化会館使用料その他収入金に関すること。
（７）　文化会館の維持管理に関すること。
（８）　自主事業その他文化活動の企画及び実施に関すること。
（９）　文化事業の受託に関すること。
（１０）　入場券の販売に関すること。
（１１）　文化会館運営協議会に関すること。
（１２）　その他文化振興及び文化会館の運営に関すること。

スポーツ振興課
（１）　社会体育の基本方針に関すること。
（２）　社会体育及びレクリエーションに関すること。
（３）　スポーツ推進審議会の会議に関すること。
（４）　スポーツ推進委員に関すること。
（５）　総合体育館及び武道館の管理運営に関すること。
（６）　市民運動場及び健民運動場の管理運営に関すること。
（７）　総合公園のテニスコート、多目的グラウンド及びプール棟の管理運営に関すること。
（８）　体育団体の振興助成に関すること。
（９）　その他社会体育に関すること。

福祉部

社会福祉課
（１）　地域福祉施策の総合調整に関すること。
（２）　高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関すること。
（３）　社会的孤立の防止に関すること。
（４）　戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関すること。
（５）　民生委員に関すること。
（６）　老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。
（７）　ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関すること。
（８）　寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関すること。
（９）　老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関すること。
（１０）　災害救助物資及び援助物資に関すること。
（１１）　老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関すること。

（１２）　行旅死亡人の取扱いに関すること。
（１３）　社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
（１４）　障害者虐待防止センターに関すること。
（１５）　障害福祉基本計画の策定及び推進に関すること。
（１６）　身体障害者福祉に関すること。
（１７）　知的障害者福祉に関すること。
（１８）　精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
（１９）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年号外法律第１２３号）に基づく福祉に関すること。
（２０）　身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関すること。
（２１）　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。

保護課
（１）　生活保護の決定及び実施に関すること。
（２）　行旅病人の取扱いに関すること。
（３）　中国残留邦人等に関すること。
（４）　生活保護に係る経理に関すること。
（５）　生活困窮者の自立支援に関すること。

子育て支援室こども家庭課
（１）　児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。
（３）　母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。
（４）　母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関すること。
（５）　父子福祉資金貸付金の申請に関すること。
（６）　子育て短期支援事業に関すること。
（７）　母子・父子自立支援員に関すること。
（８）　子ども家庭総合支援拠点事業に関すること。
（９）　少子化対策に関すること。
（１０）　子育て支援に関すること。
（１１）　すこやか広場事業に関すること。

子育て支援室保育幼稚園課
（１）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関すること。
（２）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関すること。
（３）　保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関すること。
（４）　保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関すること。
（５）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関すること。
（６）　市民交流センターで行う託児室事業に関すること。
（７）　放課後児童健全育成事業に関すること。
（８）　私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関すること。
（９）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園施設の管理に関すること。

保健部

健康増進課
（１）　地域保健施策の企画及び推進に関すること。
（２）　生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。

（３）　妊産婦等に対する保健指導に関すること。
（４）　新生児及び妊産婦の訪問指導等に関すること。
（５）　妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
（６）　健康診査及び検診に関すること。
（７）　予防接種に関すること。
（８）　結核及び感染症の予防に関すること。
（９）　献血の推進に関すること。
（１０）　健康づくり事業の推進に関すること。
（１１）　保健センターの管理に関すること。
（１２）　葛城地区休日診療所に関すること。

介護保険課

（１）　介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
（２）　介護保険の給付に関すること。
（３）　介護保険被保険者の資格管理に関すること。
（４）　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
（５）　介護保険料の督促に関すること。
（６）　介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。
（７）　介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
（８）　要介護認定及び要支援認定に関すること。
（９）　地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。
（１０）　介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び監督に関すること。
（１１）　居宅介護支援事業所の指定、指導及び監督に関すること。
（１２）　介護サービス事業者及び介護支援事業者との連絡調整に関すること。

地域包括ケア推進課

（１）　地域包括支援センター業務に係る経理に関すること。
（２）　包括的支援事業に関すること。
（３）　介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
（４）　介護予防支援事業に関すること。
（５）　地域支援事業における任意事業に関すること。
（６）　地域包括支援センター業務に関すること。
（７）　高齢者いきいき相談室事業に関すること。

保険医療課

（１）　国民健康保険事業の計画及び調整に関すること。
（２）　国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。
（３）　国民健康保険の給付に関すること。
（４）　診療請求及び審査に関すること。
（５）　国民健康保険の保険事業に関すること。
（６）　国民健康保険税の賦課に関すること。
（７）　国民健康保険運営協議会に関すること。
（８）　大和高田市国民健康保険天満診療所に関すること。
（９）　乳幼児医療費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費の助成に関すること。
（１０）　未熟児養育医療に関すること。
（１１）　後期高齢者医療保険被保険者資格及び給付等の届出の受付に関すること。
（１２）　後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。

（１３）　後期高齢者医療保険料の督促に関すること。
（１４）　後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。
（１５）　後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
（１６）　奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。

環境建設部

土木管理課

（１）　市道の認定及び廃止又は変更に関すること。
（２）　道路及び橋りょうの台帳の作成に関すること。
（３）　市道、市管理道路及び法定外公共物の境界明示に関すること。
（４）　道路の占用及び法定外公共物の使用許可に関すること。
（５）　法定外公共物の用途廃止に関すること。
（６）　一級河川占用許可申請に関する副申に関すること。
（７）　道路照明灯に関すること。
（８）　道路、水路及び橋りょうの新設、改良及び維持管理に関すること。
（９）　道路工事の許可（掘削占用等）に関すること。
（１０）　法定外公共物の維持管理に関すること。
（１１）　災害復旧工事に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（１２）　雨水ポンプ場の管理運営に関すること。

営繕課

（１）　建築工事の計画、設計及び施工監理に関すること。
（２）　他課から委託を受けた建築工事の設計及び監理に関すること。

住宅課

（１）　公営住宅等の入居管理に関すること。
（２）　公営住宅等の使用料に関すること。
（３）　公営住宅の整備計画及び維持管理に関すること。
（４）　住宅施策の企画及び総合調整に関すること。
（５）　空き家対策に関すること。
（６）　奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との連絡調整に関すること。
（７）　住宅及び建築物の相談事業に関すること。
（８）　建築物の耐震診断および耐震改修に関すること。
（９）　（４）から（８）までに掲げるもののほか住宅施策に関すること。

都市計画課

（１）　都市計画の調査及び策定に関すること。
（２）　農地等の保全調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（３）　都市計画事業に係る土地及び家屋の収用並びに補償に関すること。
（４）　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成７年奈良県条例第３０号）に基づく路外駐車場の届出等に関すること。
（５）　駅前広場駐車場の使用料に関すること。
（６）　地価公示台帳の閲覧に関すること。
（７）　開発行為の指導及び副申に関すること。
（８）　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく副申に関すること。
（９）　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に基づく届出の処理に関すること。
（１０）　馬見丘陵景観保全地区内行為の届出の副申に関すること。
（１１）　屋外広告物の許可等に関すること。

（１２）　租税特別措置法（昭和３２年号外法律第２６号）に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関すること。
（１３）　短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定に関すること。
（１４）　都市公園及び駅前広場の整備に関すること。
（１５）　幹線道路新設改良工事に関すること。
（１６）　街路事業整備工事に関すること。
（１７）　（１４）から（１６）までに掲げるもののほか都市計画事業の工事に関すること。
（１８）　緑化計画の策定及び推進に関すること。
（１９）　公園緑地、公共広場及び街路樹の維持管理に関すること。
（２０）　緑化及び美化の市民運動の支援に関すること。
（２１）　花の植樹推進に関すること。

クリーンセンター企画整備課
（１）　資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
（２）　廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
（３）　一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
（４）　一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
（５）　廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
（６）　一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
（７）　一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
（８）　一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
（９）　処理手数料の徴収に関すること。
（１０）　クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
（１１）　ごみ処理施設の整備計画に関すること。
（１２）　焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
（１３）　一般廃棄物の処分に関すること。
（１４）　焼却炉残灰等の運搬及び最終処分に関すること。
（１５）　リサイクル施設の運営管理に関すること。
（１６）　資源物分別整理に関すること。

クリーンセンター建設企画課
（１）　山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関すること。
（２）　循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること。
（３）　クリーンセンター施設の整備に関すること。
（４）　ごみ中継施設の建設に関すること。
（５）　リサイクル施設の建設に関すること。

クリーンセンター美化推進課
（１）　一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
（２）　収集車両の配車及び管理に関すること。
（３）　粗大ゴミの収集に係る受付に関すること。
（４）　コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
（５）　前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関すること。

第１１条に次の１項を加える。

２　グループを置いている課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

広報広聴グループ
　広報広聴担当

（１）　市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。
（３）　市勢要覧、広報誌等の発行に関すること。
（４）　市のホームページの管理運営に関すること。
（５）　市民相談に関すること。
（６）　市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。
（７）　公益通報者保護法（平成１６年号外法律第１２２号）に基づく外部通報に関すること。
（８）　行政不服審査会に関すること。
（９）　課内の他の係長の補助に関すること。

観光交流担当
（１）　観光事業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　観光宣伝に関すること。
（３）　観光施設の整備及び管理に関すること。
（４）　観光行事に関すること。
（５）　国際交流の推進に関すること。
（６）　課内の他の係長の補助に関すること。

税務グループ
固定資産税担当
（１）　土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価員の補助に関すること。
（２）　土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。
（３）　固定資産課税台帳に関すること。
（４）　特別土地保有税に関すること。
（５）　国有資産等所在市町村交付金に関すること。
（６）　固定資産税等の諸証明（納税証明を除く。）に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

市民税担当
（１）　個人市県民税の賦課に関すること。
（２）　法人市民税の賦課に関すること。
（３）　軽自動車税の賦課に関すること。
（４）　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
（５）　市たばこ税の賦課に関すること。
（６）　市民税等の諸証明（納税証明を除く。）に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

契約監理グループ
契約担当
（１）　契約事務の指導、審査（大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第２１条に定める額の範囲内の随意契約を除く。）及び総括に関すること。
（２）　工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札（他課で処理するものを除く。）に関すること。
（３）　物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札に関すること。
（４）　入札参加者の資格審査及び選定に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

検査担当
（１）　建設工事等の検査総括に関すること。

（２）　建設工事等の検査に係る調査及び研究に関すること。
（３）　課内の他の係長の補助に関すること。

市民グループ

窓口担当

（１）　住民基本台帳に係る届出の受付に関すること。
（２）　戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関すること。
（３）　住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関すること。
（４）　印鑑登録に関すること。
（５）　中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関すること。
（６）　自動車の臨時運行に関すること。
（７）　埋火葬の許可に関すること。
（８）　市民課連絡所との連絡に関すること。
（９）　行政サービスコーナーとの連絡に関すること。
（１０）　住民基本台帳の整備及び記録の管理に関すること。
（１１）　住民情報の統計及び報告に関すること。
（１２）　住居表示に関すること。
（１３）　マイナンバーカードの交付に関すること。
（１４）　住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関すること。
（１５）　課内の他の係長の補助に関すること。

戸籍担当

（１）　戸籍に係る届出の受付に関すること。
（２）　戸籍の整備及び記録の管理に関すること。
（３）　戸籍の附票の作成に関すること。
（４）　人口動態調査に関すること。
（５）　破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関すること。
（６）　身分事項及び身分証明に関すること。
（７）　税務署長への死亡者の通知に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

年金担当

（１）　国民年金制度の啓発普及に係る企画立案に関すること。
（２）　国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
（３）　国民年金保険料の免除等に関すること。
（４）　国民年金裁定請求に関すること。
（５）　老齢福祉年金に関すること。
（６）　課内の他の係長の補助に関すること。

人権施策グループ

推進担当

（１）　人権施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　人権意識の高揚を図るための啓発に関すること。
（３）　非核・平和に関すること。
（４）　人権教育の推進に関すること。
（５）　人権学習事業の実施に関すること。
（６）　人権擁護委員に関すること。
（７）　犯罪被害者等の支援に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

男女共同参画推進担当
（１）　男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
（２）　男女共同参画社会形成のための施策の企画及び総合調整に関すること。
（３）　男女共同参画関係団体及び女性リーダーの育成に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。

まち振興グループ
まち振興担当
（１）　自治会等との連絡調整に関すること。
（２）　まちづくり団体の支援に関すること。
（３）　地域コミュニティ活動の推進及び支援に関すること。
（４）　地縁による団体の認可に関すること。
（５）　婚活施策に関すること。
（６）　地域公共交通施策の企画及び総合調整に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

市民交流センター担当
（１）　協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　ボランティア活動及び特定非営利活動の普及啓発に関すること。
（３）　市民活動団体の登録に関すること。
（４）　市民交流センターに関すること（他課の所管に属する部分を除く。）。
（５）　大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成２８年規則第４０号）第３条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。
（６）　市のマスコットキャラクターに関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

商工振興グループ
商工振興担当
（１）　商工業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　商工団体の育成に関すること。
（３）　商店街の振興に関すること。
（４）　中小企業に対する融資に関すること。
（５）　特産物の振興に関すること。
（６）　計量器に関すること。
（７）　雇用対策及び労働問題に関すること。
（８）　若者に対する就業支援に関すること。
（９）　公益社団法人大和高田市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
（１０）　勤労青少年ホームに関すること。
（１１）　中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（１２）　消費者支援対策に関すること。
（１３）　課内の他の係長の補助に関すること。

調査統計担当
（１）　国勢調査及び各種指定統計に関すること。
（２）　自主統計に関すること。
（３）　統計の普及に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。

農業振興グループ
農業振興担当

（１）　農業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　農業経営基盤強化促進対策に関すること。
（３）　農業振興地域整備計画に関すること。
（４）　農業の担い手の育成に関すること。
（５）　米の生産数量調整に関すること。
（６）　農産物の地域生産地域消費事業に関すること。
（７）　農業制度資金の融資に関すること。
（８）　農産物の流通に関すること。
（９）　農産物病害虫及び害鳥獣の駆除に関すること。
（１０）　鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関すること。
（１１）　農業委員会との連絡調整に関すること。
（１２）　農業委員会の委員の候補者の選定に関すること。
（１３）　課内の他の係長の補助に関すること。

耕地担当

（１）　農道、水路の新設、改良及び維持管理に関すること。
（２）　農業土木工事に関すること。
（３）　土地改良事業に関すること。
（４）　農業水利に関すること。
（５）　農業振興地域整備事業に関すること。
（６）　地籍調査に係る成果物の管理に関すること。
（７）　災害復旧工事に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

社会福祉グループ

地域福祉担当

（１）　地域福祉施策の総合調整に関すること。
（２）　高齢者の生きがい対策及び地域間交流の企画及び総合調整に関すること。
（３）　社会的孤立の防止に関すること。
（４）　戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関すること。
（５）　民生委員に関すること。
（６）　老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。
（７）　ひとり暮らし等の障害者に係る緊急通報システム事業に関すること。
（８）　寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び日常生活用具給付事業に関すること。
（９）　老人憩いの家、高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関すること。
（１０）　災害救助物資及び援助物資に関すること。
（１１）　老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関すること。
（１２）　行旅死亡人の取扱いに関すること。
（１３）　社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
（１４）　障害者虐待防止センターに関すること。
（１５）　課内の他の係長の補助に関すること。

障害福祉担当

（１）　障害福祉基本計画の策定及び推進に関すること。
（２）　身体障害者福祉に関すること。
（３）　知的障害者福祉に関すること。
（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
（５）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年号外法

律第１２３号）に基づく福祉に関すること。
（６）　身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関すること。
（７）　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

保護グループ

保護担当
（１）　生活保護の決定及び実施に関すること。
（２）　行旅病人の取扱いに関すること。
（３）　中国残留邦人等に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。

庶務担当
（１）　生活保護に係る経理に関すること。
（２）　課内の他の担当係長の補助に関すること。

くらし・せいかつ支援担当
（１）　生活困窮者の自立支援に関すること。
（２）　課内の他の係長の補助に関すること。

こども家庭グループ

子育て支援担当
（１）　児童福祉及び母子福祉施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。
（３）　母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。
（４）　母子及び寡婦福祉資金貸付金の申請に関すること。
（５）　父子福祉資金貸付金の申請に関すること。
（６）　子育て短期支援事業に関すること。
（７）　母子・父子自立支援員に関すること。
（８）　少子化対策に関すること。
（９）　子育て支援に関すること。
（１０）　すこやか広場事業に関すること。
（１１）　課内の他の係長の補助に関すること。

こども相談担当
（１）　子ども家庭総合支援拠点事業に関すること。
（２）　課内の他の係長の補助に関すること。

保育幼稚園グループ

庶務担当
（１）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関すること。
（２）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関すること。
（３）　保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関すること。
（４）　保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関すること。
（５）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関すること。
（６）　市民交流センターで行う託児室事業に関すること。
（７）　放課後児童健全育成事業に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

指導管理担当
（１）　私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関すること。

（２）　市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園施設の管理に関すること。
（３）　課内の他の係長の補助に関すること。

健康増進グループ

保健予防担当

（１）　地域保健施策の企画及び推進に関すること。
（２）　生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。
（３）　妊産婦等に対する保健指導に関すること。
（４）　新生児及び妊産婦の訪問指導等に関すること。
（５）　妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
（６）　健康診査及び検診に関すること。
（７）　予防接種に関すること。
（８）　結核及び感染症の予防に関すること。
（９）　献血の推進に関すること。
（１０）　健康づくり事業の推進に関すること。
（１１）　課内の他の係長の補助に関すること。

管理担当

（１）　保健センターの管理に関すること。
（２）　葛城地区休日診療所に関すること。
（３）　課内の他の係長の補助に関すること。

介護保険グループ

保険給付担当

（１）　介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
（２）　介護保険の給付に関すること。
（３）　介護保険被保険者の資格管理に関すること。
（４）　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
（５）　介護保険料の督促に関すること。
（６）　介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。
（７）　介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

支援事業担当

（１）　要介護認定及び要支援認定に関すること。
（２）　地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。
（３）　介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び監督に関すること。
（４）　居宅介護支援事業所の指定、指導及び監督に関すること。
（５）　介護サービス事業者及び介護支援事業者との連絡調整に関すること。
（６）　課内の他の係長の補助に関すること。

地域包括ケア推進グループ

事務担当係長

（１）　地域包括支援センター業務に係る経理に関すること。
（２）　課内の他の係長の補助に関すること。

推進担当

（１）　包括的支援事業に関すること。
（２）　介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
（３）　介護予防支援事業に関すること。
（４）　地域支援事業における任意事業に関すること。

（５）　地域包括支援センター業務に関すること。
（６）　高齢者いきいき相談室事業に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

国保医療グループ

国保担当

（１）　国民健康保険事業の計画及び調整に関すること。
（２）　国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。
（３）　国民健康保険の給付に関すること。
（４）　診療請求及び審査に関すること。
（５）　国民健康保険の保険事業に関すること。
（６）　国民健康保険税の賦課に関すること。
（７）　国民健康保険運営協議会に関すること。
（８）　大和高田市国民健康保険天満診療所に関すること。
（９）　課内の他の係長の補助に関すること。

医療担当

（１）　乳幼児医療費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費の助成に関すること。
（２）　未熟児養育医療に関すること。
（３）　後期高齢者医療保険被保険者資格及び給付等の届出の受付に関すること。
（４）　後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
（５）　後期高齢者医療保険料の督促に関すること。
（６）　後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。
（７）　後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
（８）　奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。
（９）　課内の他の係長の補助に関すること。

土木管理課グループ

庶務担当

（１）　市道の認定及び廃止又は変更に関すること。
（２）　道路及び橋りょうの台帳の作成に関すること。
（３）　市道、市管理道路及び法定外公共物の境界明示に関すること。
（４）　道路の占用及び法定外公共物の使用許可に関すること。
（５）　法定外公共物の用途廃止に関すること。
（６）　一級河川占用許可申請に関する副申に関すること。
（７）　道路照明灯に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

土木管理担当

（１）　道路、水路及び橋りょうの新設、改良及び維持管理に関すること。
（２）　道路工事の許可（掘削占用等）に関すること。
（３）　法定外公共物の維持管理に関すること。
（４）　災害復旧工事に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（５）　雨水ポンプ場の管理運営に関すること。
（６）　課内の他の係長の補助に関すること。

住宅グループ

公営住宅担当

（１）　公営住宅等の入居管理に関すること。

（２）　公営住宅等の使用料に関すること。
（３）　公営住宅の整備計画及び維持管理に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。

地域住宅担当
（１）　住宅施策の企画及び総合調整に関すること。
（２）　空き家対策に関すること。
（３）　奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との連絡調整に関すること。
（４）　住宅及び建築物の相談事業に関すること。
（５）　建築物の耐震診断及び耐震改修に関すること。
（６）　その他住宅施策に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

都市計画課グループ

計画担当
（１）　都市計画の調査及び策定に関すること。
（２）　農地等の保全調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
（３）　都市計画事業に係る土地及び家屋の収用並びに補償に関すること。
（４）　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成７年奈良県条例第３０号）に基づく路外駐車場の届出等に関すること。
（５）　駅前広場駐車場の使用料に関すること。
（６）　地価公示台帳の閲覧に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。

開発指導担当
（１）　開発行為の指導及び副申に関すること。
（２）　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく副申に関すること。
（３）　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に基づく届出の処理に関すること。
（４）　馬見丘陵景観保全地区内行為の届出の副申に関すること。
（５）　屋外広告物の許可等に関すること。
（６）　租税特別措置法（昭和３２年号外法律第２６号）に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関すること。
（７）　短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定に関すること。
（８）　課内の他の係長の補助に関すること。

工務担当
（１）　都市公園及び駅前広場の整備に関すること。
（２）　幹線道路新設改良工事に関すること。
（３）　街路事業整備工事に関すること。
（４）　その他都市計画事業の工事に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

公園担当
（１）　緑化計画の策定及び推進に関すること。
（２）　公園緑地、公共広場及び街路樹の維持管理に関すること。
（３）　緑化及び美化の市民運動の支援に関すること。
（４）　花の植樹推進に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

企画整備グループ
企画総務担当
（１）　資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
（２）　廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
（３）　一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
（４）　一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
（５）　廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
（６）　一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
（７）　一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
（８）　一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
（９）　処理手数料の徴収に関すること。
（１０）　クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
（１１）　課内の他の係長の補助に関すること。
施設管理担当
（１）　ごみ処理施設の整備計画に関すること。
（２）　焼却炉、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
（３）　一般廃棄物の処分に関すること。
（４）　焼却炉残灰等の運搬及び最終処分に関すること。
（５）　リサイクル施設の運営管理に関すること。
（６）　資源物分別整理に関すること。
（７）　課内の他の係長の補助に関すること。
美化推進グループ
美化第１担当
（１）　一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
（２）　収集車両の配車及び管理に関すること。
（３）　粗大ゴミの収集に係る受付に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。
美化第２担当
（１）　一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
（２）　収集車両の配車及び管理に関すること。
（３）　粗大ゴミの収集に係る受付に関すること。
（４）　課内の他の係長の補助に関すること。
コンテナ担当
（１）　コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
（２）　前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関すること。
（３）　課内の他の係長の補助に関すること。

（大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成１７年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第１号中「グループ」を「係」に改め、同項第３号中「係、情報システム係」を「グループ」に改める。

第５条中「総務グループ」を削る。

第５条の２中「施設用度係」を削る。

第６条第１項中「医事係」を削り、同項第１３号を次のように改める。

（１３）　医療情報システムに係る企画、立案、調査及び管理運用に関すること。

第６条第１項に次の２項を加える。

（１４）　医療情報システムに係る関係部門との連絡調整に関すること。

（１５）　医療業務に関する諸統計の作成及び保管に関すること。

第６条第２項を削る。

第７条中「財務企画係」を削る。

第１２条第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　グループを置いている課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

医事グループ

医事担当

（１）　患者の診察に係る受付に関すること。

（２）　入退院手続に関すること。

（３）　医療費の請求及び未収金の整理に関すること。

（４）　外来及び入院に係る事務の委託並びに診療報酬点検業務の委託に関すること。

（５）　医療の訴訟事務に関すること。

（６）　料金の徴収に関すること。

（７）　病院内の総合案内に関すること。

（８）　診療情報の整理及び管理に関すること。

（９）　診療録開示請求の受付に関すること。

（１０）　地域医療連携の推進に関すること。

（１１）　診療における予約に関すること。

（１２）　医療及び福祉相談に関すること。

（１３）　課内の他の係長の補助に関すること。

情報システム担当

（１）　医療情報システムに係る企画、立案、調査及び管理運用に関すること。

（２）　医療情報システムに係る関係部門との連絡調整に関すること。

（３）　医療業務に関する諸統計の作成及び保管に関すること。

（４）　課内の他の係長の補助に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる課等に属する係長であって同欄に掲げる係長は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、令和５年４月１日をもって、旧所属の欄に掲げる区分に応じて、新所属の欄に掲げる課に属すべき係長として同欄に掲げる係長の辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
企画創生課	企画創生グループ係長	企画創生課	企画創生係長
広報広聴課	広報広聴係長	広報広聴課	広報広聴グループ係長
広報広聴課	観光交流係長	広報広聴課	広報広聴グループ係長
人事課	人事グループ係長	人事課	人事係長
財政課	財政グループ係長	財政課	財政係長
税務課	固定資産税係長	税務課	税務グループ係長

税務課	市民税グループ係長	税務課	税務グループ係長
契約監理室	契約係長	契約監理課	契約監理グループ係長
契約監理室	検査係長	契約監理課	契約監理グループ係長
市民課	窓口係長	市民課	市民グループ係長
市民課	戸籍係長	市民課	市民グループ係長
市民課	年金係長	市民課	市民グループ係長
人権施策課	推進係長	人権施策課	人権施策グループ係長
人権施策課	男女共同参画推進係長	人権施策課	人権施策グループ係長
まち振興課	まち振興係長	まち振興課	まち振興グループ係長
まち振興課	市民交流センター係長	まち振興課	まち振興グループ係長
商工振興課	商工振興係長	商工振興課	商工振興グループ係長
商工振興課	調査統計係長	商工振興課	商工振興グループ係長
農業振興課	農業振興係長	農業振興課	農業振興グループ係長
農業振興課	耕地係長	農業振興課	農業振興グループ係長
社会福祉課	地域福祉係長	社会福祉課	社会福祉グループ係長
社会福祉課	障害福祉係長	社会福祉課	社会福祉グループ係長
保護課	保護グループ係長	保護課	保護グループ係長
保護課	庶務係長	保護課	保護グループ係長
保護課	くらし・せいかつ支援係長	保護課	保護グループ係長
保育幼稚園課	庶務係長	保育幼稚園課	保育幼稚園グループ係長
保育幼稚園課	指導管理係長	保育幼稚園課	保育幼稚園グループ係長
健康増進課	保健予防グループ係長	健康増進課	健康増進グループ係長
健康増進課	管理係長	健康増進課	健康増進グループ係長
介護保険課	介護保険給付係長	介護保険課	介護保険グループ係長
介護保険課	介護支援事業係長	介護保険課	介護保険グループ係長
地域包括ケア推進課	事務係長	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進グループ係長
地域包括ケア推進課	推進係長	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進グループ係長
保険医療課	国保係長	保険医療課	国保医療グループ係長
保険医療課	医療係長	保険医療課	国保医療グループ係長
土木管理課	庶務係長	土木管理課	土木管理グループ係長
土木管理課	土木管理係長	土木管理課	土木管理グループ係長
住宅課	公営住宅グループ係長	住宅課	住宅グループ係長
住宅課	地域住宅係長	住宅課	住宅グループ係長
都市計画課	計画係長	都市計画課	都市計画グループ係長
都市計画課	開発指導係長	都市計画課	都市計画グループ係長
都市計画課	工務係長	都市計画課	都市計画グループ係長
都市計画課	公園係長	都市計画課	都市計画グループ係長
クリーンセンター企画整備課	企画総務グループ係長	クリーンセンター企画整備課	企画整備グループ係長

クリーンセンター企画整備課	施設管理グループ係長	クリーンセンター企画整備課	企画整備グループ係長
クリーンセンター美化推進課	美化第１係長	クリーンセンター美化推進課	美化推進グループ係長
クリーンセンター美化推進課	美化第２係長	クリーンセンター美化推進課	美化推進グループ係長
クリーンセンター美化推進課	コンテナ係長	クリーンセンター美化推進課	美化推進グループ係長
総務課	総務グループ係長	総務課	総務係長
医事課	医事係長	医事課	医事グループ係長
医事課	情報システム係長	医事課	医事グループ係長

規則第１８号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第３７条を第３９条とする。

第３６条第１号に次のように加える。

エ　当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３６条を第３８条とする。

第３５条に次の１号を加える。

（５）　当該健康増進事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３５条を第３６条とし、同条の次に次の１条を加える。

第３７条　条例別表第２の２０の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

（１）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第１９条第１項の保護の実施に準じて行われる措置に関する事務　生活に困窮する外国人であって、同法第６条第１項の被保護者に準ずる者又は同条第２項の要保護者であった者に係る次の情報

ア　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る国民健康保険給付実施関係情報

オ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る児童手当関係情報

カ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る児童扶養手当法第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る母子保健法第２０条第１項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ク　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する自立支援給付に関する情報

ケ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）第３条第１項の特別児童扶養手当、第１７条第１項の障害児福祉手当、第２６条の２第１項の特別障害者手当の支給に関する情報

コ　当該措置に係る対象者又は当該対象者と同一世帯に属する者に係る介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは若しくは保険料の徴収に関する情報

（２）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に準じて行われる措置に関する事務　前号に掲げる情報

（３）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２５条第１項の職権による保護の開始又は同条第２項の職権による保護の変更に準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

（４）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２６条の保護の停止又は廃止に準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

（５）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２９条第１項の資料の提供等の求めに準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

（６）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第５５条の８第１項の被保護者健康管理支援事業の実施に準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

（７）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第６３条の保護に要する費用の返還に準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

（８）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第７７条第１項又は第７８条第１項から第３項までの徴収金の徴収に準じて行われる措置に関する事務　第１号に掲げる情報

第３４条中「生活保護実施関係情報」の次に「及び外国人生活保護実施関係情報」を加え、同条を第３５条とする。

第３３条第１号に次のように加える。

キ　改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第３３条を第３４条とする。

第３２条第１号に次のように加える。

キ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３２条第２号に次のように加える。

キ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３２条第３号に次のように加える。

キ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３２条第４号に次のように加える。

カ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３２条を第３３条とする。

第３１条第１号に次のように加える。

キ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第３１条を第３２条とし、第３０条を第３１条とし、第２９条を第３０条とする。

第２８条第１号に次のように加える。

エ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２８条を第２９条とし、第２７条を第２８条とし、第２６条を第２７条とする。

第２５条に次の１号を加える。

（１２）　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２５条を第２６条とする。

第２４条第１号に次のように加える。

セ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２４条を第２５条とする。

第２３条第１号に次のように加える。

シ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２３条を第２４条とする。

第２２条第１号に次のように加える。

シ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２２条を第２３条とする。

第２１条第１号に次のように加える。

セ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２１条を第２２条とする。

第２０条第１号に次のように加える。

シ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第２０条を第２１条とする。

第１９条第１号に次のように加える。

コ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第１９条を第２０条とする。

第１８条第１号ア中「(昭和２５年法律第１４４号)」を削り、同号に次のように加える。

コ　当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第１９条第１項の保護の実施、同法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第２５条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第２６条の保護の停止若しくは廃止に準じて行われる措置に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第１８条を第１９条とする。

第１７条中「１６の項」を「１７の項」に改め、同条を第１８条とし、第１６条の次に次の１条を加える。

第１７条　条例別表第１の１６の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第１項の保護の実施に準じて行われる措置に関する事務

（２）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に準じて行われる措置に関する事務

（３）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２５条第１項の職権による保護の開始又は同条第２項の職権による保護の変更に準じて行われる措置に関する事務

（４）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２６条の保護の停止又は廃止に準じて行われる措置に関する事務

（５）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２９条第１項の資料の提供等の求めに準じて行われる措置に関する事務

（６）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第５５条の４第１項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に準じて行われる措置に関する事務

（７）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第５５条の５第１項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に準じて行われる措置に関する事務

（８）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第５５条の８第１項の被保護者健康管理支援事業の実施に準じて行われる措置に関する事務

（９）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第６３条の保護に要する費用の返還に準じて行われる措置に関する事務

（１０）　生活に困窮する外国人に対する生活保護法第７７条第１項又は第７８条第１項から第３項までの徴収金の徴収（同法第７８条の２第１項又は第２項の徴収金の徴収を含む。）に準じて行われる措置に関する事務

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規則第１９号

大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）並びに条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿の様式）

第３条　法第７５条第１項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第１号）の集合物とする。

（法第６９条第２項第２号に基づく利用に係る申請等）

第４条　法第６９条第２項第２号の規定による保有個人情報の利用をしようとする課（これに相当する室等を含む。以下同じ。）の長は、当該保有個人情報を所管する課の長に法第６９条第２項第２号に基づく保有個人情報利用申請書（様式第２号）を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

２　前項本文の規定による申請があったときは、当該申請に係る個人情報を所管する課の長は、その可否を決定し、保有個人情報利用可否決定通知書（様式第３号）により当該申請をした課の長に通知するものとする。

（法第６９条第２項第３号に基づく提供に係る申請等）

第５条　法第６９条第２項第３号の規定による保有個人情報の提供を受けようとする市の機関及び市の機関以外の者は、当該保有個人情報を所管する市の機関に対して法第６９条第２項第３号に基づく保有個人情報提供申請書（様式第４号）を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

２　前項の規定にかかわらず、市の機関以外の者からの申請については、他の様式によることができる。

３　第１項本文又は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報を所管する市の機関は、保有個人情報の提供の可否を決定し、保有個人情報提供可否決定通知書（様式第５号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市の機関は、当該通知書に次に掲げる事項について許可の条件を付するとともに、当該条件に違反した場合における決定の取消し、個人情報の返還その他必要な事項を記載しなければならない。

（１）　個人情報の利用目的外の利用の制限に関する事項

（２）　個人情報の利用の方法の制限に関する事項

（３）　提供を受けた個人情報の取扱者の範囲に関する事項

（４）　第三者への再提供の制限又は禁止に関する事項

（５）　利用後の個人情報の取扱いの指定に関する事項

（６）　提供を受けた個人情報の取扱状況に係る報告に関する事項

（７）　提供を受けた個人情報について、法第９３条第１項に基づく訂正決定又は同法第１０１条第１項に基づく利用停止決定が行われた場合における提供先が当該訂正又は利用停止に応ずべき義務に関する事項

（８）　その他個人情報の保護に関し必要と認める事項

（９）　前各号に違反した場合における、提供を受けた個人情報の利用の停止、損害賠償等に関する事項

（法第６９条第２項第４号に基づく提供に係る申請等）

第６条　法第６９条第２項第４号の規定による保有個人情報の提供を受けようとする者は、当該保有個人情報を所管する市の機関に対して法第６９条第２項第４号に基づく保有個人情報提供申請書（様式第６号）を提出しなければならない。

２　第１項本文又は前項の規定による申請があったときは、市の機関は、保有個人情報の提供の可否を決定し、保有個人情報提供可否決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市の機関は、当該通知書に次に掲げる事項について許可の条件を付するとともに、当該条件に違反した場合における決定の取消し、個人情報の返還その他必要な事項を記載しなければならない。

（１）　個人情報の利用目的外の利用の制限に関する事項

（２）　個人情報の利用の方法の制限に関する事項

（３）　提供を受けた個人情報の取扱者の範囲に関する事項
（４）　第三者への再提供の制限又は禁止に関する事項
（５）　利用後の個人情報の取扱いの指定に関する事項
（６）　提供を受けた個人情報の取扱状況に係る報告に関する事項
（７）　提供を受けた個人情報について、法第９３条第１項に基づく訂正決定又は同法第１０１条第１項に基づく利用停止決定が行われた場合における提供先が当該訂正又は利用停止に応ずべき義務に関する事項
（８）　その他個人情報の保護に関し必要と認める事項
（９）　前各号に違反した場合における、提供を受けた個人情報の利用の停止、損害賠償等に関する事項

（開示請求書等）

第７条　条例第４条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　開示請求の年月日
（２）　開示請求者の連絡先
（３）　求める開示の実施方法
（４）　事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
（５）　写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
（６）　代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

２　法第７７条第１項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第７号）によるものとする。

３　令第２２条第３項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第８号）によるものとする。

（開示決定等に係る通知）

第８条　法第８２条第１項又は第２項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
（１）　法第８２条第１項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定　保有個人情報開示決定通知書（様式第９号）
（２）　法第８２条第２項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定　保有個人情報不開示決定通知書（様式第１０号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第９条　法第８３条第２項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第１１号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第１０条　法第８４条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第１２号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第１１条　市の機関は、法第８５条第１項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第１３号）を交付するものとする。

２　法第８５条第１項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第１４号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第１２条　法第８６条第１項の規定による第三者に対して開示決定等をするにあたって行う通知は、意見照会書（様式第１５号）によるものとする。

２　法第８６条第２項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第１６号）によるものとする。
３　法第８６条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第１７号）を提出して行うものとする。
４　法第８６条第３項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第１８号）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第１３条　法第８７条第１項の規定により、市の機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。
（１）　音声データ　次のいずれかの方法
ア　電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付
（２）　映像データ（写真等を表示する画像データを含む。）　次のいずれかの方法
ア　電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付
（３）　前２号に掲げるもの以外の電磁的記録　次のいずれかの方法
ア　用紙に出力したものの閲覧又は交付
イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
ウ　その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第１４条　法第８７条第３項の規定による開示決定等の実施の方法の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第１９号）によるものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第１５条　条例第３条第２項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。
２　前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあっては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書により納付しなければならない。
３　令第２８条第４項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書により納付する方法とする。

（訂正請求書等）

第１６条　条例第５条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　訂正請求の年月日
（２）　訂正請求者の連絡先
（３）　代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別
２　法第９１条第１項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第２０号）によるものとする。
３　訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

４　令第２９条において準用する令第２２条第３項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第２１号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第１７条　法第９３条第１項又は第２項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（１）　法第９３条第１項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定　保有個人情報訂正決定通知書（様式第２２号）

（２）　法第９３条第２項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定　保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第２３号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第１８条　法第９４条第２項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第２４号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第１９条　法第９５条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第２５号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第２０条　市の機関は、法第９６条第１項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第２６号）を交付するものとする

２　法第９６条第１項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第２７号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第２１条　法第９７条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第２８号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第２２条　条例第６条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　利用停止請求の年月日

（２）　利用停止請求者の連絡先

（３）　代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

２　法第９９条第１項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第２９号）によるものとする。

３　利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第９８条第１項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

４　令第２９条において準用する令第２２条第３項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第３０号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第２３条　法第１０１条第１項又は第２項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（１）　法第１０１条第１項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定　保有個人情報利用停止決定通知書（様式第３１号）

（２）　法第１０１条第２項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の

決定　保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第３２号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第２４条　法第１０２条第２項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第３３号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第２５条　法第１０３条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第３４号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第２６条　法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

（１）　開示決定等　諮問書（開示決定等）（様式第３５号）

（２）　訂正決定等　諮問書（訂正決定等）（様式第３６号）

（３）　利用停止決定等　諮問書（利用停止決定等）（様式第３７号）

（４）　開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為　諮問書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）（様式第３８号）

２　法第１０５条第３項において準用する同条第２項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問をした旨の通知書（様式第３９号）によるものとする。

（運用状況の公表）

第２７条　市長は、市の機関における年度ごとの開示等の請求の件数、開示等の決定の件数、審査請求の件数及びその処理状況その他の事項を取りまとめ、公表するものとする。

（補則）

第２８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（大和高田市個人情報保護条例施行規則の廃止）

第２条　大和高田市個人情報保護条例施行規則（平成１３年規則第３３号）は、廃止する。

別表（第１５条関係）

区分			金額
写しの作成に要する費用	文書又は図画(マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。)	乾式複写機による用紙への複写（白黒）	用紙１枚につき 10 円
		乾式複写機による用紙への複写（カラー）	用紙１枚につき 20 円
	マイクロフィルム	用紙への印刷	用紙１枚につき 80 円
	写真フィルム	印画紙への印画	１枚につき 30 円
	スライド	印画紙への印画	１枚につき 100 円
	録音テープ	録音カセットテープへの複写	１巻につき 430 円
	ビデオテープ	ビデオカセットテープへの複写	１巻につき 580 円
	電磁的記録	用紙への出力（白黒）	用紙１枚につき 10 円
		用紙への出力（カラー）	用紙１枚につき 20 円
		光ディスクへの複写	１枚につき 350 円
	その他の方法により写しを作成する場合		当該作成に要する費用
写しの送付に要する費用	公文書の写しを送付する場合	当該送付に要する費用	当該送付に要する費用

備考

１　写しを交付する用紙は、日本産業規格Ａ列３番までのものを用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の個人情報が記録された公文書の写しの枚数は、日本産業規格Ａ列３番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

２　写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷等するときは、片面を１枚として額を算定する。

様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第６０条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第２１条第７項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２号（第４条関係）

法第６９条第２項第２号に基づく保有個人情報利用申請書

年　月　日

〔所管課〕

課長宛

課長　印

保有個人情報を目的外で利用したいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
保有個人情報を所管する課の事務又は業務の名称	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名 第　条　項　号　該当 当該個人情報の提供を求める理由
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　）
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第３号（第４条関係）

保有個人情報利用可否決定通知書

年　月　日

課長宛

〔所管課〕

課長　印

年　月　日付けで申請のあった保有個人情報の利用については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	□利用可 □否 理由
保有個人情報の利用を認める事務又は業務の名称	
利用を認める保有個人情報の項目	
保有個人情報を所管する課の事務又は業務の名称	
利用の目的	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第４号（第５条関係）

法第６９条第２項第３号に基づく保有個人情報提供申請書

第　　号
年　　月　　日

（市の機関）　　宛

申請者　住　所
氏　名　　印
（法人その他の団体にあっては、事務所（事業所）の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名 第　条　項　号　該当 当該個人情報の提供を求める理由
提供を受けた保有個人情報の管理方法	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第５号（第５条関係）

保有個人情報提供可否決定通知書

年　月　日

様

市の機関　印

年　月　日付けで申請のあった保有個人情報の提供については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	□利用可 □否 理由
保有個人情報の利用を認める事務又は業務の名称	
利用を認める保有個人情報の項目	
利用の目的	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　）
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第６号（第６条関係）

法第６９条第２項第４号に基づく保有個人情報提供申請書

第　　号
年　　月　　日

（市の機関）　　宛

申請者　住　所
氏　名　　印
（法人その他の団体にあっては、事務所（事業所）の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名 第　条　項　号　該当 当該個人情報の提供を求める理由
提供を受けた保有個人情報の管理方法	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第７号（第７条関係）

保有個人情報開示請求書

年　月　日

（市の機関）　宛

（ふりがな）
氏名

住所又は居所
〒　TEL　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付
□その他（　）
＜実施の希望日＞　年　月　日
イ　写しの送付を希望する。

３　本人確認等

ア　開示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人

イ　請求者本人確認書類
□運転免許証　□健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（　）
※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア）　本人の状況　□未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人
□　任意代理人委任者
（ふりがな）
（イ）　本人の氏名
（ウ）　本人の住所又は居所

エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　）

オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類　□委任状　□その他（　）

（裏面）

（説明）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は市の機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

４　写しの交付及び送付に要する費用の納付について

規則で定めるところにより、実費相当額を納付する必要があります。

５　本人確認書類等

（１）　来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第２２条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）　送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）　代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第８号（第７条関係）

委　　任　　状

（代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

１　個人情報の開示請求を行う権限
２　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
３　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
４　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
５　開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
６　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年　月　日

（委任者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　以下のいずれかの措置をとってください。
①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第９号（第８条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報開示決定通知書

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

２　不開示とした部分とその理由

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和田高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は、　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示する保有個人情報の利用目的

４　開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

（１）　開示の実施の方法等

（２）　事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間：　月　日から　月　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：

（３）　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

（裏面）

（説明）

１　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から３０日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の４（１）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の４（２）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の７日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、写しの作成又は写しの送付に要する費用負担が必要となります。

２　決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「２　不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

３　開示の実施について

（１）　事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。なお、写しの交付を希望された場合は、写しの作成に要する費用が必要になります。

（２）　写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を同封されている納付書により納付した上で、その納付証（領収書）のコピーを申出書の裏面に貼付してください。

４　本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

様式第１０号（第８条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報不開示決定通知書

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１１号（第９条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８３条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者名：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１２号（第１０条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８４条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第８４条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　月　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１３号（第１１条関係）

第　　号
年　月　日

（他の行政機関の長）　　宛

（市の機関）

保有個人情報の開示請求事案移送書

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生） □成年被後見人　　□任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・　開示請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１４号（第１１条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条１項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　月　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１５号（第１２条関係）

第　　号
年　月　日

（第三者利害関係人）　　様

（市の機関）

意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第８６条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１６号（第１２条関係）

第　　号
年　月　日

（第三者利害関係人）　　様

（市の機関）

意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第８６条第２項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
法第８６条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　□第１号、　□第２号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１７号（第１２条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　月　日

（市の機関）　宛

（ふりがな）
氏名又は名称
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）
住所又は居所
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）　支障（不利益）がある部分 （２）　支障（不利益）の具体的理由
連　絡　先	

（説明）

１　「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、（１）支障がある部分、（２）支障の具体的理由について記載してください。

２　「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

３　本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１８号（第１２条関係）

第　　号
年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様
（市の機関）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８６条第３項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　月　日
開示を実施する日	年　月　日

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１９号（第１４条関係）

年　月　日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

（市の機関）　宛

（ふりがな）
氏　　名
住所又は居所
〒　　ＴＥＬ　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８７条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　保有個人情報開示決定通知書の番号等
日　　付：
文書番号：

２　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	（１）　閲覧	①　全部 ②　一部（　　）
	（２）　複写したものの交付	①　全部 ②　一部（　　）
	（３）　その他（　　）	①　全部 ②　一部（　　）

３　開示の実施を希望する日
年　月　日　午前・午後

４　「写しの送付」の希望の有無　（有　：同封する郵便切手等の額　　円／無）

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２０号（第１６条関係）

年　月　日

保有個人情報訂正請求書

（市の機関）　　宛

（ふりがな）
氏　　名
住所又は居所
〒　　ＴＥＬ　（　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９１条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：　日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

１　訂正請求者　□　本人　□　法定代理人　□任意代理人

２　請求者本人確認書類
□運転免許証　□健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（　）
※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア　本人の状況　□未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人
□任意代理人委任者
（ふりがな）
イ　本人の氏名
ウ　本人の住所又は居所

４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　）

５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類　□委任状　□その他（　）

（説明）

１　「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第８８条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第９０条第１項第２号）

４　「訂正請求の趣旨及び理由」

（１）　訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

（２）　訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　訂正請求の期限について

訂正請求は、法第９０条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。

６　本人確認書類等

（１）　来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第２９条において読み替えて準用する同令第２２条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）　送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）　代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第２１号（第１６条関係）

委　　任　　状

（代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

１　個人情報の訂正請求を行う権限
２　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
３　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
４　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
５　訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日

（委任者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　以下のいずれかの措置をとってください。

①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第２２号（第１７条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２３号（第１７条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２４号（第１８条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９４条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限　　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２５号（第１９条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９５条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第９５条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２６号（第２０条関係）

第　　号
年　月　日

（他の行政機関の長等）　　宛

（市の機関）

保有個人情報訂正請求事案移送書

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏　名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生） □成年被後見人　□任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２７号（第２０条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　月　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２８号（第２１条関係）

第　　号
年　月　日

（他の行政機関の長等）　　宛

（市の機関）

提供をしている保有個人情報の訂正決定に関する通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９２条の規定により訂正を実施しましたので、同法第９７条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２９号（第２２条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日

（市の機関）　　宛

（ふりがな）
氏名
住所又は居所
〒　　ＴＥＬ　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９９条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日　付：　年　月　日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □第１号該当　→　□利用の停止、□消去 □第２号該当　→　提供の停止 （理由）

１　利用停止請求者　　□本人　□法定代理人　□任意代理人
２　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） イ　本人の氏名 ウ　本人の住所又は居所
４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　）
５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　）

（説明）
１　「氏名」、「住所又は居所」
　本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。
　また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
　なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
２　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
　３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」
　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。
　①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第１号）
　②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第８８条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第９０条第１項第２号）
４　「利用停止請求の趣旨及び理由」
（１）　利用停止請求の趣旨
　「利用停止請求の趣旨」は、「第１号該当」、「第２号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。
　ア　「第１号該当」には、第６１条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第６３条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第６４条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第６９条第１項及び第２項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。
　イ　「第２号該当」には、第６９条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は第７１条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
（２）　利用停止請求の理由
　「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
５　利用停止請求の期限について
　利用停止請求は、法第９８条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。
６　本人確認書類等
（１）　来所による利用停止請求の場合
　来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第２９条において読み替えて準用する同令第２２条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。
（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
（２）　送付による利用停止請求の場合
　保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。
　なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。
　また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。
（３）　代理人による利用停止請求の場合
　「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。
　代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
　代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明　する書類（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第３０号（第２２条関係）

委　　任　　状

（代理人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

１　個人情報の利用停止請求を行う権限
２　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
３　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
４　利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日

（委任者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　以下のいずれかの措置をとってください。
①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第３１号（第２３条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報の利用停止決定通知書

　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第１項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第３２号（第２３条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、　　に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第３３号（第２４条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０２条第２項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限　　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第３４号（第２５条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　　様

（市の機関）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０３条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第１０３条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第３５号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会　宛

（市の機関）

諮　問　書

個人情報の保護に関する法律第８２条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

１　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
２　審査請求に係る開示決定等 （開示決定等の種類） □開示決定 □一部開示決定（該当不開示条項） □不開示決定（該当不開示条項）	（１）　開示決定等の日付、記号番号 （２）　開示決定等をした者 （３）　開示決定等の概要
３　審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求人 （３）　審査請求の趣旨
４　諮問の理由	
５　参加人等	
６　添付書類等	①　保有個人情報開示請求書（写し） ②　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　理由説明書 ⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し） ⑥　その他参考資料
７　諮問庁担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等	

（注１）　２の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
　また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第７８条第１項各号、第８１条又は文書不存在）を記載すること。

（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注３）　６の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第８３条第２項又は第８４条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第３６号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会　宛

（市の機関）

諮　　問　　書

個人情報の保護に関する法律第９３条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

１　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
２　審査請求に係る訂正決定等 （訂正決定等の種類） □訂正決定 □不訂正決定	（１）　訂正決定等の日付、記号番号 （２）　訂正決定等をした者 （３）　訂正決定等の概要
３　審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求人 （３）　審査請求の趣旨
４　諮問の理由	
５　参加人等	
６　添付書類等	①　保有個人情報訂正請求書（写し） ②　保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　理由説明書 ⑤　その他参考資料
７　諮問庁担当課、担当者名 電話番号、ＦＡＸ番号、 メールアドレス、住所等	

（注１）　２の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注３）　６の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第９４条第２項又は第９５条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第３７号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会　宛

（市の機関）

諮　　問　　書

個人情報の保護に関する法律第１０１条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

１　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
２　審査請求に係る利用停止決定等 （利用停止決定等の種類） □利用停止決定 □不利用停止決定	（１）　利用停止決定等の日付、記号番号 （２）　利用停止決定等をした者 （３）　利用停止決定等の概要
３　審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求人 （３）　審査請求の趣旨
４　諮問の理由	
５　参加人等	
６　添付書類等	①　保有個人情報利用停止請求書（写し） ②　保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） ③　審査請求書（写し） ④　理由説明書 ⑤　その他参考資料
７　諮問庁担当課、担当者名電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等	

（注１）　２の「（利用停止決定等の種類）」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注３）　６の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第１０２条第２項又は第１０３条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第３８号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会　宛

（市の機関）

諮　　問　　書

個人情報の保護に関する法律第７６条の規定に基づく開示請求［個人情報の保護に関する法律第９０条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第９８条の規定に基づく利用停止請求］に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

１　開示請求［訂正請求、利用停止請求］に係る保有個人情報の名称等	
２　審査請求に係る開示請求［訂正請求、利用停止請求］	（１）　開示請求［訂正請求、利用停止請求］の日付、受付番号等 （２）　開示請求［訂正請求、利用停止請求］の宛先
３　補正に要した日数、開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の期限	
４　審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求人 （３）　審査請求の趣旨
５　諮問の理由	
６　参加人等	
７　添付書類等	①　保有個人情報開示請求書［訂正請求書、利用停止請求書］（写し） ②　審査請求書（写し） ③　理由説明書 ④　その他参考資料
８　諮問庁担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等	

（注１）　１の「開示請求［訂正請求、利用停止請求］に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

（注２）　３の「補正に要した日数、開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第８３条第２項［同法第９４条第２項、第１０２条第２項］の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の期限を、同法第８４条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限［同法第９５条又は第１０３条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限］を、それぞれ記述すること。

（注３）　５の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
（※）行政不服審査法第３条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

（注４）　７の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第８４条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

（注５）　７の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第８３条第２項又は第８４条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第３９号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

（審査請求人）　　様

（市の機関）

諮問通知書

年　月　日付けの（市の機関）　　に対する審査請求について、下記のとおり大和高田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第２項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］	
審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年　月　日・　諮問　号

（注１）　「審査請求に係る開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］」の欄については、開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の日付・記号番号、開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］をした者、開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注２）　「諮問日・諮問番号」の欄は、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

＜本件連絡先＞
大和高田市　　部　　課
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
ｅ－ｍａｉｌ：

規則第２０号

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第２１号。以下「条例」という。）第１６条の規定に基づき、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　審査会は、会長が招集する。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。
４　特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。
（手続の併合又は分離）
第３条　審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審査の手続を分離することができる。
２　審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。
（諮問庁の申出）
第４条　諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。
２　審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第９条第１項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。
（庶務）
第５条　審査会の庶務は、総務部法務課において処理する。
（委任）
第６条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
第１条　この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。
（大和高田市情報公開審査会規則の廃止）
第２条　大和高田市情報公開審査会規則（平成１１年規則第５１号）は、廃止する。
（大和高田市個人情報保護審査会規則の廃止）
第３条　大和高田市個人情報保護審査会規則（平成１３年規則第３４号）は、廃止する。
（大和高田市個人情報保護運営審議会規則の廃止）
第４条　大和高田市個人情報保護運営審議会規則（平成１３年規則第３５号）は、廃止する。
（大和高田市情報公開条例施行規則の一部改正）
第５条　大和高田市情報公開条例施行規則(平成１１年規則第５０号)の一部を次のように改正する。
第９条から第１２条を削り、第１３条を第９条とし、第１４条を第１０条とする。
様式第１２号を削る。

訓　令

訓令第１号

令和４年度大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

令和４年度大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する訓令

令和４年度大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（令和４年訓令第６号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市一般介護予防業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

第１条中「令和４年度」を削る。

第２条の見出しを「（所掌事項）」に改める。

附則第２項中「令和５年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附　則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第２号

大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成２０年訓令第７号）の一部を次のように改正する。

題名中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

第１条中「要綱」を「訓令」に、「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

第２条中「要綱」を「訓令」に改め、同条条第１号中「臨時的に任用された職員及び非常勤職員を含む」を削り、同条第３号中「他の者を不快にさせる職場における」を「職員が、職場において他の職員（直接的な被害者に限らず、当該行為等により勤務環境等を害された全ての者を含む。以下同じ。）を不快にさせる」に改め、同条第４号中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同号を同条第７号とし、同条第３号の次に次の３号を加える。

（４）　パワー・ハラスメント　職員が、職場において他の職員に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は勤務環境を悪化させる言動をいう。

（５）　妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント　職員が、職場において他の職員に対し、妊娠、出産、育児 若しくは介護等又はそれらに関する制度若しくは措置の利用に関し、当該職員に精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は勤務環境を悪化させる言動をいう。

（６）　ハラスメント　セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメントをいう。

第３条を次のように改める。

（市長の責務）

第３条　市長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及びハラスメントが行われた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、迅速かつ適切に、必要な措置を講じなければならない。

２　市長は、その行政機関に属する職員が他の行政機関に属する職員（以下「他機関職員」という。）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他機関職員に係る任命権者に対し、当該他機関

職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他機関職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。

３　市長は、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

４　市長は、任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３７条第１項に規定する県費負担教職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

第４条中「要綱」を「訓令」に、「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条に次の２項を加える。

２　職員は、職場におけるハラスメントが個人の人格や尊厳を不当に傷つけ、勤労意欲の低下や勤務環境の悪化を招き、本市行政の円滑な運営を阻害するものであることを自覚しなければならない。

３　管理又は監督の地位にある職員は、ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、ハラスメントに関する苦情又は相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

第５条を次のように改める。

（職員指針）

第５条　市長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員が認識すべき事項、ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

２　市長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

第６条中「セクシュアル・ハラスメント」を「職員に対し、ハラスメント」に、「職員に対し」を「この訓令の周知徹底を図るとともに、」に改める。

第７条第１項中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に、「苦情又は相談（以下「苦情相談」という。）」を「苦情相談」に改め、「及び男女共同参画推進担当課」を削り、同条第２項中「次に掲げる」を「公認心理師法（平成２７年法律第６８号）第２８条に規定する資格又はこれに準ずる資格を有する職員のうち、人事担当課長が苦情相談の事案に応じて適当と認める」に改め、各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、組織の構成上の理由等によりこれが困難なときは、人事担当課長は、苦情相談に係る識見を有する職員を相談員に充てることができる。

第７条第３項ただし書を削る。

第８条中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

第９条中「相談等整理票（様式第１号）」を「相談等整理票（別記様式）」に、「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

第１０条の見出し及び同条第１項中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条第３項中「男女共同参画担当部長」を「人事担当課長」に改め、同条第４項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に応じた人数の委員を任命する。この場合において、市長は、委員の過半数が女性となるよう配慮しなければならない。

第１０条第１０項中「任命権者」を「市長」に改め、同項を第１１項とし、第９項を第１０項とし、第８項中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同項を第９項とし、第５項から第８項までを１項ずつ繰り下げ、第４項の次に次の１項を加える。

５　委員長は、前条第２項の規定による要請又は相談者からの要請があったときは、委員会を招集する。

第１１条中「任命権者」を「市長」に、「前条第１０項」を「前条第１１項」に改める。

第１２条中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に、「すべて」を「全て」に改め

る。

様式第１号を次のように改める。

別記様式

相談等整理票

<table>
<tr><td>相談実施日</td><td colspan="3">年　月　日
時　分　～　時　分</td></tr>
<tr><td>相談実施場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">相談者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所属及び職名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>当該事案との関連</td><td colspan="2">被害者・代理人・所属長
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>相談等の内容
（具体的に）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>指導等の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>相談員確認</td><td></td><td>申出者確認</td><td></td></tr>
<tr><td>人事担当課長</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

訓令第３号

大和高田市審理員の指名手続に関する要綱を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市審理員の指名手続に関する要綱

（趣旨）

第１条　この訓令は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第９条第１項の規定による審理員の指名手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審理員候補者）

第２条　審理員（法第１１条第２項の審理員をいう。以下同じ。）となるべき者（以下「審理員候補者」という。）は、次に掲げる者とする。

（１）　部の次長、室長、課長又はそれらに相当する職にある者

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める職員

（審理員の指名）

第３条　審査請求があったときは、法第９条第１項ただし書の適用がある場合を除き、審査請求に係る処分又は不作為についての事務を所掌する部以外の部に属する審理員候補者のうちから審理員を指名するものとする。

（審理員の指名の取消し）

第４条　市長は、審理員の指名を取り消したときは、その旨を法第２８条に規定する審理関係人に通知するものとする。

（審理員補助者）

第５条　審理員は、その者が所属する部の他の職員を、当該部の長と協議の上、審理員が行う事務を補助する者（以下「審理員補助者」という。）に指名することができる。

２　審理員は、法第９条第２項各号のいずれかに該当する者を、審理員補助者としてはならない。

３　審理員補助者は、審理員の指示に従い、その事務を補助しなければならない。

（補則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

訓令第４号

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱の一部改正）

第１条　大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱（平成３１年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「大和高田市個人情報保護条例（平成１３年６月２１日条例第２７号）」を「個人情報

の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」に改める。

第１０条第１項第３号中「大和高田市個人情報保護条例第９条第１項」を「個人情報の保護に関する法律第６９条」に改める。

（大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程の一部改正）

第２条　大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程（令和元年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（設置の申出）

第５条　防犯等カメラシステムを設置しようとする課の長（設置する課と設置後において管理する課が異なるときは、管理する課の長をいう。以下「申出者」という。）は、防犯等カメラシステム設置申出書（様式第１号）を法務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　法務課長は、前項の規定による申出の可否を決定し、防犯等カメラシステム設置承認（不承認）通知書（様式第２号）により、申出者に通知するものとする。

第１３条を第１４条とし、第９条から第１２条までを１条ずつ繰り下げ、第８条の次に次の１条を加える。

（情報提供）

第９条　管理運用責任者は、個人情報の保護に関する法律第６９条の規定により映像を提供するときは、提供を受ける者に対して、防犯等カメラシステム個人情報提供申請書（様式第４号）の提出を求めなければならない。

２　国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人その他公共的団体からの申請については、前項の規定に関わらず、他の様式によることができる。

３　第１項本文又は前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、防犯等カメラシステム個人情報提供可否決定通知書（様式第５号）により当該申請をした者に通知するものとする。

４　前項の場合において、当該映像に提供目的を達成するために必要でない個人情報が記録されているときは、管理運用責任者は、当該映像について個人が特定されないために必要な措置を講じなければならない。ただし、技術的な制約等により同項の措置を講ずることが困難な場合であって、当該提供に相当の理由があり、かつ、当該提供によって本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

第８条を削る。

第７条第１項ただし書中「条例第８条第１項ただし書の規定により利用するとき及び同条例第９条第１項ただし書の規定により」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条の規定により利用するとき及び」に改め、同条第２項中「様式第２号」を「様式第３号」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　市長は、毎年１回、管理運用責任者における映像の利用及び提供の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第７条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（設置の変更又は撤去）

第６条　申出者は、前条第１項の規定による申出の内容を変更するとき又は防犯等カメラシステムを撤去したときは、その旨を法務課長に書面により申し出なければならない。

附則第２項中「第５条第２項」を「第５条第１項」に、「届出」を「申出」に改め、附則第３項中「第１２条」を「第１３条」に、「届出」を「申出」に改める。

様式第１号中「防犯等カメラシステム設置届」を「防犯等カメラシステム設置申出書」に、「法務情報課長」を「法務課長」に、「殿」を「宛」に、「届出者」を「申出者」に改め、様式第３号を削り、様式第２号を次のように改める。

様式第３号（第８条関係）

防犯等カメラシステム映像記録簿

<table>
<tr><td colspan="2">利用する日時</td><td colspan="4">年　月　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用又は提供する理由及び区分</td><td colspan="4">理由

区分　　設置目的の（範囲内の利用・範囲外の利用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">防犯等カメラの位置
※複数の場合は、カメラ番号を付記すること</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用又は提供する映像</td><td rowspan="4">記録日時</td><td>①</td><td>年　月　日（　）　時　分から
年　月　日（　）　時　分まで</td><td>カメラ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>年　月　日（　）　時　分から
年　月　日（　）　時　分まで</td><td>カメラ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>③</td><td>年　月　日（　）　時　分から
年　月　日（　）　時　分まで</td><td>カメラ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td>年　月　日（　）　時　分から
年　月　日（　）　時　分まで</td><td>カメラ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">提供先</td><td>機関・所属名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">記入者（映像取扱者）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号を様式第３号とし、様式第１号の次に次の様式を加える。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

防犯等カメラシステム設置承認（不承認）通知書

様

法務課長

年　　月　　付けで申出のありました防犯等カメラシステム設置の承認について内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

□　設置を承認する。

（１）　設置を承認する防犯等カメラシステムの撮影対象区域

（２）　承認の条件

個人情報の保護に関する法律及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例並びに大和高田市個人情報等の適切な管理のための措置に関する訓令その他関係法令を遵守すること。

□　設置を承認しない。

理由

様式第３号の次に次の２様式を加える。

様式第４号（第９条関係）

防犯等カメラシステム個人情報提供申請書

第　　号
年　　月　　日

市の機関　　宛

申請者　住　所
氏　名
（法人その他の団体にあっては、事務所（事業所）の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
提供を受けようとする記録範囲及び記録項目	
根拠法令	
利用の目的及び理由	
利用形態	
提供を受けた個人情報の管理方法	
提供期間	年　月　日から　年　月　日まで
備考	

様式第５号（第８条関係）

防犯等カメラシステム個人情報提供可否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

市の機関

年　　月　　日付けで申請のあった個人情報の提供については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	□可（法第６９条第１項第　　号を適用） □否 理由
個人情報取扱事務の名称	
記録範囲及び記録項目	
利用の目的	
提供期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
提供する条件	・　映像を適正に管理すること。 ・　映像の提供目的以外の利用及び第三者への提供を行わないこと。 ・　映像を複製する場合にあっては、複製した日時、回数及び複製物の保存先を報告すること。 ・　映像の提供目的を達成したときは、適切な処理方法により速やかに映像を廃棄するとともに、廃棄した旨を報告すること。
所管課	部　　課　　係 （電話　　内線　　）
備考	

附　則

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

訓令第５号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（大和高田市決裁規程の一部改正）

第１条　大和高田市決裁規程（平成９年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１８号中「契約監理室長及び契約監理室課長」を「契約監理課長」に改める。

別表第１中

「

国及び県からの補助金等	申請及び実績報告		申請及び実績報告以外の事務(室の所管を除く。)	申請及び実績報告以外の事務（室の所管に限る。）	

」

を

「

国及び県からの補助金等	申請及び実績報告		申請及び実績報告以外の事務のうち重要なもの(室の所管に限る。)	申請及び実績報告以外の事務のうち重要なもの（室の所管に限る。）	申請及び実績報告以外の事務のうち定例的又は軽易なもの

」

に改める。

別表第２中「契約監理室長」を「契約監理課長」に改める。

（大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部改正）

第２条　大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程（平成１５年訓令第２号）を次のように改正する。

第５条第２項中「戸籍係長」を「戸籍担当の市民グループ係長」に改める。

（大和高田市公正入札調査委員会設置要綱の一部改正）

第３条　大和高田市公正入札調査委員会設置要綱（平成２１年訓令第９号）を次のように改正する。

第３条第４項第１号を次のように改める。

（１）　契約監理課長

第３条第４項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第６条中「契約監理室」を「契約監理課」に改める。

（大和高田市談合情報対応マニュアルの一部改正）

第４条　大和高田市談合情報対応マニュアル（平成２１年訓令第９号の２）を次のように改正する。

第１基本原則第５項中「契約監理室長」を「契約監理課長」に改める。

（当日の事情徴収会場の配置例）の表中「契約監理室長」を「契約監理課長」に改める。

（大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正）

第５条　大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成１９年訓令第２号）を次のように改める。

第５条第２項中「契約監理室課長」を「契約監理課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

告　示

告示第１５号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成５年条例第１９号）第９条及び第９条の２第２項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示します。

令和５年３月１日

大和高田市長　堀内　大造

１　移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

２　移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（１）　放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・ＪＲ高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和５年２月　９日	1									
令和５年２月１４日			1							

（２）　放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地　　区	自転車	原動機付自転車
令和５年２月１４日	大和高田市東中２丁目２	1	
令和５年２月１５日	大和高田市大字出３１	1	

３　保管場所

大和高田市曽大根１丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

４　引取期間

告示日から６０日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

５　引取時間

午前９時から正午までと午後１時から午後４時まで

６　引取りのための必要事項

（１）　印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

（２）　次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア　移動費　２，０００円

イ　保管費　移動日から１４日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる市の休日を除き、１日当たり５０円を徴収する。総額は、１，０００円を限度とする。

７　連絡先

大和高田市役所　生活安全課　電話０７４５－２２－１１０１代表

告示第１６号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月７日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱等の一部を改正する告示

（大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正）

第１条　大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成１６年告示第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号、第３条第１４号、第５条第１項各号及び第５条の２第１項中「令和４年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

様式第２号中「３８万円」を「４８万円」に改める。

（大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示の一部改正）

第２条　大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（令和３年告示第１３５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「この告示による改正後の第５条第１項第１号の規定に掲げる対象者」を「令和３年７月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者」に改め、「には、」の次に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）における」を加え、「である」を「であった」に改める。

附則第３項中「規定による」の次に「令和３年７月以前分の給付に係る」を、「申請者が、」の次に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において」を加え、「である」を「であった」に改める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第１７号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月７日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱等の一部を改正する告示

（大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正）

第１条　大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成１６年告示第３６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「２００，０００円」を「４００，０００円」に、「８００，０００円」を「１，６００，０００円」に改める。

様式第１号注意第２項（ただし書を除く。）中「２００，０００円」を「４００，０００円」に、「８００，０００円」を「１，６００，０００円」に改める。

様式第２号中「３８万円」を「４８万円」に改める。

様式第４号備考第２号（ただし書を除く。）中「２００，０００円」を「４００，０００円」に、「８００，０００円」を「１，６００，０００円」に改める。

（大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示の一部改正）

第２条　大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（令和３年告示第１３６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第５条の規定による」を「第５条及び第７条の規定による令和３年７月以前分の訓練給付金に係る」に改め、「第６条の規定による」を削り、「父が、」の次に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）における」を加え、「である」を「であった」に改める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第１８号

令和５年３月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１９条第２項の規定により公表します。

令和５年３月１６日

大和高田市長　堀内　大造

１　令和５年度大和高田市一般会計予算
２　令和５年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
３　令和５年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
４　令和５年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
５　令和５年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
６　令和５年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
７　令和５年度大和高田市休日診療所特別会計予算
８　令和５年度大和高田市水道事業会計予算
９　令和５年度大和高田市下水道事業会計予算
１０　令和５年度大和高田市病院事業会計予算
１１　令和４年度大和高田市一般会計補正予算（第１５号）
１２　令和４年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
１３　令和４年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第３号）
１４　令和４年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）
１５　令和４年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第３号）
１６　令和４年度大和高田市病院事業会計補正予算（第５号）

令和５年度大和高田市一般会計予算

令和５年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２９，１９０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,766,000
	1. 市民税	3,157,000
	2. 固定資産税	2,672,000
	3. 軽自動車税	176,000
	4. たばこ税	370,000
	5. 都市計画税	391,000
2. 地方譲与税		110,300
	1. 地方揮発油譲与税	26,700
	2. 自動車重量譲与税	76,700
	6. 森林環境譲与税	6,900
3. 利子割交付金		4,000
	1. 利子割交付金	4,000
4. 配当割交付金		99,000
	1. 配当割交付金	99,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		64,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	64,000
6. 法人事業税交付金		65,000
	1. 法人事業税交付金	65,000
7. 地方消費税交付金		1,390,000
	1. 地方消費税交付金	1,390,000
9. 環境性能割交付金		11,000
	1. 環境性能割交付金	11,000
10. 地方特例交付金		55,000
	1. 地方特例交付金	55,000
11. 地方交付税		8,160,000
	1. 地方交付税	8,160,000
12. 交通安全対策特別交付金		8,000
	1. 交通安全対策特別交付金	8,000
13. 分担金及び負担金		273,174
	1. 分担金	5,080
	2. 負担金	268,094

14. 使用料及び手数料		727,827
	1. 使用料	445,256
	2. 手数料	282,571
15. 国庫支出金		5,668,044
	1. 国庫負担金	4,472,993
	2. 国庫補助金	1,174,100
	3. 国庫委託金	20,951
16. 県支出金		1,894,848
	1. 県負担金	1,452,506
	2. 県補助金	328,501
	3. 県委託金	113,841
17. 財産収入		14,566
	1. 財産運用収入	14,564
	2. 財産売払収入	2
18. 寄附金		200,000
	1. 寄附金	200,000
19. 繰入金		978,431
	1. 基金繰入金	971,035
	2. 特別会計繰入金	7,396
21. 諸収入		246,710
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000
	2. 市預金利子	150
	3. 貸付金元利収入	440
	4. 雑入	232,120
22. 市債		2,454,100
	1. 市債	2,454,100
歳　入　合　計		29,190,000

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 議会費		229,004
	1. 議会費	229,004
2. 総務費		2,947,422
	1. 総務管理費	2,388,339
	2. 徴税費	304,645
	3. 戸籍住民基本台帳費	116,414
	4. 選挙費	98,516
	5. 統計調査費	14,313
	6. 監査委員費	25,195
3. 民生費		13,111,326

	1. 社会福祉費	6,434,130
	2. 児童福祉費	3,975,944
	3. 生活保護費	2,700,948
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		5,273,653
	1. 保健衛生費	1,327,769
	2. 清掃費	3,945,884
5. 労働費		21,826
	1. 労働諸費	21,826
6. 農林水産業費		128,139
	1. 農業費	128,139
7. 商工費		84,335
	1. 商工費	84,335
8. 土木費		1,873,925
	1. 土木管理費	121,919
	2. 道路橋りょう費	210,177
	3. 河川費	273,730
	4. 都市計画費	1,106,428
	5. 住宅費	161,671
9. 消防費		876,701
	1. 消防費	876,701
10. 教育費		2,431,809
	1. 教育総務費	474,814
	2. 小学校費	283,832
	3. 中学校費	185,555
	4. 高等学校費	412,436
	5. 幼稚園費	314,741
	6. 社会教育費	243,928
	7. 保健体育費	516,503
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		2,191,857
	1. 公債費	2,191,857
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳　出　合　計		29,190,000

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和5年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業（令和5年度分）	令和5年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和5年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
庁舎第２駐車場管理業務	令和8年6月末まで	11,257 千円
庁舎総合受付及び電話交換派遣業務	令和8年6月末まで	39,498 千円
庁舎衛生管理及び警備業務	令和8年6月末まで	134,571 千円
庁舎設備運転管理業務	令和8年6月末まで	68,688 千円
文化会館総合管理業務	令和8年6月末まで	134,096 千円
市民交流センター総合管理業務	令和8年6月末まで	111,585 千円
公共建物清掃業務	令和7年5月末まで	36,083 千円
児童ホーム運営業務	令和9年3月末まで	434,220 千円
クリーンセンター清掃業務	令和7年3月末まで	3,360 千円

事　　項	期　　間	限　度　額
ロータリー車及び２ｔダンプ車購入に係る経費	令和7年3月末まで	67,650 千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	令和6年4月末まで	1時間当たり2,200円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
市営住宅等における家屋明渡請求事件に係る訴訟又は即決和解に関する業務	事件解決年度まで	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
市営住宅等における家屋明渡執行等申立事件に係る強制執行に関する業務	事件解決年度まで	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
中学校給食調理業務	令和8年7月末まで	159,298 千円

第３表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
交通安全対策事業	27,700	（借入方法） 普通貸借又は 証券発行の方法による。	3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
借換債 （土地開発公社用地取得事業）	129,200	〃	〃	〃
保健センター整備事業	8,400	〃	〃	〃
市営斎場整備事業	3,100	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	25,400	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業（ごみ処理施設）	1,659,800	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	6,500	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	27,600	〃	〃	〃
道路整備事業	53,100	〃	〃	〃
河川改良事業	121,900	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大和高田当麻線街路事業	千円 39,000	（借入方法） 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
借換債（都市再生整備事業）	138,600	〃	〃	〃
緑化美化推進事業	27,000	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	23,400	〃	〃	〃
防災対策事業	30,600	〃	〃	〃
臨時財政対策債	132,800	〃	〃	〃
計	2,454,100			

令和５年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和５年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，６６３，９００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　第２款保険給付費に計上した各項（審査費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合に

おける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,171,132
	1. 国民健康保険税	1,171,132
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
6. 県支出金		5,688,864
	3. 県負担金・補助金	5,688,864
7. 連合会支出金		433
	1. 連合会補助金	433
8. 財産収入		125
	1. 財産運用収入	125
9. 繰入金		779,228
	1. 一般会計繰入金	619,700
	2. 基金繰入金	159,528
11. 諸収入		23,379
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	80
	3. 療養費等指定公費返還金	142
	4. 雑入	13,157
繰越金		0
	繰越金	0
歳　入　合　計		7,663,900

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		130,584
	1. 総務管理費	106,220
	2. 徴税費	23,912
	3. 運営協議会費	452
2. 保険給付費		5,375,139
	1. 療養諸費	4,588,976
	2. 高額療養費	751,150
	3. 出産育児諸費	29,413
	4. 葬祭諸費	3,600
	5. 移送費	200
	6. 傷病手当諸費	1,800

3. 国民健康保険事業費納付金		2,049,812
	1. 医療給付費分	1,348,705
	2. 後期高齢者支援金等分	513,709
	3. 介護納付金分	187,398
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		92,941
	1. 特定健康診査等事業費	66,891
	2. 保健事業費	26,050
9. 基金積立金		125
	1. 基金積立金	125
10. 公債費		215
	1. 公債費	215
11. 諸支出金		14,579
	1. 償還金及び還付加算金	12,000
	2. 繰出金	2,437
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	142
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳　出　合　計		7,663,900

令和５年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和５年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１６，１００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１０，０００千円と定める。

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		95,250
	1. 外来収入	91,319
	2. その他検査等収入	3,931
2. 使用料及び手数料		10,558
	1. 使用料	216
	2. 手数料	10,342

3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		10,271
	1. 基金繰入金	5,278
	2. 特別会計繰入金	250
	3. 一般会計繰入金	4,743
6. 諸収入		20
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	19
歳　入　合　計		116,100

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		58,838
	1. 施設管理費	58,599
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		56,755
	1. 医業費	56,755
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		6
	1. 公債費	6
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳　出　合　計		116,100

令和５年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和５年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２０，４００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３７０，０００千円と定める。

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		20,398
	1. 使用料	20,398

2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳　入　合　計		20,400

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		19,661
	1. 駐車場費	19,661
2. 公債費		639
	1. 公債費	639
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳　出　合　計		20,400

令和５年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和５年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，３３７，２００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３５０，０００千円と定める。

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,322,489
	1. 介護保険料	1,322,489
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,694,529
	1. 国庫負担金	1,223,886
	2. 国庫補助金	470,643
4. 支払基金交付金		1,884,939
	1. 支払基金交付金	1,884,939
5. 県支出金		1,028,791
	1. 県負担金	974,404
	2. 県補助金	54,387
6. 財産収入		16
	1. 財産運用収入	16

7. 繰入金		1,341,358
	1. 一般会計繰入金	1,165,648
	2. 基金繰入金	175,710
9. 諸収入		65,066
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	6
	3. 雑入	65,050
歳　入　合　計		7,337,200

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		136,545
	1. 総務管理費	95,640
	2. 徴収費	4,792
	3. 介護認定審査会費	35,664
	4. 介護保険運営協議会費	449
2. 保険給付費		6,763,975
	1. 給付諸費	6,763,975
3. 地域支援事業費		391,310
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	240,975
	2. 包括的支援事業・任意事業費	150,335
4. 介護サービス事業費		42,812
	1. 居宅介護支援事業費	42,812
5. 基金積立金		878
	1. 基金積立金	878
6. 公債費		130
	1. 公債費	130
7. 諸支出金		1,550
	1. 償還金及び還付加算金	1,550
歳　出　合　計		7,337,200

令和５年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和５年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１９９，８００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

１００，０００千円と定める。

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		831,100
	1. 後期高齢者医療保険料	831,100
2. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
3. 繰入金		337,029
	1. 一般会計繰入金	337,029
5. 諸収入		31,571
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	31,301
	3. 延滞金加算金及び過料	250
歳　入　合　計		1,199,800

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		40,572
	1. 総務管理費	37,012
	2. 徴収費	3,560
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		1,127,698
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	1,127,698
3. 保健事業費		28,801
	1. 保健事業費	28,801
4. 公債費		129
	1. 公債費	129
5. 諸支出金		2,500
	1. 償還金及び還付加算金	2,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳　出　合　計		1,199,800

令和５年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和５年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８８，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１０，０００千円と定める。

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		31,502
	1. 外来収入	31,502
	その他検査等収入	0
2. 分担金及び負担金		28,128
	2. 負担金	28,128
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
	使用料	0
4. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
5. 繰入金		26,868
	1. 一般会計繰入金	26,868
6. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
7. 市債		1,400
	1. 市債	1,400
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳　入　合　計		88,000

（歳出）　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		76,170
	1. 施設管理費	76,170
2. 医業費		6,068
	1. 医業費	6,068
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		52
	1. 公債費	52

5. 諸支出金		5,209
	1. 繰出金	5,209
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳　出　合　計		88,000

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
保健センター整備事業	千円 1,400	（借入方法） 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和５年度大和高田市水道事業会計予算

（総　則）

第１条　令和５年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）　総　　配　　水　　量　　６，７５０，０００㎥

（うち県営水道からの受水量）　　６，７５０，０００㎥

（２）　一　日　平　均　配　水　量　　１８，４４３㎥

（３）　平　均　給　水　件　数　　３１，３０９件

（４）　主　要　な　建　設　改　良　事　業

イ．配水給水設備改良費　　９，３１７千円

ロ．配水管布設、布設替及び移設工事　　３１５，２００千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　　水　道　事　業　収　益　　１，８１６，９５６千円

第１項	営業収益	１，７０８，６２８千円
第２項	営業外収益	１０８，２５３千円
第３項	特別利益	７５千円

支出

第１款	水道事業費用	１，７３５，１８２千円
第１項	営業費用	１，６７６，２８２千円
第２項	営業外費用	５５，９００千円
第３項	特別損失	１，０００千円
第４項	予備費	２，０００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３１０，５４８千円は過年度分損益勘定留保資金　１１２，９９０千円、当年度分損益勘定留保資金　１９７，５５８千円で補てんするものとする。）。

収入

第１款	資本的収入	１９３，３７４千円
第１項	企業債	７０，０００千円
第３項	負担金	１２３，３７４千円

支出

第１款	資本的支出	５０３，９２２千円
第１項	建設改良費	３８８，１９１千円
第２項	企業債償還金	１１３，７３１千円
第６項	予備費	２，０００千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	70,000千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）
第６条　一時借入金の限度額は、４００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）　収益的支出における各項間の流用
（２）　資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）　職　員　給　与　費　　１４３，３０９千円
（２）　交　　際　　費　　２０千円

（たな卸資産購入限度額）
第９条　たな卸資産の購入限度額は、３，７０５千円と定める。

令和５年度大和高田市下水道事業会計予算

（総則）
第１条　令和５年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）
第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。
（１）水洗化戸数　１４，０００戸
（２）年間総排水量　２，８７０，３７６㎥
（３）主要な建設改良事業　管路建設費等　１，０１４，４７４千円
（収益的収入及び支出）
第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
（１）収益的収入
第１款　下水道事業収益　１，４５８，５０１千円
第１項　営業収益　４１０，８２５千円
第２項　営業外収益　１，０４７，６７６千円
（２）収益的支出
第１款　下水道事業費用　１，３６３，６９３千円
第１項　営業費用　１，２０２，１２４千円
第２項　営業外費用　１６１，１１９千円
第３項　特別損失　２５０千円
第４項　予備費　２００千円
（資本的収入及び支出）
第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４４１，２９２千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額４７，８７２千円、当年度損益勘定留保資金３４８，５９６千円、当年度利益剰余金処分額４４，８２４千円で補てんするものとする）。
（１）資本的収入
第１款　資本的収入　１，５４６，０５３千円

第１項　企業債　１，００９，６６０千円
第２項　他会計出資金　１２０，０００千円
第４項　他会計補助金　１９７，３００千円
第６項　国庫補助金　２１９，０９３千円
（２）資本的支出
第１款　資本的支出　１，９８７，３４５千円
第１項　建設改良費　１，０１４，４７４千円
第３項　企業債償還金　９７２，６７１千円
第７項　予備費　２００千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大和高田市公共下水道事業に伴う効率的な事業実施のための計画策定業務委託	令和７年３月末まで	8,151 千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	794,800 千円	証書借入	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	214,860 千円			
計	1,009,660 千円			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、２，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）収益的支出における各項間の流用
（２）資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　６４，１４１千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は６５６，２５０千円である。

（利益剰余金の予定処分）

第１１条　当年度利益剰余金のうち４４，８２４千円は、次のとおり処分するものと定める。

（１）減債積立金　４４，８２４千円

令和5年度大和高田市病院事業会計予算

（総　則）

第　１　条　令和5年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第　２　条　業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病　床　数				320 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	97,210 人	外来患者数	192,942 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	266 人	外来患者数	794 人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1 千円
			固定資産購入費	167,456 千円

（収益的収入及び支出）

第　３　条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款 病院事業収益		8,871,045 千円
第１項	医業収益	8,464,521 千円
第２項	医業外収益	401,522 千円
第３項	特別利益	5,002 千円

支　　出

第１款 病院事業費用		8,869,986 千円
第１項	医業費用	8,635,669 千円
第２項	医業外費用	215,015 千円
第３項	特別損失	18,302 千円
第４項	予備費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第　４　条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,823千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,224千円、過年度分損益勘定留保資金558,599千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款 資本的収入		255,003 千円
第１項	企業債	165,000 千円
第２項	補助金	1 千円
第３項	負担金	90,000 千円
第４項	固定資産売却代	1 千円
第５項	寄附金	1 千円

支　　出

第１款 資本的支出		828,826 千円
第１項	建設改良費	167,459 千円
第２項	企業債償還金	660,867 千円
第３項	予備費	500 千円

（債務負担行為）

第 5 条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
クレジットカード決済手数料	令和6年度から 令和7年度まで	手数料の率1．28％以内
清掃業務委託 （本院、看護師宿舎、看護専門学校含む）	令和6年度から 令和7年度まで	133,999千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
院内警備委託	令和6年度から 令和7年度まで	36,862千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	47,754千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	9,324千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
施設管理業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	182,679千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療廃棄物処理委託 （感染性廃棄物処理業務）	令和6年度から 令和7年度まで	20L容器1,800円・50L容器3,000円・50Lダンボール2,000円 に消費税及び地方消費税を加算した額

（企業債）

第 6 条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	165,000 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第 7 条　一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1.　収益的支出における各項間の流用

2.　資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第 9 条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1.	職員給与費	5,106,277 千円
2.	交際費	400 千円

（他会計からの補助金）

第 10 条　地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第 11 条　たな卸資産の購入限度額は、990,517千円と定める。

令和４年度大和高田市一般会計補正予算（第１５号）

令和４年度大和高田市の一般会計補正予算（第１５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８０，５００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，０７１，０２３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

（歳入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		122,000	△10,000	112,000
	2. 自動車重量譲与税	87,000	△10,000	77,000
3. 利子割交付金		7,000	△3,000	4,000
	1. 利子割交付金	7,000	△3,000	4,000
4. 配当割交付金		83,000	16,000	99,000
	1. 配当割交付金	83,000	16,000	99,000

5. 株式等譲渡所得割交付金		96,000	△32,000	64,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	96,000	△32,000	64,000
6. 法人事業税交付金		53,000	17,000	70,000
	1. 法人事業税交付金	53,000	17,000	70,000
7. 地方消費税交付金		1,304,000	73,000	1,377,000
	1. 地方消費税交付金	1,304,000	73,000	1,377,000
9. 環境性能割交付金		17,000	△4,000	13,000
	1. 環境性能割交付金	17,000	△4,000	13,000
10. 地方特例交付金		47,000	10,000	57,000
	1. 地方特例交付金	47,000	10,000	57,000
11. 地方交付税		7,790,000	527,000	8,317,000
	1. 地方交付税	7,790,000	527,000	8,317,000
15. 国庫支出金		6,899,746	46,630	6,946,376
	1. 国庫負担金	4,377,046	848	4,377,894
	2. 国庫補助金	2,495,246	47,289	2,542,535
	3. 国庫委託金	27,454	△1,507	25,947
16. 県支出金		1,908,289	29,099	1,937,388
	1. 県負担金	1,409,607	24,475	1,434,082
	2. 県補助金	354,015	4,624	358,639
18. 寄附金		47,306	147,324	194,630
	1. 寄附金	47,306	147,324	194,630
19. 繰入金		1,213,318	228,185	1,441,503
	1. 基金繰入金	1,207,237	228,185	1,435,422
20. 繰越金		311,233	182,217	493,450
	1. 繰越金	311,233	182,217	493,450
21. 諸収入		284,283	134,345	418,628
	4. 雑入	268,683	134,345	403,028
22. 市債		1,345,100	△481,300	863,800
	1. 市債	1,345,100	△481,300	863,800
補正されなかった科目に係る額		7,662,248	0	7,662,248
歳　入　合　計		29,190,523	880,500	30,071,023

（歳出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計

2. 総務費		3,444,771	340,417	3,785,188
	1. 総務管理費	2,876,168	342,523	3,218,691
	3. 戸籍住民基本台帳費	132,956	△2,106	130,850
3. 民生費		13,462,878	219,677	13,682,555
	1. 社会福祉費	7,111,319	49,778	7,161,097
	3. 生活保護費	2,661,569	169,899	2,831,468
4. 衛生費		4,737,112	40,457	4,777,569
	1. 保健衛生費	2,594,080	40,457	2,634,537
	2. 清掃費	2,143,032	0	2,143,032
6. 農林水産業費		118,917	40,364	159,281
	1. 農業費	118,917	40,364	159,281
8. 土木費		1,478,777	243,262	1,722,039
	1. 土木管理費	108,607	△4,382	104,225
	4. 都市計画費	951,254	247,644	1,198,898
9. 消防費		920,214	0	920,214
	1. 消防費	920,214	0	920,214
10. 教育費		2,617,334	△3,677	2,613,657
	2. 小学校費	436,511	△2,068	434,443
	3. 中学校費	197,327	△958	196,369
	4. 高等学校費	393,882	2,250	396,132
	5. 幼稚園費	353,884	△3,001	350,883
	6. 社会教育費	264,756	100	264,856
補正されなかった科目に係る額		2,410,520	0	2,410,520
歳　出　合　計		29,190,523	880,500	30,071,023

第２表　継続費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	ごみ中継施設建設事業	2,892,472	令和2年度	0	2,816,946	令和2年度	0
				令和3年度	233,894		令和3年度	233,894
				令和4年度	167,760		令和4年度	167,760
				令和5年度	1,879,690		令和5年度	1,242,816
				令和6年度	611,128		令和6年度	1,172,476

第３表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　　額
総務費	総務管理費	旧庁舎跡地雨水貯留施設整備事業	120,000
	戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム改修業務	4,653
衛生費	保健衛生費	出産・子育て応援事業	46,224
農林水産業費	農業費	防災重点ため池耐震診断等業務	32,100
土木費	道路橋りょう費	道路補修工事	7,757
		橋りょう補修設計業務	11,000
	河川費	東中２丁目雨水貯留施設整備事業	22,660
	都市計画費	都市計画道路検証業務	3,144
消防費	消防費	消防施設整備事業	659
教育費	小学校費	学校等における感染症対策等支援事業	8,550
	中学校費	学校等における感染症対策等支援事業	4,050
	高等学校費	学校等における感染症対策等支援事業	2,250

第４表　地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧庁舎跡地整備事業	千円 5,000	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 125,000	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
一般廃棄物処理事業（ごみ処理施設）	192,200	〃	〃	〃	204,900	〃	〃	〃
防災対策事業	31,800	〃	〃	〃	28,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	848,000	〃	〃	〃	237,500	〃	〃	〃

令和４年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

令和４年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６，８１９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，０４８，６６０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

（歳入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計

1. 国民健康保険税		1,205,860	△5,089	1,200,771
	1. 国民健康保険税	1,205,860	△5,089	1,200,771
3. 国庫支出金		0	29	29
	2. 国庫補助金	0	29	29
6. 県支出金		6,035,158	1,843	6,037,001
	3. 県負担金・補助金	6,035,158	1,843	6,037,001
9. 繰入金		584,976	33,022	617,998
	1. 一般会計繰入金	584,975	33,022	617,997
10. 繰越金		164,426	7,014	171,440
	1. 繰越金	164,426	7,014	171,440
補正されなかった科目に係る額		21,421	0	21,421
歳　入　合　計		8,011,841	36,819	8,048,660

（歳出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務費		130,556	0	130,556
	1. 総務管理費	107,806	0	107,806
2. 保険給付費		5,695,951	△7,180	5,688,771
	3. 出産育児諸費	29,415	△7,980	21,435
	6. 傷病手当諸費	1,800	800	2,600
3. 国民健康保険事業費納付金		1,969,567	43,999	2,013,566
	1. 医療給付費分	1,367,268	44,087	1,411,355
	2. 後期高齢者支援金等分	426,709	△170	426,539
	3. 介護納付金分	175,590	82	175,672
補正されなかった科目に係る額		215,767	0	215,767
歳　出　合　計		8,011,841	36,819	8,048,660

令和４年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第３号）

令和４年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

（歳入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4. 繰入金		10,324	0	10,324
	1. 基金繰入金	9,897	△4,438	5,459
	3. 一般会計繰入金	227	4,438	4,665
補正されなかった科目に係る額		107,636	0	107,636
歳　入　合　計		117,960	0	117,960

（歳出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 総務費		60,628	△500	60,128
	1. 施設管理費	60,389	△500	59,889
2. 医業費		56,825	500	57,325
	1. 医業費	56,825	500	57,325
補正されなかった科目に係る額		507	0	507
歳　出　合　計		117,960	0	117,960

令和４年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）

令和４年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

（歳入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 保険料		1,315,127	△12,493	1,302,634
	1. 介護保険料	1,315,127	△12,493	1,302,634
3. 国庫支出金		1,630,258	12,493	1,642,751
	2. 国庫補助金	455,127	12,493	467,620
補正されなかった科目に係る額		4,225,599	0	4,225,599
歳　入　合　計		7,170,984	0	7,170,984

（歳出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 保険給付費		6,513,794	0	6,513,794
	1. 給付諸費	6,513,794	0	6,513,794

補正されなかった科目に係る額	657,190	0	657,190
歳　出　合　計	7,170,984	0	7,170,984

令和４年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和４年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第２条　予算第４条本文括弧中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４４７，７０７千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額８３，９２６千円、当年度損益勘定留保資金２１４，００８千円、利益剰余金予定処分額１４９，７７３千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１８７，７０７千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額８３，９２６千円、当年度損益勘定留保資金１０３，７８１千円で補てんするものとする。」に改め、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　資本的収入	１，７３１，２２０千円	２６０，０００千円	１，９９１，２２０千円
第２項　他会計出資金	０千円	２６０，０００千円	２６０，０００千円

令和４年度大和高田市病院事業会計補正予算（第５号）

第１条　令和４年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和４年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（　計　）
（４）主要な建設改良事業			
設備改良費	１，０００千円	△４１１千円	５８９千円
固定資産購入費	５２０，３０３千円	△１５０千円	５２０，１５３千円

第３条　予算第３条本に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　入			
第１款　病院事業収益	８，８１２，３２８千円	９５，８４２千円	８，９０８，１７０千円
第１項　医業収益	７，８３１，８７４千円	６４，８９７千円	７，８９６，７７１千円
第２項　医業外収益	９７５，４５２千円	３０，９４５千円	１，００６，３９７千円
支　出			
第１款　病院事業費用	８，６００，４１２千円	３５，６８４千円	８，６３６，０９６千円
第１項　医業費用	８，３４７，２３９千円	３５，６８４千円	８，３８２，９２３千円

第４条　予算第４条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額６５９，９９０千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３０，８４０千円、過年度分損益勘定留保資金６２９，１５０千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の

予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　資本的収入	４８１，８０３千円	△５４，６９３千円	４２７，１１０千円
第３項　負担金	１８２，０００千円	△５４，６９３千円	１２７，３０７千円
支　　出			
第１款　資本的支出	１，０８７，６６１千円	△５６１千円	１，０８７，１００千円
第１項　建設改良費	５２１，３０５千円	△５６１千円	５２０，７４４千円

第５条　予算第９条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
１．職員給与費	４，８８５，６１２千円	１，８０７千円	４，８８７，４１９千円

第６条　予算第１０条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「５８４，８４３千円」を「６２５，３００千円」に改める。

告示第１９号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第１号）第６条第２項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（１）　施設の名称

大和高田市総合福祉会館

（２）　施設の所在地

大和高田市大字池田４１８番地１

２　指定管理者となる団体

（１）　団体の名称

社会福祉法人　大和高田市社会福祉協議会

（２）　団体の所在地

大和高田市大字池田４１８番地１

３　指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例（平成１７年条例第３６号）第１７条に規定する業務

４　指定管理者の指定の期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

告示第２０号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第１号）第６条第２項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（１）　施設の名称

大和高田市高田温泉さくら荘

（２）　施設の所在地

大和高田市大字池田４４７番地

２　指定管理者となる団体

（１）　団体の名称

社会福祉法人　大和高田市社会福祉協議会

（２）　団体の所在地

大和高田市大字池田４１８番地１

３　指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成１７年条例第２５号）第１４条に規定する業務

４　指定管理者の指定の期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

告示第２１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３７条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第３項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和５年３月２９日から２週間一般の縦覧に供する。

令和５年３月２９日

大和高田市長　堀内　大造

１　道路の種類及び路線名

市が道路法に基づいて管理する道路のうち、別紙の表に掲げる路線に係る区間

２　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

３　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

４　占用の制限の開始の期日

令和５年４月１２日

５　図面縦覧場所

大和高田市環境建設部土木管理課

（別紙）

路線名及び占用を制限する区域

路線名	道路の占用を制限する区間
市道1062号	大和高田市東雲町929-3地先　～　大和高田市材木町991-1地先

	（県道大和高田桜井線の交差部）		（市民運動場前）
市道3160号	大和高田市大字大中394-1地先 （高田橋交差点）	～	大和高田市野口20-1地先 （奈良県高田第二健民運動場前）
市道1239号	大和高田市出325-1地先 （市道4001号の交差部）	～	大和高田市大字曽大根353-4地先 （総合公園多目的グラウンド前）
市道4001号	大和高田市出178地先 （国道24号BP交差部）	～	大和高田市出325-2地先 （市道1239号の交差部）
市道1067号	大和高田市大東町1129-1地先 （大東町交差点）	～	大和高田市幸町7-56地先 （市道1244号の交差部）
市道1244号	大和高田市幸町7-56地先 （市道1067号の交差部）	～	大和高田市幸町7-43地先 （総合体育館前）
市道3060号	大和高田市大字池田348-1地先 （市道3160号の交差部）	～	大和高田市大字池田428-4地先 （市道3094号の交差部）
市道3094号	大和高田市大字池田428-4地先 （市道3060号の交差部）	～	大和高田市大字池田432-1地先 （総合福祉会館前）

告示第２２号

大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和５年３月３０日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　大和高田市立病院建替え整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市立病院建替え整備基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、基本構想の策定に係る事項について必要な意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織し、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　副市長

（２）　市立病院病院長

（３）　総務部長

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　委員会は、基本構想の策定に係る事項について意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

（任期）

第４条　委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から委員会が所掌する事務を完了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は、副市長をもって充てる。

３　副委員長は、市立病院病院長をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、又は委員以外の者に資料の提出を求め、説明又は意見を聞くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、市立病院事務局財務企画課において処理する。
（補則）
第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附　則
この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第２３号

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱（令和４年告示第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「接続可能な機器」の次に「をいう。」を加え、同条に次の３号を加える。

（３）　特定携帯電話　特殊詐欺等防止対策機器のうち、公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯電話として推奨する携帯電話をいう。

（４）　特定固定電話機等　特殊詐欺等防止対策機器のうち、特定携帯電話を除いたものをいう。

（５）　機種変更　特定携帯電話以外の携帯電話の使用者が、特定携帯電話に新しく携帯電話を買い替える行為をいう。

第３条ただし書を削り、同条中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　過去に特殊詐欺等防止対策機器の購入又は設置に係る補助金の交付を受けたことがない者（特定固定電話機等の補助金の交付にあっては、補助金の交付を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。）

第３条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、特定携帯電話に係る通信サービスの利用契約の契約者でない者は、当該特定携帯電話の購入に係る補助金の交付を受けることができない。

第４条第１項中「特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）の合計額とする」を「次の各号に掲げる区分に応じた費用の額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　特定固定電話機等　次に掲げる費用の合計額。ただし、補助金の交付の対象は、補助対象者が購入し、居住する住居に設置するものであって、１世帯につき１台に限るものとする。

ア　特定固定電話機等の購入に係る費用

イ　特定固定電話機等の設置に係る費用（ただし、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）

（２）　特定携帯電話　特定携帯電話の購入に係る費用。ただし、補助金の交付の対象は、機種変更をしたものであって、１人につき１台に限るものとする。

第４条第２項を削る。

第５条中「補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１万円を限度とする」を「次の各号に掲げる区分に応じた額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　特定固定電話機等　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１０，０００円を限度とする。

（２）　特定携帯電話　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、５，０００円を限度とする。

第６条第１号中「補助対象機器」を「補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）」に改め、同条第３号中「暴力団にかかる」を「暴力団排除に係る」に改める。

第８条中「の設置」の次に「（特定携帯電話にあっては購入）」を加える。

様式第１号中

「

補　助　年　度	年度	補助金の名称	大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
予定される補助対象経費		円	
交　付　申　請　金　額		円	
補助対象機器の設置予定年月日		年　月　日	
添　付　書　類		1　補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し 2　予定される補助対象経費を確認できる書類 3　市税納付状況及び暴力団にかかる同意書兼誓約書（様式第２号） 4　その他市長が必要と認める書類	

」

を

「

補　助　年　度	年度	補助金の名称	大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
購　入　機　器	メーカー		
	品　名		
	品　番		
予定される補助対象経費		円	
交　付　申　請　金　額		円	
補助対象機器の設置予定年月日		年　月　日	

添　付　書　類	1　補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し 2　予定される補助対象経費を確認できる書類 3　市税納付状況及び暴力団排除に係る同意書兼誓約書（様式第２号） 4　その他市長が必要と認める書類
※市記入欄	推奨番号：

」

に改める。

様式第２号中「暴力団にかかる」を「暴力団排除に係る」に、「市税務課」を「大和高田市収納対策室」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の大和高田市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に特殊詐欺等防止対策機器を購入した者について適用し、同日前に特殊詐欺等防止対策機器を購入した者については、なお従前の例による。

告示第２５号

介護保険法第７９条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第８５条の規定により次のとおり告示します。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

1　事業者の名称

合同会社　夢心

2　指定する事業所の名称及び所在地

居宅介護支援　夢ごころ

奈良県大和高田市大字大中 4-1-210　ライオンズ大和高田セントハウス

3　指定年月日

令和５年４月１日

4　サービスの種類

居宅介護支援

告示第２６号

大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱（平成３年告示第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市民生活に密着した総合的な健康づくり事業を積極的に推進するため」を「健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下「法」という。）第５条の趣旨に基づき、関係機関及び関係団体

が相互に連携することにより、市民生活に密着した健康づくりを総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進をするため」に改める。

第２条を次のように改める。

（所掌事務）

第２条　協議会は、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調査又は審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

（１）　法第８条第２項に規定する健康増進計画その他本市が策定する市民の健康の保持及び増進に資する計画に関する事項

（２）　法第３条の趣旨に基づく健康の増進に関する知識の普及及び啓発に関する事項

（３）　大和高田市保健センターの運営に係る事務のうち、第１号に規定する計画に係る事務の円滑化に関する事項

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第３条第２項第１号中「保健医療機関」を「本市に所在する関係保健医療機関」に改め、同項第４号及び第５号を次のように改める。

（４）　医師、保健師、助産師及び看護師その他専門的知見を有する者

（５）　健康づくりを推進する団体を代表する者

第３条第２項に次の１号を加える。

（６）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第５条第４項中「あるとき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、「代行」を「代理」に改める。

第６条から第９条までを次のように改める。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長又は副会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（書面審議等）

第７条　前条第１項の規定にかかわらず、会議を開くことが困難であるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

２　前項の規定による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（専門部会）

第８条　協議会は、第２条第１号に掲げる事項について、専門の事項を調査又は審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（運営委員会）

第９条　協議会は、第２条第３号に掲げる事項について、調査又は審議するため必要があるときは、運営委員会を置くことができる。

第１１条中「要綱」を「告示」改め、同条を第１３条とし、第１０条を第１２条とし、第９条の次に次の２条を加える。

（報告）

第１０条　専門部会及び運営委員会は、調査又は審議の結果を次の会議で報告しなければならない。

（守秘義務）

第１１条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第２７号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（平成２５年告示第８２号の２）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付要綱

第１条中「奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成２１年１０月９日長寿第５７２号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、地域密着型施設等の開設準備」を「地域密着型サービス事業（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業をいう。）等を行う施設の開設準備等」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金」に改める。

第２条を次のように改める。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者は、市の区域内において、奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成２１年１０月９日長寿第５７２号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。）別表１市町村補助対象事業・市町村等実施事業の項に規定する対象施設で次条に規定する補助事業を行う者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる事業を行う者のうち、当該事業の補助対象となる経費と重複して他の補助金の交付を受けようとする者又は現に補助金の交付を受けている者は、この告示による当該事業に係る補助の対象とならない。

第３条の見出しを「(補助事業)」に改める。

第４条を削る。

第５条第１項中「開設準備」を「開設準備等」に改め、「要する経費」の次に「(以下「補助対象経費」という。)」を加え、「対象経費とする」を「経費とする」に改め、同条を第４条とする。

第６条第１項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付申請書」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３）　介護ロボット等導入計画書（様式第４号)。ただし、介護施設等の大規模修繕に伴い介護ロボット・ＩＣＴを導入する場合に限る。

第６条を第５条とする。

第７条第２項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書（様式第４号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金（変更）交付決定通知書（様式第５号)」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請却下通知書（様式第５号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金不交付決定通知書（様式第６号)」に改め、同条を第６条とする。

第８条第１項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金変更交付申請書（様式第６号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金変更交付申請書（様式第７号)」に、「第６条各号」を「第５

条各号」に改め、同条第２項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金（変更）交付決定通知書」に改め、同条を第７条とする。

第９条第１項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金実績報告書（様式第７号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金実績報告書（様式第８号)」に改め、同項第１号中「様式第８号」を「様式第９号」に改め、同項第２号中「様式第９号」を「様式第１０号」に改め、同項第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３）　介護ロボット等導入効果報告書（様式第１１号)。ただし、介護施設等の大規模修繕に伴い介護ロボット・ＩＣＴを導入する場合に限る。

第９条を第８条とする。

第１０条中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書（様式第１０号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金確定通知書（様式第１２号)」に改め、同条を第９条とする。

第１１条第１項中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付請求書（様式第１１号)」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付請求書（様式第１３号)」に改め、同条を第１０条とし、第１２条を第１１条とする。

第１３条第１項中「様式第１２号」を「様式第１４号」に改め、同項第１号ア中「様式第１３号」を「様式第１５号」に改め、同項第２号ア中「様式第１４号」を「様式第１６号」に改め、同条を第１２条とし、第１４条を第１３条とする。

様式第１号中「大和高田市長　　様」を「大和高田市長　　宛」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付申請書」に、

「（３）収支予算（見込）書抄本

（４）見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し」を

「（３）介護ロボット等導入計画書（様式第４号)。ただし、介護施設等の大規模修繕に伴い介護ロボット・ＩＣＴを導入する場合に限る。

（４）収支予算（見込）書抄本

（５）見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し　　」に改める。

様式第３号中「開設区分」を「補助事業区分」に、「開設（予定）年月日」を「補助事業開始（予定）年月日」に、「施設開設準備経費に係る計画」を「施設開設準備経費等に係る計画」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第２条に掲げる施設」を「奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱別表１市町村補助対象事業・市町村等実施事業の項に規定する対象施設」に改め、「定員増」」の次に「「介護ロボット等導入」」を加える。

様式第１３号及び様式第１４号中「開設者」を「補助決定者」に改め、様式第１４号を様式第１６号とし、様式第１３号を様式第１５号とする。

様式第１２号中「大和高田市長　　様」を「大和高田市長　　宛」に改め、「大和高田市指令（　）」を削り、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金」に改め、同様式を様式第１４号とする。

様式第１１号中「大和高田市長　　様」を「大和高田市長　　宛」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付請求書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付請求書」に改め、「大和高田市指令（　）」を削り、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第１１条第１項」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付要綱第１０条第１項」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金」に改め、同様式を様式第１３号とする。

様式第１０号中「大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金確定通知書」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第１０条」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金交付要綱第９条」に改め、同様式を様式第１２号とする。

様式第９号中「開設区分」を「補助事業区分」に、「開設年月日」を「補助事業開始年月日」に、「施設開設準備経費に係る実績」を「施設開設準備経費等に係る実績」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第２条」を「奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱別表１市町村補助対象事業・市町村等実施事業の項に規定する対象施設」に改め、「定員増」」の次に「「介護ロボット等導入」」を加え、同様式を様式第１０号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第１１号（第７条関係）

年　月　日

介護ロボット等導入効果報告書（介護ロボット分）

報告担当者　職・氏名
連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別

介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名

介護ロボット導入時期	導入台(セット)数	
年　月　日		

【介護ロボットの活用状況】

○活用業務
（　　）（　　）（　　）
（　　）（　　）（　　）

○活用頻度
（＿＿＿＿＿＿＿＿）

【介護ロボットの導入効果】
（＿＿＿＿＿＿＿＿）（＿＿＿＿＿＿＿＿）（＿＿＿＿＿＿＿＿）

＜その他＞

【介護ロボットの導入に関する課題】
（＿＿＿＿＿＿＿＿）（＿＿＿＿＿＿＿＿）（＿＿＿＿＿＿＿＿）

＜その他＞

介護ロボット等導入効果報告書（ICT分）

	令和　年　月　日
報告担当者職・氏名	
報告担当者連絡先	

A. 事業所の基本情報

☆1. 法人名　　☆2. 事業所名

☆3. 事業所所在都道府県　　☆4. 事業所所在市区町村

☆5. サービス種別　　=====「その他」の場合の具体的なサービス種別=====⇒

☆6. 利用者数　　名
※「介護サービス情報公表システム」に記載している「利用者の人数」をご記載ください。

☆7. 職員数　　名
※常勤換算方法で計算した人数をご記載ください。ただし、訪問系サービスにおいて、利用者宅を訪問後事業所に戻らない職員は勤務時間数にかかわらず「1」として計算してください。
（直接処遇職員のみならず、業務上ＩＣＴ機器を活用しうる全ての者をカウントしてください。）

B. 導入製品情報及び評価（製品ごとにご記入ください。なお、記入にあたっては「作成上の注意」を必ずご参照ください。

No.	☆1. 製品種別	☆2. ベンダー名（メーカー名）	☆3. 製品名	☆4. 導入形態	☆5. 導入内容（介護ソフトの機能）				☆6. 導入価格（1単位あたり）	☆7. 導入個数		☆（合計金額）※自動計算	☆8. 介護ソフトを使用している端末					☆9. 本製品を選んだ理由や使ってみての感想
					記録業務	情報共有業務	請求業務	その他		（数）	（単位）		デスクトップPC	ノートPC	タブレット	スマートフォン	その他	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

C. 導入効果

1. ＩＣＴ導入により間接業務（※）の時間が短縮されたか。
（※）移動や書類の記入など、直接ケアにあたらない業務をいいます。

2. ＩＣＴ導入により１人あたりの間接業務の時間は何分削減されたか。　１か月あたり　　分　（※１人あたりの平均）
（※）0-1同様に、移動や書類の記入など、直接ケアにあたらない業務をいいます。

3. ＩＣＴ導入によりケア記録等の書類（※）の量を削減することができたか。
（※）サービス提供記録、アセスメント結果やモニタリングに関する記録等、事業所が作成・保管する記録をいいます。

4. ＩＣＴ導入により、どのくらいのケア記録等の書類（※）を削減できたか。　（※１事業所あたり１か月の平均）
（※）0-3同様に、サービス提供記録、アセスメント結果やモニタリングに関する記録等、事業所が作成・保管する記録をいいます。

5. ＩＣＴ導入により、事業所外との情報連携が円滑になったか。

6. ＩＣＴ導入により、事業所内（職員間）の情報共有が円滑になったか。

7. ＩＣＴ導入により、請求時の転記誤り等の単純な誤りが減少したか。

8. ＩＣＴ導入により、直接ケアにあたる時間が増加したか。

9. その他ＩＣＴ導入による成果・課題

D. 要件の対応状況

1-1. 記録から請求までが一気通貫となっているか。

2-1. 標準仕様を導入し、活用しているか。

1-2. 一気通貫となっていない理由

2-2. 標準仕様を活用している場合、活用した感想

2-3. 標準仕様を活用していない場合、活用しない理由

＜作成上の注意＞
○ 黄色セルについては、セルを選択した際に表示される「▽」ボタンのリストから、あてはまるものを１つ選択してください。緑色セルについては、回答を直接ご記入ください。灰色になったセルについては記入不要です。
（B「導入製品情報及び評価」のうち、B-6「導入内容」、B-8「使用している端末」は、製品が「介護ソフト」の場合のみご記入ください。）
○ 複数サービス種を一体的に運営している場合、個々のサービス種に区分してください。併設されているサービス種等、複数の事業所間でICT機器を共用している場合は、利用実態等に応じて適宜按分してください。
○ 集計の都合上、セルの結合や列の挿入は行わないでください。Bで行が不足する場合（11種類以上の機器を導入した場合）には、２つめのExcelファイルを作成してご記載ください。
○ 「☆」マークの付いた項目は公表予定です。（ただし、「B.導入製品情報及び評価」は、介護ソフトのみ公表されます。）
○ B-6「導入価格」については、１つ（１単位）あたりの価格をご記入ください。なお、月額制の場合は１年分を記載ください（初期費用等も含む）。補助額にかかわらず実費用額をご記入ください。
○ B-6「導入価格」、B-7「導入個数」について、介護ソフト等の場合で、導入台数にかかわらず費用が一律の場合は、B-6には全体の金額を記入し、B-7は「1式」と記入ください。
○ B-8「介護ソフトを使用している端末」については、当該介護ソフトを使用している端末に「○」をつけてください。ただし、使用している端末が本事業（ICT導入支援事業）により導入した端末である場合、「○」の代わりに「☆」をつけてください。
○ D.の2-1～2-3の「標準仕様」とは、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」（令和元年５月22日老振発0522第１号厚生労働省老健局振興課長通知）の別紙標準仕様のことをいいます。
本項目については、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービスを提供するものに限る）の場合にご記入ください。（導入しているか不明な場合には、介護ソフトのベンダー（メーカー）にご確認のうえご回答ください。）

様式第８号を様式第９号とする。

様式第７号中「大和高田市長　　様」を「大和高田市長　　宛」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金実績報告書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金実績報告書」に改め、「大和高田市指令（　）」を削り、

「（１）補助金所要額精算書（様式第８号）
（２）事業実績報告書（様式第９号）
（３）収支決算（見込）書抄本
（４）領収書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し」を

「（１）補助金所要額精算書（様式第９号）
（２）事業実績報告書（様式第１０号）
（３）介護ロボット等導入効果報告書（様式第１１号）。ただし、介護施設等の大規模修繕に伴い介護ロボット・ＩＣＴを導入する場合に限る。
（４）収支決算（見込）書抄本
（５）領収書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し　　」

に改め、同様式を様式第８号とする。

様式第６号中「大和高田市長　　様」を「大和高田市長　　宛」に、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金変更交付申請書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金変更交付申請書」に改め、「大和高田市指令（　）」を削り、

「（３）収支予算（見込）書抄本
（４）見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し」を
「（３）介護ロボット等導入計画書（様式第４号）。ただし、介護施設等の大規模修繕に伴い介護ロボット・ＩＣＴを導入する場合に限る。
（４）収支予算（見込）書抄本
（５）見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し」
に改め、同様式を様式第７号とする。

様式第５号中「大和高田市指令（　）」を削り、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請却下通知書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金不交付決定通知書」に改め、同様式を様式第６号とする。

様式第４号中「大和高田市指令（　）」を削り、「大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書」を「大和高田市介護施設開設準備経費等補助金（変更）交付決定通知書」に改め、同様式を様式第５号とし、様式第３号の次に次の１様式を加える。

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

介護ロボット等導入計画書（介護ロボット分）

報告担当者　職・氏名
連絡先

法人名	事業所名	サービス種別	利用定員数

導入後３年間の計画

【介護ロボットの使用計画】
○使用業務

＜その他＞

【達成すべき目標】

導入予定時期	種別	製品名	台数
年　　月　　日 年　　月　　日			

○使用頻度

【介護ロボットの期待される導入効果】

＜その他＞

年　月　日

介護ロボット等導入計画書（ＩＣＴ分）

報告担当者　職・氏名
連絡先

【事業所の基本情報】

法人名	介護サービス事業名	介護サービスの種別
ＩＣＴ機器の製品名	導入時期	導入台数
	年　月　日	

事業所職員数

	常勤		常勤	非常勤	常勤換算後
	専従	兼務			
① 職員数					
② ①のうち介護職員数					

【導入製品情報及び評価】

ＩＣＴ機器の製品名	導入時期	導入台数
	年　月　日	

【ＩＣＴ機器を導入する目的】

【ＩＣＴ機器の導入により期待される効果】
（時間外勤務の激減、サービス室の向上、多事業者間・多職種間の情報共有　等具体的に書いてください。）

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第２８号

大和高田市療育教室実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市療育教室実施要綱を廃止する告示

大和高田市療育教室実施要綱（平成２４年告示第５３号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第２９号

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱

（趣旨）

第１条　この規則は、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第１項若しくは第２項、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４若しくは第１６条第１項第２号又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の６の規定によるやむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第２条　措置の対象者（以下「対象者」という。）は、やむを得ない事由により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス又は児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用をすることが著しく困難であると認める障害者又は障害児とする。

２　前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）　障害福祉サービス等の給付を受けることができる者（児童にあっては、その保護者）が、支給申請又は事業者との利用契約を行うことが著しく困難であると認められる場合

（２）　家族等の養護者から虐待を受け、当該養護者による虐待から保護する必要があると認められる場合

（３）　前２号に掲げるもののほか、大和高田市社会福祉事務所設置条例（昭和２６年条例第２５号）に規定する社会福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）がやむを得ない事由があると認める場合

（調査及び措置の決定）

第３条　福祉事務所長は、対象者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関若しくは本人等から通報若しくは届出を受けたときは、直ちにその者の実態を調査するものとする。

２　福祉事務所長は、前項の規定による実態調査の結果及び次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定をするものとする。ただし、知的障害者福祉法第１６条第１項第２号の規定に基づく場合であって、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、同条第２項の規定に基づき、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（１）　対象者の意思と尊厳

（２）　対象者及び養護者等の身体及び精神の状況

（３）　対象者及び養護者等の置かれている環境

（４）　前３号に掲げるもののほか、対象者及び養護者等の福祉を図るために必要な事情

３　福祉事務所長は、前項の規定による決定をした場合は、障害福祉サービス等措置決定通知書（様式第１号）により対象者に対して通知するものとする。

（事業の委託）

第４条　福祉事務所長は、総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、身体障害者福祉法に規定する指定医療機関の設置者又は児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「事業者等」という。）に障害者福祉サービス等を提供することを委託するものとする。

２　福祉事務所長は、前項の規定による委託を行う場合は、障害福祉サービス等措置委託通知書（様式第２号）により、当該委託する事業者等に対して通知するものとする。

（費用の算定）

第５条　措置に要する費用は、厚生労働大臣の定める基準により算定するものとする。

（費用の請求）

第６条　福祉事務所長は、事業所等から措置費用措置請求書（様式第３号）により措置に係る費用の請求があったときはその適否を審査し、適当と認めたとときは遅滞なく支払うものとする。

（費用の徴収）

第７条　福祉事務所長は、措置に係る費用を支弁した場合は、障害福祉サービス等を受けた者又はその扶養義務者から、規則で定める額を徴収することができる。

（措置の変更及び解除）

第８条　福祉事務所長は、措置を変更し、又は解除したときは、当該措置を受けた者にあっては障害福祉サービス等措置解除（変更）通知書（様式第４号）により、措置委託事業者等にあっては障害福祉サービス等措置委託解除（変更）通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

（成年後見制度の活用）

第９条　福祉事務所長は、措置を受けた者が総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、知的障害者福祉法第２８条に規定する審判の請求を行い、当該措置を受けた者が民法（明治２９年法律第８９号）に基づく成年後見制度を活用できるよう援助するものとする。

（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　　印

障害福祉サービス等措置決定通知書

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱に基づく事業の利用を、次のとおり通知します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">利用事業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用期間</td><td colspan="5">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者</td><td colspan="5">年　月　日（満　歳）（男・女）</td></tr>
<tr><td colspan="2">居住地等</td><td colspan="5">住所
連絡先電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用先</td><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用者負担金</td><td>対象者</td><td>月額　円</td><td rowspan="2">階層区分</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>扶養義務者</td><td>月額　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　　印

障害福祉サービス等措置委託通知書

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱に基づく事業を、次のとおり通知します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">委託事業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">委託期間</td><td colspan="5">年　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td colspan="5">年　　月　　日（満　　歳）（男 ・ 女）</td></tr>
<tr><td colspan="2">居住地等</td><td colspan="5">住所
連絡先電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託先</td><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">委託費用</td><td colspan="5">国の定める基準による</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">利用者負担金</td><td>対象者</td><td>月額　　円</td><td rowspan="2">階層区分</td><td></td></tr>
<tr><td>扶養義務者</td><td>月額　　円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">障害況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第３号（第６条関係）

措置費用請求書

年　　月　　日

大和高田市社会福祉事務所長　　宛

請求事業者	事業所番号	
	住　所 （所在地）	
	電話番号	
	名　称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

金　額	円
内　　容	
大和高田市障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置関する要綱に基づく措置費として	
（　　年　　月から　　年　　月分まで）	

口座振替申込書

振替銀行		銀行						支店
口座番号	普通・当座							
フリガナ								
口座名義								

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　　印

障害福祉サービス等措置解除（変更）通知書

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱に基づく事業の利用について、次のとおり　解除　・　変更　しましたので通知します。

記

利用者		年　　月　　日（満　　歳）（男・女）
利用事業		
決定内容		変更（変更内容　　） 解除（解除理由　　）
利用先	所在地	
	名　称	
解除（変更）日		
備　考		

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　　印

障害福祉サービス等措置委託解除（変更）通知書

大和高田市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する要綱に基づく事業の委託について、次のとおり　解除　・　変更　しましたので通知します。

記

利用者		年　　月　　日（満　　歳）（男・女）
利用事業		
決定内容		変更（変更内容　　） 解除（解除理由　　）
利用先	所在地	
	名　称	
解除（変更）日		
備　考		

告示第３０号

大和高田市障害福祉サービス等の措置費用の徴収に関する要綱を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市障害福祉サービス等の措置費用の徴収に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第３８条第１項、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２７条及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５６条第２項の規定に基づく費用の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

（費用の徴収及び額）

第２条　大和高田市社会福祉事務所設置条例（昭和２６年条例第２５号）に規定する社会福祉事務所

の長（以下「福祉事務所長」という。）は、次の各号に掲げる措置の費用の全部又は一部（以下「徴収金」という。）を措置を受けた者又はその扶養義務者（以下これらを「納入義務者」という。）から徴収することができる。

（１）　身体障害者福祉法第１８条第１項及び第２項の規定による措置

（２）　知的障害者福祉法第１５条の４及び第１６条第１項第２号の規定による措置

（３）　児童福祉法第２１条の６の規定による措置

２　徴収金の額は、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した額とする。

３　措置期間が一か月に満たない場合は、日割り計算により算定した額とする。ただし、その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（決定等の通知）

第３条　福祉事務所長は、徴収金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を障害福祉サービス等措置費用徴収金額決定（変更）通知書（第１号様式）により、速やかに納入義務者に通知するものとする。

（徴収期日）

第４条　福祉事務所長は、第２条第２項の規定により算定した徴収金を当該措置を実施した月の翌月末日までに徴収するものとする。

（徴収金の減免）

第５条　福祉事務所長は、納入義務者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、徴収金額を減額又は免除することができる。

（１）　失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。

（２）　災害その他やむを得ない事情により費用を徴収することが困難であると認めたとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定により徴収金額の減額又は免除を受けようとする者は、障害福祉サービス等措置費用徴収金額減免申請書（様式第２号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

３　福祉事務所長は、減額又は免除の可否を決定したときは、障害福祉サービス等措置費用徴収金額減免決定（却下）通知書（様式第３号）により申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号(第３条関係)

年　月　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　印

障害福祉サービス等措置費用徴収金額決定(変更)通知書

大和高田市障害福祉サービス等措置費用の徴収に関する要綱第２条第２項の規定による徴収金の額を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

記

被措置者氏名		措置の種類	
徴収金の額			
備考（変更の理由）			

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第２号(第５条関係)

年　　月　　日

障害福祉サービス等措置費用徴収金減免申請書

大和高田市社会福祉事務所長　宛

納入義務者
住所
氏名　　印

大和高田市障害福祉サービス等措置費用の徴収に関する要綱第５条の規定により下記のとおり徴収金の減額・免除を申請します。

記

被措置者氏名		措置の種類	
減免を受けようとする期間	年　　月分から　　年　　月分まで		
徴収金の額			
減免を受けようとする理由			

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大和高田市社会福祉事務所長　　印

障害福祉サービス等措置費用徴収金額減免決定（却下）通知書

大和高田市障害福祉サービス等措置費用の徴収に関する要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり徴収金の減額・免除を決定（却下）しましたので通知します。

記

被措置者氏名		措置の種類	
決定	全額免除　・　減額　・　却下		
期間	年　　月分から　　年　　月分まで		
徴収金の額			
備考			

告示第３１号

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市福祉機器リサイクル事業実施要綱（平成１３年告示第４３号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第３２号

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

（大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正）

第１条　大和高田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成２４年告示第８号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第３号中「大和高田市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、様式第５号中「大和高田市個人情報保護条例第１４条」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条」に改める。

（大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部改正）

第２条　大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱（平成１３年告示第７１号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この告示は、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のための個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

第２条中「同じ」を「「情報提供」という。」に改め、同条第３号中「家庭裁判所の調査官、」を削り、同号を同条第５号とし、同条中第２号を第４号とし、同条第１号イ中「施設事業者」を「施設サービス事業者」に改め、同号ウ中「在宅サービス」を「居宅サービス」に改め、同号エを次のように改める。

エ　要介護・要支援認定者の心身の特性に応じた地域密着型サービスを提供している地域密着型サービス事業者

第２条第１号に次のように加える。

オ　要介護・支援認定者の認定調査に従事した調査員

第２条第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

（１）　要介護・要支援認定者

（２）　要介護・要支援認定者の親族

第３条の見出しを「(情報提供の対象)」に改め、同条中「個人情報の提供」を「情報提供の対象」に改め、同条第３号中「認定結果（介護度、有効期間、介護サービス計画・介護予防サービス計画作成に留意すべき事項）」を「認定に係る情報（介護度、有効期間等認定結果のほか認定に当たって必要とされた情報及び介護サービス計画・介護予防サービス計画の作成等に当たって必要とされる情報を含む。）」に改める。

第４条及び第５条を次のように改める。

（情報提供の申出）

第４条　情報提供を受けようとする者は、要介護・要支援認定関係資料提供申出書（様式第１号）に必要事項を記入し、自らが第２条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を提示又は提出の上、申出を行わなければならない。この場合において、第２条第２号から第５号までに規定する者（同号に規定する者については、要介護・要支援認定者の法定代理人である者を除く。）が申出を行うときは、要介護・要支援認定者の同意を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第２条第４号に規定する者が、自己が作成する主治医意見書に当該主治医意見書に係る要介護・要支援認定者の介護認定審査会での認定結果についての情報提供を希望する旨記載したときは、当該認定がなされた時に前項の申出がなされたものとみなす。

（情報提供の通知等）

第５条　市長は、情報提供の申出があった場合は、要介護・要支援認定結果通知書（様式第２号）により当該申出をした者に通知する。ただし、要介護・要支援認定者が迅速な介護サービスを受ける緊急の必要があるときは、この限りでない。

２　次に掲げる情報提供の申出があった場合には、その申出に応じないものとする。

（１）　要介護・要支援認定者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる申出

（２）　郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は電話による申出。ただし、要介護・要支援認定者の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

第６条中「個人情報の提供」を「情報提供」に改める。

第８条見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「個人情報の提供」を「情報提供」に、「使用してはならない」を「利用してはならない」に改める。

第９条中「個人情報の提供」を「情報提供」に改める。

別表を次のように改める。

区分		金額
文書又は図画（マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）	乾式複写機による用紙への複写（白黒）	用紙１枚につき10円
	乾式複写機による用紙への複写（カラー）	用紙１枚につき20円
電磁的記録	用紙への出力（白黒）	用紙１枚につき10円
	用紙への出力（カラー）	用紙１枚につき20円
	光ディスクへの複写	１枚につき350円
その他の方法により写しを作成する場合		当該作成に要する費用
公文書の写しを送付する場合	当該送付に要する費用	当該送付に要する費用

備考

１　写しを交付する用紙は、日本産業規格Ａ列３番までのものを用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の個人情報が記録された公文書の写しの枚数は、日本産業規格Ａ列３番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

２　写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷等するときは、片面を１枚として額を算定する。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第４条関係）

年　月　日

大和高田市長　宛

要介護・要支援認定関係資料提供申出書

申出者	申出者氏名		
	事業者等の名称		
	住所又は所在地		
	電話番号		
	被保険者との関係	1	□本人
		2	□親族（続柄　　）
		3	事業者等 □居宅介護支援事業者　□施設サービス事業者　□居宅介護サービス事業者 □地域密着型サービス事業者　□地域包括支援センター　□認定調査に従事した調査員
		4	□主治医意見書を記載した医師
		5	□成年後見人　□保佐人　□補助人 □任意後見人その他成年後見制度等利用手続きに従事する者
		6	□法定代理人
	提供された資料については、下記目的のためだけに利用し、守秘義務を遵守します。 申出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		

被保険者	被保険者番号	
	氏名	
	住所	
	提供資料	□　要介護・要支援認定に係る調査内容（調査票）（判定結果等を含む。） □　要介護・要支援認定に係る調査内容（特記事項） □　主治医意見書（主治医の同意のあるものに限る。） □　その他（　　）
	提供方法	□　窓口での閲覧 □　写しの交付
	申出の目的	□　サービス計画作成のため □　区分変更申請を検討するため □　その他（　　）

※申出者が本人と法定代理人以外の場合は同意が必要です。但し、事業者等の申出で認定申請書の同意欄において既に同意を得ている場合は除きます。

私は、大和高田市が所有する上記の資料について、申出者に提供することに同意します。 本人又は法定代理人　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	事業者等の申出の場合 認定申請書の同意 有　□

※以下には記入しないでください。

＜確認欄＞　各必要書類から必ず１種（身分を証する書類で顔写真のないものは２種）以上は確認が必要。

必要書類	確認書類例	左記の書類が必要な申出者
身分を証する書類	□運転免許証　□マイナンバーカード □調査員証　□介護支援専門員証 □その他（　　） □健康保険証など顔写真のないものは２種 （　　）	全ての申出者
事業者等に属することが分かる書類	□職員証 □名刺 □その他（　　）	被保険者との関係が、上記３及び４の申出者
申出者と被保険者の関係が上記５又は６に該当することを証明する書類	□戸籍謄本　□戸籍抄本　□審判決定通知書 □登録事項証明書 □その他本人の法定代理人であることが証明できるもの （　　）	被保険者との関係が、上記５又は６の申出者

受付印

（大和高田市立看護専門学校入学者選抜における入学試験成績の開示に関する要綱の一部改正）

第３条　大和高田市立看護専門学校入学者選抜における入学試験成績の開示に関する要綱（平成１４年告示第７０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「要綱」を「告示」に改め、「、大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号）第２２条の規定に基づき」を削り、「の入学試験の成績を開示すること」を「に対して当該受験者の入学試験の成績を提供するに当たっての基準及び手続」に改める。

第２条を次のように改める。

（情報提供の申出）

第２条　この告示に基づく個人情報の提供（以下「情報提供」という。）を受けようとする者は、情報提供の申出を行わなければならない。

２　前項の申出は、口頭により行うことができる。

３　前項の申出は、自らが受験した入学試験に係る各試験得点及びその合計点についてのみ行うことができる。

第３条見出し中「開示請求」を「情報提供の申出」に改め、同条中「開示請求できる」を「情報提供の申出ができる」に改める。

第４条中「開示請求」を「情報提供の申出」に改める。

第５条見出し中「開示場所」を「情報提供の場所」に改め、同条中「開示する」を「情報提供を行う」を改める。

第６条見出し中「開示」を「情報提供」に改め、同条中「要綱」を「告示」に、「開示」を「情報提供」に改める。

第７条（見出し含む。）中「開示請求」を「情報提供」に改め、同条中「開示」を「情報提供」に改める。

第８条見出し中「開示事務」を「情報提供事務」に改め、同条中「開示には」を「情報提供には」に、「開示請求等処理表（別記様式）」を「情報提供等処理表（別記様式）」に、「開示する」を「情報提供を行う」に改める。

第９条中「要綱」を「告示」に改める。

別記様式中「口頭による開示請求等処理表」を「情報提供等処理表」に、「開示期間」を「情報提供期間」に、「請求年月日」を「情報提供申出年月日」に、「請求者」を「申出者」に改める。

（大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱の一部改正）

第４条　大和高田市災害時要援護者登録制度実施要綱（平成２４年告示第１０１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」に改める。

（大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正）

第５条　大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成２５年告示第８７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「、大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号）」を削る。

（大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の廃止）

第６条　大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成１４年告示第８４号）は、廃止する。

（大和高田市介護認定審査の個人情報の開示に関する事務取扱要綱の廃止）

第７条　介護認定審査の個人情報の開示に関する事務取扱要綱（平成１４年告示第４５号）は、廃止する。

附　則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７

号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

告示第３３号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

（大和高田市紹介ＤＶＤ貸出し要綱の一部改正）

第１条　大和高田市紹介ＤＶＤ貸出し要綱（平成２８年告示第１０号）を次のように改正する。

第６条第１項中「広報広聴係」を削る。

（大和高田市特定随意契約の公表に関する要綱の一部を改正する告示）

第２条　大和高田市特定随意契約の公表に関する要綱（平成２１年告示第１０１号）を次のように改正する。

第２条第１項中「契約監理室長」を「契約監理課長」に、「室長」を「課長」に改める。

第２条第２項、第３条及び第４条中「室長」を「課長」に改める。

第５条中「契約監理室」を「契約監理課」に改める。

様式第４号中「契約監理室」を「契約監理課」に改める。

（大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正）

第３条　大和高田市業者選定等審査会要綱（平成１４年告示第７２－２号）を次のように改正する。

第１４条中「契約監理室」を「契約監理課」に改める。

（市立病院診療費等徴収業務委託規程の一部改正）

第４条　市立病院診療費等徴収業務委託規程（平成８年告示第７４号）を次のように改正する。

第６条及び第８条中「医事係長」を「医事担当の医事グループ係長」に改める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

告示第３４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成１１年規則第５９号）第１３条第２項の規定により告示する。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

１　指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目６１番地７
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸１丁目７番１号　東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
ＰａｙＰａｙ株式会社	東京都千代田区紀尾井町１-３
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目２４番１２号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂１-２-３
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目１４番１号　楽天クリムゾンハウス
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南３-５-７　デジタルゲートビル10階

２　指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類
ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

３　指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間
令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

告示第３５号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成１１年規則第５９号）第１７条の３の規定により告示する。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

１　委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目１４番１号 楽天クリムゾンハウス
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目２４番１２号

２　委託した収納事務
ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

３　委託期間
令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

告示第３６号

大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市民の健康の保持及び増進を図るため、健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下「法」という。）第２条の趣旨にのっとり、健康づくり推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で大和高田市健康づくり推進事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が別に定める基準に基づき健康づくりの推進に寄与すると認めたものとする。

（１）　市民の健康の保持及び増進に関する次に掲げる計画に基づき本市において健康づくり推進事業を実施する者

ア　法第８条第２項に規定する健康増進計画

イ　食育基本法（平成１８年法律第６３号）第１８条第１項に規定する食育推進計画

ウ　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１３条第１項に規定する自殺対策計画

エ　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２章に規定する母子保健の向上に関する措置の

うち本市が実施する支援事業の推進に係る計画
オ　大和高田市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成２９年条例第４号）第１０条に規定する歯と口腔の健康づくりに関する計画
カ　その他本市が策定する市民の健康の保持及び増進に資する計画
（２）　本市において健康づくり推進事業を実施している公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和５６年法律第６８号）第２条に規定する公衆浴場を営む者によって組織される団体
（補助対象事業）
第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、補助対象者が補助金を申請する日の属する年度内において行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）　健康の保持及び増進を目的とする日常における運動の機会を提供する事業
（２）　健康の保持及び増進、母子保健若しくは歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及若しくは啓発又は自殺対策に関する住民の理解の促進を目的とする事業
（３）　食生活の改善その他食育の推進を目的とする事業
（４）　公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第３条に規定する機会の確保に資する事業
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
２　前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から補助又は助成を受けている事業は、対象事業から除くものとする。
（補助対象経費）
第４条　補助の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。
（補助金の額）
第５条　補助金の額は、補助対象者一人（補助対象者が団体の場合にあっては一団体）につき、１会計年度において３００，０００円を限度とする。
２　前項の規定により算出された補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請等）
第６条　補助金の交付を受けようとする者は、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付申請書（様式第１号）にその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。
２　市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、その可否を大和高田市健康づくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）
第７条　市長は、前条第２項の規定により交付の決定を行ったときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付を概算払により行うものとする。
２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付決定者は、大和高田市健康づくり推進事業補助金概算払交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。
（事業内容の変更）
第８条　交付決定者は、やむを得ない事情により、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに大和高田市健康づくり推進事業変更等承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否を大和高田市健康づくり推進事業変更等承認（不承認）通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。
（実績報告）
第９条　交付決定者は、補助事業が完了したとき（前条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに大和高田市健康づくり推進事業実績報告書（様式第６号）にその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による補助事業の実績報告を受けたときは補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、大和高田市健康づくり推進事業補助金確定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

（精算）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、大和高田市健康づくり推進事業補助金返還命令書（様式第８号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　この告示の規定に違反したとき。

（３）　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、当該補助金の返還を求めなければならない。

３　前条の規定は、前項の規定による返還の手続について準用する。

（補助金交付規則の適用）

第１３条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、大和高田市補助金交付規則（平成１２年規則第５１号）の定めるところによる。

（補則）

第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

経費の区分	説明
報償費	講師謝礼
旅費	交通費
需用費	光熱水費（調理実習で使用するものに限る。）、消耗品費（調理実習で使用する食材を含む。）、印刷製本費及び図書購入費
役務費	通信運搬費、保険料及び口座振替手数料
委託料	警備保障委託料
使用料及び賃借料	施設使用料、動産借上料、通行料及び駐車料
備品購入費	事業の実施に必要な器具
負担金	研修会負担金及び団体等への負担金

様式第１号（第６条関係）　（表）

年　月　日

大和高田市長　宛

（申請者）住所又は所在地
団体等名称
代表者氏名　印
電話番号

大和高田市健康づくり推進事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象者	団体等名称 交付要綱第２条各号に規定する補助対象者の分類　（第　号） 交付要綱第３条各号に規定する補助対象事業の分類　（第　号）	
事業計画	実施時期	事業内容
	□　別添資料のとおり	

（裏）

収支予算	収入の部				
	収入科目	本年度予算額ａ	前年度決算額ｂ	比較増減 ａ－ｂ	説明
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	収入合計	円	円	円	
	支出の部				
	支出科目	本年度予算額ａ	前年度決算額ｂ	比較増減 ａ－ｂ	説明
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	支出合計	円	円	円	
	□　別添資料のとおり				
交付申請額	金　　円（３００，０００円以内とする）				
添付書類	□　団体等の詳細がわかる書類（会員名簿など） □　市長が必要と認める書類 （　　）				

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

住所又は所在地
団体等名称
代表者名　　様

大和高田市長　　印

大和高田市健康づくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった大和高田市健康づくり推進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	交付　・　不交付
補助金交付決定額	金　　円
交付の条件等 （不交付決定の理由）	

様式第３号（第７条関係）

年　月　日

大和高田市長　宛

（請求者）所在地又は住所
団体等名称
代表者氏名　印
電話番号

大和高田市健康づくり推進事業補助金概算払交付請求書

このことについて、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　円

様式第４号（第８条関係）

年　月　日

大和高田市長　宛

（申請者）所在地又は住所
団体等名称
代表者氏名　印
電話番号

大和高田市健康づくり推進事業変更承認申請書

年　月　日　第　号で交付決定を受けた大和高田市健康づくり推進事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき申請します。

記

（変更・中止）の日	年　月　日
（変更・中止）の理由	□　感染症のまん延及び大規模な災害等の発生等により、事業の維持又は継続が困難になったとき
変更の内容	変更後の内容
	変更前の内容

※必要に応じて、関係書類を添付するものとする。

様式第５号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

住所又は所在地
団体等名称
代表者名　　様

大和高田市長　　印

大和高田市健康づくり推進事業変更承認（不承認）決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった大和高田市健康づくり推進事業の変更について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	承認　・　不承認
決定の条件等 （不承認の理由）	

様式第６号（第９条関係）　（表）

年　月　日

大和高田市長　宛

（報告者）所在地又は住所
団体等名称
代表者氏名　印
電話番号

大和高田市健康づくり推進事業実績報告書

このことについて、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

団体等名称		
交付決定額		金　円
事業完了日		
事業報告	実施時期	事業内容
	□　別添資料のとおり	

（裏）

収支決算	収入の部				
	収入科目	本年度予算額ａ	本年度決算額（見込）ｂ	比較増減ａ－ｂ	説明
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	収入合計	円	円	円	
	支出の部				
	支出科目	本年度予算額ａ	本年度決算額（見込）ｂ	比較増減ａ－ｂ	説明
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	支出合計	円	円	円	
	□　別添資料のとおり				
添付書類	□　収入及び支出の詳細が確認できる書類（領収書など） □　市長が必要と認める書類 （　　）				

様式第７号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

住所又は所在地
団体等名称
代表者名　　様

大和高田市長　　印

大和高田市健康づくり推進事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった大和高田市健康づくり推進事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付決定額	金　　円

様式第８号（第１１条関係）

大和高田市健康づくり推進事業補助金返還命令書（精算）

住所又は所在地
団体等名称
代表者名　　様

大和高田市長　　印

大和高田市健康づくり推進事業補助金返還命令書

このことについて、大和高田市健康づくり推進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還金額	金　　円 （既交付金額　金　　円 交付確定金額　金　　円）
２　返還期限	年　月　日まで
３　返還理由	□　感染症のまん延及び大規模な災害等の発生等により、事業の維持又は継続が困難になったとき
４　返還方法	

告示第３７号

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱（令和３年告示第６０号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「２分の１」を「１００分の７０」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第２項中「、前項」を「、前条」に改める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

公　告

公告第１８号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和５年３月９日

大和高田市長　堀内　大造

公告第１９号

大和高田市では、事業者等との協働により、市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、市が所有する施設等に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業を実施することとし、下記のとおりネーミングライツパートナーの募集を行いますので、公告します。

令和５年３月２２日

大和高田市長　堀内　大造

１．対象施設

橋梁：高田橋（たかだばし）

２．ネーミングライツ付与期間

令和５年８月１日（予定）から令和８年７月３１日まで

３．ネーミングライツ料

最低提案金額は、原則として年額１５０，０００円からとします。

４．応募資格

大和高田市ネーミングライツパートナー募集要項（以下「募集要項」という。）の「６.応募資格」の要件を全て満たす者であること。

５．申請受付期間

令和５年４月１０日から令和５年５月１９日まで

６．その他

募集要項による

７．担当課

〒６３５-８５１１　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市　企画政策部　企画創生課　（電話：０７４５-２２-１１０１）

公告第２０号

入　札　公　告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第７条の規定に基づき公告します。

令和５年３月２３日

大和高田市長　堀内　大造

１　件　　名	令和５年度大和高田市ケアプラン点検業務委託
２　業務期間	契約締結日から令和６年３月３１日まで
３　業務場所	大和高田市役所
４　業務内容	仕様書のとおり
５　入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。 （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （３）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 （４）（１）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。 （５）地方公共団体等において、ケアプラン点検業務の受託実績を有する者であること。 （６）以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【ＪＩＳＱ１５００１】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）【ＪＩＳＱ２７００１】
６　競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （１）様式については、大和高田市ホームページの「入札･契約情報」よりダウンロードしてください。 （２）必要書類は、次のとおりとします。 ①　一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ②　暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③　５の（５）の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④　５の（６）に定める有資格者であることを証する写し ⑤　履歴事項全部証明書の写し（発行後３ヶ月以内のもの） ⑥　印鑑証明書の写し（発行後３ヶ月以内のもの） 上記⑤、⑥は、令和５年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （３）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。

	（４）受付期間 　令和５年３月２３日（木）から令和５年４月６日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （５）受付時間 　午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし、正午から午後１時までを除きます。 （６）提出場所 　〒６３５－８５１１ 　大和高田市大字大中９８番地４ 　大和高田市役所新庁舎　３階　総務部契約監理室
７　競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （１）郵送日 　提出期限の翌日から３日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （２）競争入札参加資格を認めた場合の通知 　参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （３）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 　参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
８　入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、ＦＡＸにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） （１）受付期限 　令和５年４月１４日（金）午後５時まで （２）送信先 　大和高田市役所　総務部契約監理室 　ＦＡＸ　０７４５－４９－００５３ （３）回答期限 　令和５年４月１７日（月）午後５時まで 　回答は、原則質問者に対してのみ行います。
９　入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （１）期限 　令和５年４月１９日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （２）郵送先 　〒６３５－８７９９ 　大和高田市神楽２－７－４６　日本郵便株式会社大和高田郵便局留 　大和高田市　契約監理室 （３）郵送方法 　不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
１０　入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
１１　入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第９条第２項の規定により入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
１２　開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。

	（１）日時 令和５年４月２０日（木）午前１０時 （２）場所 大和高田市役所　３階会議室１ （３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
１３　入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第１２条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に５に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
１４　落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
１５　契約保証金	免除します。
１６　その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠する。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第２０号の２

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第５条第１項の規定による定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により、次のとおり公告します。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

１．予防接種の種類

対象疾病 （A類疾病）	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症
対象疾病 （B類疾病）	インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

２．予防接種の対象者の範囲

予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第３条に規定する対象者であるもの

３．予防接種を行う期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

４．予防接種を行う場所

市長が予防接種を委託する医療機関

５．予防接種の対象者から除かれる者
（１） 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
（２） 明らかな発熱を呈している者
（３） 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
（４） 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
（５） 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
（６） 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
（７） Ｂ型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、ＨＢｓ抗原陽性の者の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗ＨＢｓ人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
（８） ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
（９） 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者
（１０） その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

６．予防接種の判断を行うに際して注意を要する者
（１） 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
（２） 予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
（３） 過去にけいれんの既往のある者
（４） 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
（５） 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
（６） バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
（７） 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
（８） ロタウイルス感染症の予防接種にあっては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

公告第２０号の３

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第９６号）第５条の規定による改正前の予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により、次のとおり公告します。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

１．予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症

２．予防接種の対象者の範囲

予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、厚生労働大臣が対象者として指定した生後６月以上のもの。ただし、住民基本台帳に記録されていない生後６月以上の者のうち、本市に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれるものとする。

３．予防接種を行う期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

４．予防接種を行う場所

市長が設置する場所及び市長が予防接種を委託する医療機関

５．予防接種の対象者から除かれる者

（１）　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

（２）　明らかな発熱を呈している者

（３）　重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（４）　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

（５）　その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

６．予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

（１）　心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

（２）　予防接種で接種後２日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

（３）　過去にけいれんの既往のある者

（４）　過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

（５）　接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

（６）　バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

教育委員会

教育委員会規則第１号

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

大和高田市適応指導教室設置規則（令和２年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号中「公認心理師」の前に「公認心理師法（平成２７年法律第６８号）第２８条の登録を受けた」を加え、同項第２号中「協会」の次に「の認定」を加え、同項第３号を次のように改める。

（３）　医師法（昭和２３年法律第２０１号）第６条の規定により免許を受けた医師であって精神保健に関して学識経験を有するもの

第１１条第１項第４号中「限る）又は」を「限る。）若しくは」に改め、「もの又は」の次に「それらの職に」を加え、同項第５号中「教育委員会が」を削り、「知識及び経験」を「能力」に改め、同条第２項第２号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又はそれらの職に」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

教育委員会規則第２号

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大和高田市教育委員会事務局組織規則（昭和３３年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「庶務グループ、管理グループ、保健給食係」を「教育総務グループ」に改め、同項第２号中「学校教育係、商業高校事務係」を「学校教育グループ」に改め、同項第４号中「、文化財係」を削る。

第３条及び第４条を次のように改める。

（教育総務課）

第３条　教育総務課においては、次の事務をつかさどる。

（１）　教育委員会の会議に関すること。

（２）　公印の管守に関すること。

（３）　事務局の職員の任免その他の人事に関すること。

（４）　教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。

（５）　教育委員会の予算及び経理に関すること。

（６）　学校の設置及び廃止に関すること。

（７）　教育財産の管理に関すること。

（８）　教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

（９）　教育委員会の広報に関すること。

（１０）　教育委員会に関係する文書の収受発送に関すること。

（１１）　奈良県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。

（１２）　事務局各課の連絡調整に関すること。

（１３）　事務局の職員の研修に関すること。

（１４）　公立学校共済組合に関すること。

（１５）　学校その他教育施設の建設及び営繕保全に関すること。

（１６）　学校保健及び学校安全に関すること。

（１７）　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

（１８）　学校給食に関すること。

（１９）　（１６）から（１８）までに掲げるもののほか学校保健、学校安全及び学校給食の指導に関すること。

（２０）　部内の他の課の所管に属さないこと。

（学校教育課）

第４条　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

（１）　学校教育の一般方針に関すること。

（２）　学校の管理及び運営に関すること。
（３）　教育関係職員の任免その他人事に関すること。
（４）　教科内容及びその取扱いに関すること。
（５）　教科用図書及びこれに類する教材の採択に関すること。
（６）　生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関すること。
（７）　学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
（８）　教育関係職員の研修に関すること。
（９）　教育関係職員の福利厚生に関すること。
（１０）　通学区域の設定及び変更に関すること。
（１１）　奨学育英に関すること。
（１２）　教育施設の貸与に関すること。
（１３）　学校教育指導に必要な調査統計に関すること。
（１４）　人権教育の基本方針及び推進に関すること。
（１５）　学校教育における人権教育の指導に関すること。
（１６）　人権教育補助事業の申請に関すること。
（１７）　その他学校教育の指導に関すること。
（１８）　市立高田商業高等学校の管理及び運営に関すること。

第６条を次のように改める。

（生涯学習課）

第６条　生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。
（１）　社会教育の基本方針に関すること。
（２）　社会教育施設(他の所管に属するものを除く。)の設置並びに管理及び運営に関すること。
（３）　社会教育委員の会議に関すること。
（４）　ユネスコ活動に関すること。
（５）　社会教育団体の指導育成に関すること。
（６）　講座の開設及び討論会、講習会、講演会その他、集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
（７）　学校施設を利用する生涯学習及び社会教育に関すること。
（８）　視聴覚教育に関すること。
（９）　生涯学習及び社会教育資料の刊行配布に関すること。
（１０）　生涯学習及び社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。
（１１）　情報の交換及び調査研究に関すること。
（１２）　その他生涯学習及び社会教育に関すること。
（１３）　文化財の発掘及び調査並びに保存及び保護に関すること。
（１４）　文化財保護審議会に関すること。
（１５）　文化財の啓発宣伝に関すること。
（１６）　（１３）から（１５）までに掲げるもののほか文化財に関すること。

第１０条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　グループを置いている課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

教育総務グループ

庶務担当
（１）　教育委員会の会議に関すること。
（２）　公印の管守に関すること。
（３）　事務局の職員の任免その他の人事に関すること。

（４）　教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
（５）　教育委員会の予算及び経理に関すること。
（６）　学校の設置及び廃止に関すること。
（７）　教育財産の管理に関すること。
（８）　教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
（９）　教育委員会の広報に関すること。
（１０）　教育委員会に関係する文書の収受発送に関すること。
（１１）　奈良県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。
（１２）　事務局各課の連絡調整に関すること。
（１３）　事務局の職員の研修に関すること。
（１４）　公立学校共済組合に関すること。
（１５）　課内の他の係長の補助に関すること。
（１６）　部内の他の課の所管に属さないこと。

管理担当
（１）　学校その他教育施設の建設及び営繕保全に関すること。
（２）　課内の他の係長の補助に関すること。

保健給食担当
（１）　学校保健及び学校安全に関すること。
（２）　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
（３）　学校給食に関すること。
（４）　その他学校保健、学校安全及び学校給食の指導に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

学校教育グループ

学校教育担当
（１）　学校教育の一般方針に関すること。
（２）　学校の管理及び運営に関すること。
（３）　教育関係職員の任免その他人事に関すること。
（４）　教科内容及びその取扱いに関すること。
（５）　教科用図書及びこれに類する教材の採択に関すること。
（６）　生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関すること。
（７）　学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
（８）　教育関係職員の研修に関すること。
（９）　教育関係職員の福利厚生に関すること。
（１０）　通学区域の設定及び変更に関すること。
（１１）　奨学育英に関すること。
（１２）　教育施設の貸与に関すること。
（１３）　学校教育指導に必要な調査統計に関すること。
（１４）　人権教育の基本方針及び推進に関すること。
（１５）　学校教育における人権教育の指導に関すること。
（１６）　人権教育補助事業の申請に関すること。
（１７）　その他学校教育の指導に関すること。

商業高校事務担当
（１）　市立高田商業高等学校の管理及び運営に関すること。

生涯学習グループ

生涯学習担当

（１）　社会教育の基本方針に関すること。
（２）　社会教育施設（他の所管に属するものを除く。）の設置並びに管理及び運営に関すること。
（３）　社会教育委員の会議に関すること。
（４）　ユネスコ活動に関すること。
（５）　社会教育団体の指導育成に関すること。
（６）　講座の開設及び討論会、講習会、講演会その他、集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
（７）　学校施設を利用する生涯学習及び社会教育に関すること。
（８）　視聴覚教育に関すること。
（９）　生涯学習及び社会教育資料の刊行配布に関すること。
（１０）　生涯学習及び社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関すること。
（１１）　情報の交換及び調査研究に関すること。
（１２）　その他生涯学習及び社会教育に関すること。
（１３）　課内の他の係長の補助に関すること。

文化財担当

（１）　文化財の発掘及び調査並びに保存及び保護に関すること。
（２）　文化財保護審議会に関すること。
（３）　文化財の啓発宣伝に関すること。
（４）　その他文化財に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる課に属する係長であって同欄に掲げる係長は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、令和５年４月１日をもって、旧所属の欄に掲げる区分に応じて、新所属の欄に掲げる課に属すべき係長として同欄に掲げる係長の辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
教育総務課	庶務グループ係長	教育総務課	教育総務グループ係長
教育総務課	管理グループ係長	教育総務課	教育総務グループ係長
教育総務課	保険給食係長	教育総務課	教育総務グループ係長
学校教育課	学校教育係長	学校教育課	学校教育グループ係長
学校教育課	商業高校事務係長	学校教育課	学校教育グループ係長
生涯学習課	生涯学習グループ係長	生涯学習課	生涯学習グループ係長
生涯学習課	文化財係長	生涯学習課	生涯学習グループ係長

教育委員会訓令第１号

大和高田市部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市部活動地域移行検討委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　この訓令は、大和高田市部活動地域移行検討委員会の設置、所掌事務、組織等について必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第２条　教育委員会に、大和高田市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第３条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。
（１）　大和高田市立中学校（以下「中学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）を地域に移行するに当たって必要とされる制度、組織、計画、調査等に関すること。
（２）　部活動以外の活動のうちスポーツ、文化、科学等に関する活動であって中学校の生徒が参加するものの運営方法等に関すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域への移行に関し必要な事項
（組織）
第４条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
（１）　教育長
（２）　中学校の学校長のうち教育長が指名する者
（３）　前号の者が推薦する部活動の指導に従事する教育関係職員
（４）　教育委員会事務局教育部長
（５）　教育委員会事務局教育部学校教育課長
（６）　前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
（委員の任期）
第５条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和８年３月３１日までとする。
（会長及び副会長）
第６条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長には教育長を、副会長には第４条第２項第２号に該当する者として委員に任命された者をもってこれに充てる。
３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。
（委任）
第９条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

教育委員会訓令第２号

大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱の一部を改正する訓令

大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱（平成２６年教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号)」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)」に改める。

附　則

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

教育委員会告示第３号

大和高田市教育委員会３月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月６日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

１　日時

令和５年３月９日（木）午後３時４０分

２　場所

市役所　２階　教育長室

３　議案

第１号　教職員人事について

第２号　その他

教育委員会告示第４号

大和高田市教育委員会３月定例委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月１４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

１　日時

令和５年３月２４日（金）午前１０時００分

２　場所

市役所５階　会議室８

３　議案

第１号　大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）について

第２号　大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（案）について

第３号　大和高田市部活動地域移行検討委員会設置要綱（案）について

第４号　大和高田市適応指導教室設置規則の一部を改正する規則（案）について
第５号　大和高田市立高田商業高等学校入学者選抜における学力検査成績の開示に関する要綱の一部を改正する告示（案）について
第６号　大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱の一部を改正する告示（案）について
第７号　大和高田市指定文化財の新規指定について
第８号　後援願いについて
第９号　その他

教育委員会告示第５号

大和高田市教育委員会３月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

１　日時

令和５年３月２４日（金）午前１１時１５分

２　場所

市役所５階　会議室８

３　議案

第１号　市職員人事について
第２号　その他

教育委員会告示第６号

大和高田市文化財保護条例（平成５年３月２３日条例第１５号）第５条第４項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

彫刻の部

名　　称	員数	所有者（管理者）	所　在　地
天神社本殿棟札・置札及び棟木断片銘ほか	一括	宗教法人天神社	大和高田市三和町２番１５号天神社

教育委員会告示第７号

大和高田市文化財保護条例（平成５年３月２３日条例第１５号）第５条第４項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

名　　称	員数	所有者（管理者）	所　在　地
野口の太鼓踊り絵馬	１面	野口自治会	大和高田市大字野口１６９番地２野口公会堂

教育委員会告示第９号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成１４年教育委員会告示第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「及び第８号」を「、第８号及び第９号」に改め、同条に次の１号を加える。

（９）　オンライン学習通信費　ＩＣＴを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合の家庭におけるオンライン学習に係る経費（当該学習に必要な通信機器の購入又は借入れに係る経費を含む。）

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

教育委員会告示第１０号

大和高田市立高田商業高等学校入学者選抜における学力検査成績の開示に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和５年３月２４日

大和高田市教育委員会教育長　梶木　義敏

大和高田市立高田商業高等学校入学者選抜における学力検査成績の開示に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市立高田商業高等学校入学者選抜における学力検査成績の開示に関する要綱（平成１３年教育委員会告示第５号）の一部を次のように改正する。

題名中「の開示」を「に係る個人情報の提供」に改める。

第１条中「要綱は、大和高田市個人情報保護条例（平成１３年条例第２７号）第２２条の規定に基づき、」を「告示は、」に、「を開示する」を「に係る個人情報を提供する」に改める。

第２条を次のように改める。

（情報提供の申出）

第２条　この告示に基づく個人情報の提供（以下「情報提供」という。）を受けようとする者は、情報提供の申出を行わなければならない。

２　前項の申出は、口頭により行うことができる。

３　前項の申出は、自らが受検した入学者選抜学力検査に係る各検査得点及びその合計点についてのみ行うことができる。

第３条見出し中「開示請求」を「情報提供の申出」に改め、同条中「開示の請求」を「情報提供の申出」に改める。

第４条中「開示請求」を「情報提供の申出」に改める。

第５条の見出し中「開示場所」を「情報提供の場所」に改め、同条中「開示する」を「情報提供を行う」に改める。

第６条の見出し中「開示」を「情報提供」に改め、同条中「要綱」を「告示」に、「開示」を「情報提供」に改める。

第７条の見出し中「開示請求に必要な」を「情報提供に必要な」に改め、同条中「開示請求に際し」

を「情報提供に際し」に、「開示を」を「情報提供を」に改める。

第８条の見出し中「開示事務の」を「情報提供事務の」に改め、同条中「開示に」を「情報提供に」に改める。

第９条中「要綱」を「告示」に改める。

附　則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第４号

令和５年３月１日現在における地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１１項及び第５条第１５項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第７４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和５年３月１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

３分の１の数	１８，２８７　人
６分の１の数	９，１６４　人
５０分の１の数	１，０９８　人

選挙管理委員会告示第５号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月１５日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年３月２２日（水）　午前　９時００分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

３　議案

第１号　公職選挙法第２８条第１号、第２号及び第３号の規定による抹消について

第２号　選挙人名簿の選挙時登録について

第３号　選挙権を有する者の総数の３分の１、６分の１及び５０分の１について

第４号　奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙について

第５号　大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙について

第６号　その他

選挙管理委員会告示第６号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４４条の２第１項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は８区画とする。設置完了日は、令和５年３月２２日とし、掲示できる日は次のとおりである。

令和５年３月２２日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　掲示のできる日

令和５年３月２３日

２　設置場所

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第７号

令和５年３月２２日現在における地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項に規定する奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１１項及び第５条第１５項に規定する当該選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第７４条第１項及び第５条第１項に規定する当該選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和５年３月２２日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

３分の１の数	１８，２８５人
６分の１の数	９，１４３人
５０分の１の数	１，０９８人

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示第８号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１７５条の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

令和５年３月２２日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年３月２３日（木）　午後５時３０分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

選挙管理委員会告示第９号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年３月３０日（木）　午前　９時００分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

３　議案

第１号　公職選挙法第２８条第１号、第２号及び第３号の規定による抹消について

第２号　選挙人名簿の選挙時登録について

第３号　選挙権を有する者の総数の３分の１、６分の１及び５０分の１について

第４号　その他

選挙管理委員会告示第１０号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２の規定により大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　期日前投票所の場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　２階　市民活動室

２　期日前投票所を設ける期間

令和５年３月２４日から令和５年４月８日まで

選挙管理委員会告示第１１号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第１２号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条の規定により準用する同法第６２条第２項及び第４項の規定により、開票立会人として届出のあった者が１０人を超えるとき及び同一政党に属する者が３人以上あるときにおけるくじを行う日時

及び場所を次のとおり定める。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年４月６日（木）　午後５時３０分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

選挙管理委員会告示第１３号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　不在者投票所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　２階　市民活動室

選挙管理委員会告示第１４号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

令和５年３月２３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第１５号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和５７年１０月奈良県条例第４号）第１条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は８区画とする。設置完了日は、令和５年３月３０日とし、掲示できる日は次のとおりである。

令和５年３月３０日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　掲示のできる日

令和５年３月３１日

２　設置場所

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第１６号

令和５年３月３０日現在における地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項に規定する奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１１項及び第５条第１５項に規定する当該選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第７４条第１項及び第５条第１項に規定する当該選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は、次のとおりである。

令和５年３月３０日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

３分の１の数	１８，２７６人
６分の１の数	９，１３８人
５０分の１の数	１，０９７人

選挙管理委員会告示第１７号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１７５条の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

令和５年３月３０日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年３月３１日（金）　午後５時３０分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

選挙管理委員会告示第１８号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２の規定により大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　期日前投票所の場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　２階　市民活動室

２　期日前投票所を設ける期間

令和５年４月１日から令和５年４月８日まで

選挙管理委員会告示第１９号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第２０号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条の規定により準用する同法第６２条第２項及び第４項の規定により、開票立会人として届出のあった者が１０人を超えるとき及び同一政党に属する者が３人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年４月６日（木）　午後５時３０分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

選挙管理委員会告示第２１号

令和５年４月９日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　不在者投票所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　２階　市民活動室

選挙管理委員会告示第２２号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第２３号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年４月９日（日）　午後９時００分

２　場所

大和高田市幸町１１番１４号

大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第２４号

令和５年４月９日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

令和５年３月３１日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　開票管理者

省略（市役所前掲示場掲示済）

２　職務を代理すべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

選挙管理委員会告示第２５号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和５年４月３日

大和高田市選挙管理委員会委員長　酒本　繁雄

１　日時

令和５年４月９日（日）　午前　６時３０分

２　場所

大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　４階　会議室３

３　議案

第１号　公職選挙法第２８条第１号、第２号及び第３号の規定による抹消について

第２号　選挙当日の有権者数について

第３号　その他

農業委員会

農業委員会告示第３号

大和高田市農業委員会４月定例委員会を次のとおり招集する。

令和５年３月２７日

大和高田市農業委員会会長　弓場　一郎

１　日時

令和５年４月１０日（月曜日）午前１１時

２　場所

大和高田市役所５階　会議室６

３　議案

第１号　農地法第３条第１項について申請の件

第２号　農地法第４条規定による申請の件

第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項規定による農用地利用集積計画について

第４号　その他

公営企業

企業管理規程第１号

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和４２年企業管理規程第１号）を次のように改正する。

第２条第２号中「工務係、管理・給水グループ」を「工務グループ」に改め、同条第３号中「総務係、工務係」を「下水道グループ」に改める。

第３条中「総務料金係」を削る。

第４条を次のように改める。

（水道工務課の事務分掌）

第４条　水道工務課の事務分掌は、次のとおりとする。

（１）　水道施設の拡張及び改良に関する企画及び調査に関すること。

（２）　所管に属する道路の占用及び掘削申請に関すること。

（３）　工事の設計、入札、監督、検査及び施行に関すること。

（４）　配水管資材の承認に関すること。

（５）　軽易な工事の設計、監督、検査及び施行に関すること。

（６）　指定給水装置工事事業者の指導育成及び給水工事に関すること。

（７）　漏水防止に関すること。

（８）　開発行為等に係る給水工事の指導に関すること。

（９）　給水資材の承認に関すること。
（１０）　所管に属する道路の占用及び掘削申請に関すること。
（１１）　配、給水管及び既設弁栓類の維持管理に関すること。
（１２）　給水装置の修繕及び修繕料の徴収に関すること。
（１３）　諸施設の維持管理及び調査並びに処分に関すること。
（１４）　諸施設等の使用及び貸与に関すること。
（１５）　水質検査及び水質の安定向上に関すること。
（１６）　公用車の整備及び管理に関すること。
（１７）　公用車の配車及び安全運転の指導に関すること。
（１８）　配水施設の操作に関すること。
（１９）　県営水道の受水に関すること。
（２０）　水圧調整に関すること。
（２１）　配水用薬品の保管に関すること。

第５条中

「　（１４）　課の他の係の補助に関すること。

工務係

（１）　公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
（２）　流域下水道との調整に関すること。
（３）　公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
（４）　公共下水道の水質管理に関すること。
（５）　公共下水道の使用に関すること。
（６）　公共下水道施設の維持管理に関すること。
（７）　公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
（８）　排水設備工事の申請に関すること。
（９）　排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
（１０）　市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。
（１１）　課の他の係の補助に関すること。

」を

「　（１４）　公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
（１５）　流域下水道との調整に関すること。
（１６）　公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
（１７）　公共下水道の水質管理に関すること。
（１８）　公共下水道の使用に関すること。
（１９）　公共下水道施設の維持管理に関すること。
（２０）　公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
（２１）　排水設備工事の申請に関すること。
（２２）　排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
（２３）　市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。

」に

改める。

第７条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　グループを置いている室、課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

工務グループ

工務担当

（１）　水道施設の拡張及び改良に関する企画及び調査に関すること。

（２）　所管に属する道路の占用及び掘削申請に関すること。
（３）　工事の設計、入札、監督、検査及び施行に関すること。
（４）　配水管資材の承認に関すること。
（５）　課内の他の係長の補助に関すること。

管理・給水担当
（１）　軽易な工事の設計、監督、検査及び施行に関すること。
（２）　指定給水装置工事事業者の指導育成及び給水工事に関すること。
（３）　漏水防止に関すること。
（４）　開発行為等に係る給水工事の指導に関すること。
（５）　給水資材の承認に関すること。
（６）　所管に属する道路の占用及び掘削申請に関すること。
（７）　配、給水管及び既設弁栓類の維持管理に関すること。
（８）　給水装置の修繕及び修繕料の徴収に関すること。
（９）　諸施設の維持管理及び調査並びに処分に関すること。
（１０）　諸施設等の使用及び貸与に関すること。
（１１）　水質検査及び水質の安定向上に関すること。
（１２）　公用車の整備及び管理に関すること。
（１３）　公用車の配車及び安全運転の指導に関すること。
（１４）　配水施設の操作に関すること。
（１５）　県営水道の受水に関すること。
（１６）　水圧調整に関すること。
（１７）　配水用薬品の保管に関すること。
（１８）　課内の他の係長の補助に関すること。

下水道グループ
総務担当
（１）　職員の給与、人事及び労務に関すること。
（２）　下水道事業の企画広報に関すること。
（３）　条例、規程の制定改廃に関すること。
（４）　文書の収受及び発送に関すること。
（５）　入札及び契約に関すること。
（６）　予算編成及び決算の調製に関すること。
（７）　業務状況の公表に関すること。
（８）　経理に関すること。
（９）　財政計画に関すること。
（１０）　企業債及び資金計画に関すること。
（１１）　貯蔵品の購入及び管理に関すること。
（１２）　公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
（１３）　公共下水道の使用料（他に委任した事務に係るものを除く。）に関すること。
（１４）　課の他の係長の補助に関すること。

工務担当
（１）　公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
（２）　流域下水道との調整に関すること。
（３）　公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
（４）　公共下水道の水質管理に関すること。
（５）　公共下水道の使用に関すること。

（６）　公共下水道施設の維持管理に関すること。
（７）　公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
（８）　排水設備工事の申請に関すること。
（９）　排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
（１０）　市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。
（１１）　課の他の係長の補助に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる課に属する係長であって同欄に掲げる係長は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、令和５年４月１日をもって、旧所属の欄に掲げる区分に応じて、新所属の欄に掲げる課に属すべき係長として同欄に掲げる係長の辞令を発せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
水道工務課	工務係長	水道工務課	工務グループ係長
水道工務課	管理・給水グループ係長	水道工務課	工務グループ係長
下水道課	総務係長	下水道課	下水道グループ係長
下水道課	工務係長	下水道課	下水道グループ係長

企業管理規程第２号

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月３１日

大和高田市長　堀内　大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業事務分掌規程（昭和４２年企業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項及び第３項中「主査」の次に「、統括調整員」を加える。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

上下水道事業告示第３号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成１０年企業管理規程第２号）第５条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第１０条第１号の規定により告示する。

令和５年３月９日

大和高田市長　堀内　大造

１　事業者名	２　代表者名	３　所在地
株式会社　アプライ	湯淺　美栄	大阪府富田林市錦織南１丁目３５−４５

上下水道事業告示第４号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定により下記のとおり告示する。その関連図面は、令和５年３月３０日から２週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和５年３月３０日

大和高田市長　堀内　大造

記

１　供用及び処理を開始する年月日

令和　５年　４月　１３日

２　供用及び処理を開始する区域

高田川第６処理分区	甘田町・曽大根２丁目・南陽町
高田川第７処理分区	日之出東本町・大谷・築山

３　供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照（１：１０，０００）上下水道部下水道課にて縦覧

４　供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

５　終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野４６０　奈良県第２浄化センター

議　会

議会規程第１号

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和５年３月３１日

大和高田市議会議長　西村　元秀

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第３条　条例第２条第２項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（１）　次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

イ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
キ　指紋又は掌紋
（２）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第１１項に規定する保険者番号及び同条第１２項に規定する被保険者等記号・番号
（３）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第２条第１０項に規定する保険者番号及び同条第１１項に規定する被保険者等記号・番号
（４）　旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第６条第１項第１号の旅券の番号
（５）　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第１９条の４第１項第５号の在留カードの番号
（６）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
（７）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
（８）　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
（９）　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号
（１０）　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９３条第１項第１号の免許証の番号
（１１）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
（１２）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第１３号に規定する住民票コード
（１３）　雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１０条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
（１４）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者番号
（１５）　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号
（１６）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１２条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号
（１７）　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）
第４条　条例第２条第３項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
（１）　次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）別表に掲げる身体上の障害
イ　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害
ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
エ　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
（２）　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」とい

う。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

（３）　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（４）　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

（５）　本人を少年法（昭和２３年法律第１６８号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第５条　条例第１１条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

（２）　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（３）　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（４）　保有個人情報に係る本人の数が１００人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

２　議長は、条例第１１条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

（１）　概要

（２）　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

（３）　原因

（４）　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

（５）　その他参考となる事項

（電磁的方法）

第６条　条例第１５条第４項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

（１）　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（２）　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（３）　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第７条　条例第１６条第２項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

（１）　匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

（２）　匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

（３）　匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）
第８条　議長は、個人情報ファイル（条例第１７条第２項各号に掲げるもの及び同条第３項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第４項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
２　個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
３　議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
４　議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第１７条第２項第１号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
５　議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
６　条例第１７条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）　条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル又は同項第２号に係る個人情報ファイルの別
（２）　条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイルについて、第９項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
７　条例第１７条第２項第１号カの議長が定める数は、１，０００人とする。
８　条例第１７条第２項第１号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
（１）　次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
ア　執行機関の職員又は当該職員であった者
イ　条例第１７条第２項第１号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
（２）　条例第１７条第２項第１号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
９　条例第１７条第２項第３号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第２条第５項第２号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第１７条第１項の規定による公表に係る条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。
（開示請求書）
第９条　条例第１９条第１項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第１号）によるものとする。
（開示請求等における本人確認手続等）
第１０条　条例第１９条第２項、第３２条第２項又は第３９条第２項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
（１）　開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又

はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

（２）　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

２　開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

（１）　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

（２）　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前３０日以内に作成されたもの

３　条例第１８条第２項、第３１条第２項又は第３８条第２項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

４　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

５　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第１１条　条例第２４条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

（２）　事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第２８条第３項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

（３）　写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第１２条　条例第２４条第１項の書面は、開示決定通知書（様式第２号）とする。

２　条例第２４条第２項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第３号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第１３条　条例第２５条第２項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第４号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第１４条　条例第２６条第１項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第５号）とする。

（第三者意見照会書等）

第１５条　条例第２７条第１項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第６号）により行うものとする。

２　条例第２７条第２項の書面は、第三者意見照会書（様式第７号）とする。

３　条例第２７条第１項又は第２項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第８号）とする。

４　議長は、条例第２７条第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

５　条例第２７条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　開示請求の年月日

（２）　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

６　条例第２７条第２項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　前項各号に掲げる事項
（２）　条例第２７条第２項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
７　条例第２７条第３項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第９号）とする。
（電磁的記録の開示方法）
第１６条　条例第２８条第１項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。
（１）　録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録　当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
（２）　前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録　当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
２　前項第２号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
３　前２項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。
（開示の実施の方法等の申出）
第１７条　条例第２８条第３項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
（１）　求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
（２）　開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
（３）　事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
（４）　写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
２　条例第２４条第１項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第２８条第３項の規定による申出は、することを要しない。
（写しの交付及び送付に要する費用）
第１８条　条例第３０条第２項の規定による写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。
２　写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を前納しなければならない。
３　条例第３０条第２項の規定による送付に要する費用は、納付書により納付しなければならない。
（訂正請求書）
第１９条　条例第３２条第１項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第１０号）によるものとする。
（訂正決定通知書等）
第２０条　条例第３４条第１項の書面は、訂正決定通知書（様式第１１号）とする。
２　条例第３４条第２項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第１２号）とする。
（訂正決定等期限延長通知書）
第２１条　条例第３５条第２項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第１３号）とする。
（訂正決定等期限特例延長通知書）

第２２条　条例第３６条第１項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第１４号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第２３条　条例第３７条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第１５号）とする。

（利用停止請求書）

第２４条　条例第３９条第１項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第１６号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第２５条　条例第４１条第１項の書面は、利用停止決定通知書（様式第１７号）とする。

２　条例第４１条第２項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第１８号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第２６条　条例第４２条第２項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第１９号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第２７条　条例第４３条第１項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第２０号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第２８条　条例第４５条第２項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第２１号）により行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第８条第１項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年議会規程第１号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第１８条関係）

区分			金額
写しの作成に要する費用	文書又は図画（マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。）	乾式複写機による用紙への複写（白黒）	用紙１枚につき１０円
		乾式複写機による用紙への複写（カラー）	用紙１枚につき２０円
	マイクロフィルム	用紙への印刷	用紙１枚につき８０円
	写真フィルム	印画紙への印画	１枚につき３０円
	スライド	印画紙への印画	１枚につき１００円
	録音テープ	録音カセットテープへの複写	１巻につき４３０円
	ビデオテープ	ビデオカセットテープへの複写	１巻につき５８０円
	電磁的記録	用紙への出力（白黒）	用紙１枚につき１０円
		用紙への出力（カラー）	用紙１枚につき２０円
		光ディスクへの複写	１枚につき３５０円
	その他の方法により写しを作成する場合		当該作成に要する費用
写しの送付に要する費用	公文書の写しを送付する場合	当該送付に要する費用	当該送付に要する費用

備考

１　写しを交付する用紙は、日本産業規格Ａ列３番までのものを用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いた場合の個人情報が記録された公文書の写しの枚数は、日本産業規格Ａ列３番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

２　写しを交付する場合において、用紙の両面に印刷等するときは、片面を１枚として額を算定する。

様式第１号（第９条関係）

開示請求書

年　月　日

（宛先）大和高田市議会議長

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所

〒　　TEL　（　）

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第１９条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞　□閲覧 □写しの交付
□その他（　　）
＜実施の希望日＞　年　月　日

イ 写しの送付を希望する。

３ 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人

イ 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（　　）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア） 本人の状況 □未成年者（　　年　　月　　日生） □成年被後見人
□任意代理人委任者
（ふりがな）
（イ） 本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（ウ） 本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（　　）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他（　　）

様式第２号（第１２条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　様

大和高田市議会議長

開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第２４条第１項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

２　不開示とした部分とその理由

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

３　開示する保有個人情報の利用目的

４ 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。

（１） 開示の実施の方法等

（２） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：

（３） 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第３号（第１２条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　様

大和高田市議会議長

開示をしない旨の決定通知書

　　年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第２４条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局

担当者名　：
電　話　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第４号（第１３条関係）

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　様

大和高田市議会議長

開示決定等期限延長通知書

　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第２５条第２項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第５号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（開示請求者）　様

大和高田市議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第２６条第１項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第２６条第１項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　　月　　日

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第６号（第１５条関係）

第　　号
年　月　日

（第三者利害関係人）　様

大和高田市議会議長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第１９条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第２７条第１項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	大和高田市議会事務局 （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　：
電　話　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第７号（第１５条関係）

第　　号
年　月　日

（第三者利害関係人）　様

大和高田市議会議長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第１９条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第２７条第２項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　月　日
条例第２７条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 □第１号、 □第２号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	大和高田市議会事務局 （連絡先）
意見書の提出期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第８号（第１５条関係）

第三者開示決定等意見書

年　月　日

（宛先）大和高田市議会議長

（ふりがな）
氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （１）　支障（不利益）がある部分 （２）　支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第９号（第１５条関係）

第　　号
年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様

大和高田市議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から　　年　　月　　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第２７条第３項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　月　日
開示を実施する日	年　月　日

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１０号（第１９条関係）

訂正請求書

年　月　日

（宛先）大和高田市議会議長

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　℡　（　　）＿＿＿＿

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３２条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：　日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

１　訂正請求者　□ 本人　□ 法定代理人　□任意代理人

２　請求者本人確認書類

□運転免許証　□健康保険被保険者証

□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

□その他

（　　）

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況　□未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人

□任意代理人委任者

（ふりがな）

イ　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ウ　本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他

（　　）

５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 □委任状 □その他

（　　）

様式第１１号（第２０条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　様

大和高田市議会議長

訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３４条第１項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１２号（第２０条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　様

大和高田市議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３４条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１３号（第２１条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　様

大和高田市議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３５条第２項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日　（訂正決定等期限　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　：
電　話　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１４号（第２２条関係）

第　　号
年　月　日

（訂正請求者）　様

大和高田市議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３６条第１項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第３６条第１項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１５号（第２３条関係）

第　　号
年　月　日

（市長等）　様

大和高田市議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（市長等）に提供している次の保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３３条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第３７条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１６号（第２４条関係）

利用停止請求書

年　月　日

（宛先）大和高田市議会議長

（ふりがな）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL　（　　）

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第３９条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：　日付：　年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □第１号該当 → □利用の停止、□消去 □第２号該当 → 提供の停止 （理由）

１　利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人

２　請求者本人確認書類

□運転免許証 □健康保険被保険者証

□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

□その他

（　　）

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア　本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人

□任意代理人委任者

（ふりがな）
イ　本人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ウ 本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他
（　　）

５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他
（　　）

様式第１７号（第２５条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　様

大和高田市議会議長

利用停止決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第４１条第１項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１８号（第２５条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　様

大和高田市議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第４１条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大和高田市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大和高田市を被告として（大和高田市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第１９号（第２６条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　様

大和高田市議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第４２条第２項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日　（利用停止決定等の期限　　年　月　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　：
電　話　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２０号（第２７条関係）

第　　号
年　月　日

（利用停止請求者）　様

大和高田市議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第４３条第１項規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第４３条第１項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　月　日

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：

様式第２１号（第２８条関係）

第　　号
年　月　日

（審査請求人等）　様

大和高田市議会議長

諮問をした旨の通知書

年　　月　　日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）第４５条第２項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	（１）　審査請求日 （２）　審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年　月　日・諮問　　号

＜本件連絡先＞
大和高田市議会事務局
担当者名　　：
電　　話　　：
ｅ－ｍａｉｌ：